

## 1. 件名

令和8年八千代市議会第1回定例会

## 2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）

## (1) 会期（34日間）

2月18日（水）	開 会
2月25日（水）	一般質問
2月26日（木）	一般質問
2月27日（金）	一般質問・質疑
3月 3日（火）	常任委員会（総務・福祉）
3月 4日（水）	常任委員会（都市・文教経済）
3月 6日（金）	予算審査特別委員会
3月 9日（月）	予算審査特別委員会
3月10日（火）	予算審査特別委員会
3月11日（水）	予算審査特別委員会
3月23日（月）	総括審議

## (2) 各事件件数

・ 条例の制定案	2 件
・ 条例の一部改正案	12 件
・ 補正予算案	6 件
・ 予算案	7 件
・ 専決処分の承認案	1 件
・ 契約の締結案	1 件
・ 議決事件の一部変更案	3 件
・ 諮問	1 件
計	33 件

## 3. 添付資料（要綱・名簿・写真等）

- ・ 付議すべき事件
- ・ 議案書
- ・ 令和7年度八千代市補正予算（案）の概要（先議分）
- ・ 令和7年度八千代市補正予算（案）の概要（通常提案分）
- ・ 令和7年度八千代市補正予算の概要（専決分）
- ・ 令和8年度八千代市予算（案）概要
- ・ 令和8年度八千代市予算（案）の概要

## 4. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）

八千代市役所 住所：八千代市大和田新田312-5

・ 総務部総務課 電話：047-421-6711

・ 財務部財政課 電話：047-487-5112

## 付議すべき事件

- 議案第 1 号 八千代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定いたしたい。
- 議案第 2 号 八千代市犯罪被害者等支援条例の制定について  
犯罪被害者等の支援について基本的な事項を定め、市民等が安心して生活できる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定いたしたい。
- 議案第 3 号 八千代市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
消防の職員定数を改定するため、条例を改正いたしたい。
- 議案第 4 号 八千代市一般職員の旅費に関する条例及び八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、旅費の種目及び内容を見直す等のため、条例を改正いたしたい。
- 議案第 5 号 八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、駐車場等の利用に係る通勤手当を新設する等のため、条例を改正いたしたい。
- 議案第 6 号 八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について  
市民税等に係る減免の申請の期限を延長し、及び職権による減免について新たに規定するため、条例を改正いたしたい。
- 議案第 7 号 八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。
- 議案第 8 号 八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
村上南地区地区計画及び西八千代北部北地区地区計画ほか6地区の地区計画の変更に伴い、建築物の用途に関する制限を定める等のため、条例を改正いたしたい。

- 議案第 9 号 八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第3次拡張事業の給水人口及び1日最大給水量の見直しに伴い、条例を改正いたしたい。
- 議案第 10 号 八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等を定めるため、条例を改正いたしたい。
- 議案第 11 号 八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
次期指定管理者の指定に向け、指定管理者が行う業務を見直す等のため、条例を改正いたしたい。
- 議案第 12 号 八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。
- 議案第 13 号 八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
緑が丘公民館の管理を指定管理者に行わせるため、条例を改正いたしたい。
- 議案第 14 号 八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。
- 議案第 15 号 令和7年度八千代市一般会計補正予算（第6号）【先議】  
補正額 ー 千円  
補正後の額 882億6,102万6千円
- 議案第 16 号 令和7年度八千代市一般会計補正予算（第7号）  
補正額 △3億3,359万7千円  
補正後の額 879億2,742万9千円
- 議案第 17 号 令和7年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

		補正額	1 6 9 万 9 千円
		補正後の額	1 6 1 億 5, 2 0 6 万 3 千円
議案第	18 号	令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	
		補正額	2 2 0 万 8 千円
		補正後の額	1 6 3 億 7, 5 9 9 万 6 千円
議案第	19 号	令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算 (第 3 号)	
		補正額	1 5 万 7 千円
		補正後の額	8, 1 1 8 万 3 千円
議案第	20 号	令和 7 年度八千代市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	
		資本的収入の補正額	△ 2 億 8, 2 4 2 万 9 千円
		補正後の額	4 億 7, 2 9 7 万 6 千円
		資本的支出の補正額	△ 2 億 8, 2 5 1 万 9 千円
		補正後の額	2 0 億 8, 1 1 1 万 6 千円
議案第	21 号	令和 8 年度八千代市一般会計予算	
		歳入歳出予算総額	8 3 0 億 2, 1 0 0 万円
議案第	22 号	令和 8 年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算	
		歳入歳出予算総額	1 6 1 億 1, 4 2 9 万 2 千円
議案第	23 号	令和 8 年度八千代市介護保険事業特別会計予算	
		歳入歳出予算総額	1 5 9 億 4, 9 5 5 万 2 千円
議案第	24 号	令和 8 年度八千代市墓地事業特別会計予算	
		歳入歳出予算総額	7, 0 4 9 万 1 千円
議案第	25 号	令和 8 年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算	
		歳入歳出予算総額	3 8 億 5, 0 9 5 万 7 千円
議案第	26 号	令和 8 年度八千代市水道事業会計予算	
		収益的収入	4 6 億 4, 3 8 8 万 円
		収益的支出	4 3 億 8, 0 0 2 万 6 千円
		資本的収入	1 7 億 3, 7 1 9 万 1 千円
		資本的支出	2 8 億 7, 1 6 9 万 4 千円
議案第	27 号	令和 8 年度八千代市公共下水道事業会計予算	

収益的収入	38億6,148万7千円
収益的支出	41億8,188万4千円
資本的収入	3億2,382万1千円
資本的支出	12億8,287万9千円

- 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度八千代市一般会計補正予算(第5号))
- 議案第 29 号 契約の締結について  
(市立小学校体育館空調設備整備事業)  
市立小学校体育館空調設備整備事業について、太平・福井・竹江・フジプラン特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしたい。
- 議案第 30 号 議決事件の一部変更について  
(八千代市立八千代中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事)  
工事の施工に伴う設計変更に基づき、八千代市立八千代中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。
- 議案第 31 号 議決事件の一部変更について  
(八千代市立高津中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事)  
工事の施工に伴う設計変更に基づき、八千代市立高津中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。
- 議案第 32 号 議決事件の一部変更について  
(八千代市立村上東中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事)  
工事の施工に伴う設計変更に基づき、八千代市立村上東中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
新たに人権擁護委員を推薦いたしたく、議会の意見を求めるもの。

令和 8 年 第 1 回

# 八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

## 目 次

議案第 1 号	八千代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定 について	1 頁
議案第 2 号	八千代市犯罪被害者等支援条例の制定について	15 頁
議案第 3 号	八千代市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	20 頁
議案第 4 号	八千代市一般職員の旅費に関する条例及び八千代市特別職の職員の給与、 旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21 頁
議案第 5 号	八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	31 頁
議案第 6 号	八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について	34 頁
議案第 7 号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	36 頁
議案第 8 号	八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	38 頁
議案第 9 号	八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	41 頁
議案第 10 号	八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	42 頁
議案第 11 号	八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	47 頁
議案第 12 号	八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	49 頁
議案第 13 号	八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	57 頁
議案第 14 号	八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	61 頁
議案第 15 号	令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 6 号）	63 頁
議案第 16 号	令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 7 号）	63 頁
議案第 17 号	令和 7 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	63 頁
議案第 18 号	令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	63 頁
議案第 19 号	令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 3 号）	63 頁
議案第 20 号	令和 7 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 3 号）	63 頁
議案第 21 号	令和 8 年度八千代市一般会計予算	64 頁
議案第 22 号	令和 8 年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算	64 頁
議案第 23 号	令和 8 年度八千代市介護保険事業特別会計予算	64 頁
議案第 24 号	令和 8 年度八千代市墓地事業特別会計予算	64 頁

議案第 25 号	令和 8 年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算	64 頁
議案第 26 号	令和 8 年度八千代市水道事業会計予算	64 頁
議案第 27 号	令和 8 年度八千代市公共下水道事業会計予算	65 頁
議案第 28 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度八千代市一般会計補正予算 (第 5 号))	66 頁
議案第 29 号	契約の締結について (市立小学校体育館空調設備整備事業)	67 頁
議案第 30 号	議決事件の一部変更について (八千代市立八千代中学校外 1 校屋内運動場空調設備設置工事)	68 頁
議案第 31 号	議決事件の一部変更について (八千代市立高津中学校外 1 校屋内運動場空調設備設置工事)	69 頁
議案第 32 号	議決事件の一部変更について (八千代市立村上東中学校外 1 校屋内運動場空調設備設置工事)	70 頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	71 頁

## 議案第 1 号

八千代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

八千代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 5 条－第 3 3 条）

第 3 章 雑則（第 3 4 条）

### 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項に規定する特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 3 0 条の 2 0 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 5 4 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長する

ために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（暴力団の排除）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、八千代市暴力団排除条例（平成24年八千代市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の

16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数, 特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

## 第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は, 乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後, 当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに, 当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は, 前項の面談を行うに当たっては, あらかじめ, 第20条に規定する運営規程の概要, 職員の勤務の体制, 第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は, 第1項の面談において, 前項の重要事項を説明し, 当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は, 乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは, 正当な理由がなければ, これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は, その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し, できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第

5 項（法第 30 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第 30 条の 2 第 3 項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第 2 項及び第 3 項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に

金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の

的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等

支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族

に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めな

ればならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、当該処置の内容について市へ報告しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

#### (電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提

出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定いたしたい。

## 議案第 2 号

八千代市犯罪被害者等支援条例の制定について

八千代市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民等が安心して生活できる地域社会を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又

は理解若しくは配慮に欠ける言動，インターネット等を通じて行われる  
誹謗中傷，報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取  
材及び報道等により，犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛，心身の不調，  
プライバシーの侵害，経済的損失その他の被害をいう。

(7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害をい  
う。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は，犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜら  
れ，その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう，十分配  
慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は，犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に  
応じて，適切に行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は，犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよ  
う，必要な支援が途切れることなく継続して行われるものとする。

4 犯罪被害者等の支援は，二次的被害及び再被害の発生の防止に十分配慮し  
て行われるものとする。

5 犯罪被害者等の支援は，市，市民等，事業者及び関係機関等が相互に連携  
し，及び協力して推進されるものとする。

(市の責務)

第4条 市は，前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっ  
とり，関係機関等との適切な役割分担を踏まえて，犯罪被害者等の支援のた  
めの施策を総合的に策定し，及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は，基本理念にのっとり，犯罪被害者等が置かれている状況及  
び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め，二次的被害を生じさせ  
ることのないよう十分配慮するとともに，犯罪被害者等を地域社会で孤立さ  
せないよう努めるものとする。

2 市民等は，市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう  
努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的な支援体制の整備)

第7条 市は、関係機関等と連携し、及び協力して犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じる窓口を設置し、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を見舞うため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、見舞金を支給するものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言並びに犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を行うものとする。

(日常生活等の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、家事に係る支援その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定の支援)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は二次的被害及び再被害を防止するため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、転居に要する費用の

助成その他必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定の支援)

第13条 市は、犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うものとする。

(精神的な被害の回復の支援)

第14条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう、犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な相談支援に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(本市に住所を有しない犯罪被害者等に関する情報の提供)

第15条 市は、本市に住所を有しない者が本市で発生した犯罪等により被害を受けた場合であって、その者が住所を有する地方公共団体から求めがあったときは、当該地方公共団体に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第16条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、広報その他必要な施策を行うものとする。

(人材の育成)

第17条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な情報の提供その他必要な施策を行うものとする。

(民間支援団体への協力)

第18条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものに対して、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第19条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見等の反映)

第20条 市は、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者、市民等、事業者及び関係機関等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

犯罪被害者等の支援について基本的な事項を定め、市民等が安心して生活できる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定いたしたい。

### 議案第 3 号

八千代市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市職員定数条例の一部を改正する条例  
八千代市職員定数条例（昭和 2 9 年八千代市条例第 4 号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表消防職員の項中「2 3 2」を「2 4 4」に改め、同表合計の項中「1 ,  
3 2 8」を「1 , 3 4 0」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### 提案理由

消防の職員定数を改定するため、条例を改正いたしたい。

## 議案第 4 号

八千代市一般職員の旅費に関する条例及び八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市一般職員の旅費に関する条例及び八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市一般職員の旅費に関する条例及び八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(八千代市一般職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 八千代市一般職員の旅費に関する条例（昭和 4 8 年八千代市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「勤務公署」を「在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第 4 号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(5) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 3 項中「第 1 6 条各号又は第 2 9 条第 1 項に掲げる事由」を「第

28条第4項又は第29条の規定」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

第3条第5項中「第1項及び第2項」を「第1項、第2項及び第4項」に、「の交通機関の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出しを「（旅行命令等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「旅行命令を変更」を「旅行命令等の変更を」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがな

い場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条の見出し中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「旅行命令（）」を「旅行命令等（）」に、「された旅行命令」を「を受けた旅行命令等」に、「本条」を「この条」に、「旅行命令の」を「旅行命令等の」に改め、同条第2項中「旅行命令」を「旅行命令等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「旅行命令」を「旅行命令等」に改める。  
第6条を次のように改める。

（旅費の種目及び内容）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、第12条から第15条まで及び第17条から第19条までの規定の定めるところによる。

第7条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条、第12条から第15条まで及び第17条から第19条までの規定に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同項ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改め、同条第2項を削る。

第8条の前の見出しを削り、同条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第10条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）」を加え、「書類」を「資料」に、「の支出又は」を「又は当該金額の」に、「提示」を「提出」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しな

ったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第10条第2項中「期間中（ただし、やむを得ない事情により旅行命令権者の承認を得た場合を除く。）」を「期間内」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び第3項に規定する期間は、規則で定める。

第11条を次のように改める。

#### 第11条 削除

第2章を次のように改める。

#### 第2章 内国旅行の旅費

##### （鉄道賃）

第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

##### （船賃）

第13条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に

掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第14条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
  - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
  - (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項の規定にかかわらず、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車（同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）であって、職員が任命権者の定めるところにより旅行に使用するための登録を受けたものを利用する移動に要する費用の額は、1キロメートルにつき30円以内で規則で定める額とする。
- 3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。
- 4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

#### 第16条 削除

（宿泊費）

第17条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。  
ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第18条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たり

の定額とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第21条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第17条及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第22条中「種類」を「種目」に、「準じて、任命権者が市長と協議して定める」を「よる」に改める。

第23条第1項中「公用の交通機関等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第24条の2 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

別表を削る。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し及び同条中「種類」を「種目」に改め、「次の」の次に「各号に掲げる」を加え、同条第4号から第7号までを次のように改める。

- (4) その他の交通費
- (5) 宿泊費
- (6) 包括宿泊費
- (7) 宿泊手当

第8条を次のように改める。

(旅費及び費用弁償の額)

第8条 旅費及び弁償する費用の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の例による。

- (1) 市長等及び議長等 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第1条第2項第2号に掲げる指定職職員等
  - (2) 投票管理者等及び第2条第3項各号に掲げる者 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する国家公務員（以下「国家公務員」という。）のうち旅費法施行令第1条第2項第3号に掲げる職務の級（以下「職務の級」という。）が5級の者
  - (3) 前2号以外の者 国家公務員のうち職務の級が7級の者
- 2 前項の規定にかかわらず、その他の交通費（本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに付属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行の場合に限る。）の額は、一般職員の例による。
- 3 第1項第1号に掲げる者である者が、同号に掲げる者以外の者として弁償する費用の支給を受けることとなった場合においては、その者の当該支給を受けるべき弁償する費用の額は、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる者として支給を受けるべき旅費又は弁償する費用の額に相当する額と

する。

第 9 条中「種類」を「種目」に改め、「（昭和 25 年法律第 114 号）」を削り、「準じて任命権者が市長と協議して定める」を「よる」に改める。

第 12 条を次のように改める。

#### 第 12 条 削除

第 13 条第 1 項中「及び前条」を削る。

別表第 7 を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の八千代市一般職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第 1 条の規定による改正前の八千代市一般職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が旧条例第 3 条第 4 項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が旧条例第 3 条第 4 項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場

合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第24条の2の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

#### 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、旅費の種目及び内容を見直す等のため、条例を改正いたしたい。

## 議案第 5 号

八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八千代市一般職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年八千代市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「平成元年八千代市条例第 2 2 号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同条第 2 項中「八千代市職員の勤務時間に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第 1 2 条第 1 項第 2 号中「ため自転車」を「ため自動車」に改め、「用具」の次に「で規則で定めるもの」を加え、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第 3 号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第 2 項第 1 号中「（以下「運賃相当額」という。）」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 1 か月につき、6 7、2 0 0 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額

第 1 2 条第 2 項第 3 号中「自転車等」を「自動車等」に、「運賃等相当額及び前号」を「前 2 号」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。この項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額と

する。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1 か月につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第15条中「八千代市職員の勤務時間に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第16条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条第7項の規定により、あらかじめ勤務時間条例第2条第6項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第16条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「八千代市職員の勤務時間に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第6項及び第7項の規定による勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

第17条及び第21条の3第1項中「八千代市職員の勤務時間に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第12条の規定は、令和8年4月以後の月分の通勤手当の支給について適用し、同年3月以前の月分の通勤手当の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の第16条第3項及び第4項の規定は、令和8年4月以後の月分の時間外勤務手当の支給について適用し、同年3月以前の月分の時間外勤務手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、駐車場等の利用に係る通勤手当を新設する等のため、条例を改正いたしたい。

## 議案第6号

八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月18日提出

八千代市長 服部友則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和29年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には、」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改める。

第90条第2項及び第4項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれ

かに該当することが明らかであり，かつ，特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は，この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第51条第2項，第71条第2項，第89条第2項，第90条第2項及び第4項並びに第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める改正規定は，令和8年4月1日から施行する。

#### 提案理由

市民税等に係る減免の申請の期限を延長し，及び職権による減免について新たに規定するため，条例を改正いたしたい。

## 議案第7号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月18日提出

八千代市長 服部友則

### 八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成12年八千代市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第41号の表中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に、「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に、「第51条第4項」を「第51条第5項」に改める。

第2条第44号の表以外の部分中「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「の容積率」を「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さ」に改め、同号の表中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定による建築物の容積率」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さ」に改める。

第2条第47号の表中「470円」を「500円」に改める。

第2条第48号を削り、同条第49号から第51号までを1号ずつ繰り上げる。

附則第4項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第44号及び第47号の表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八千代市手数料条例の規定は，この条例の施行の日以後にされる申請について適用し，同日前にされた申請に係る手数料については，なお従前の例による。

#### 提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正等に伴い，条例を改正いたしたい。

## 議案第 8 号

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 8 年  
八千代市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 西八千代北部北地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部北地区  
地区整備計画区域」を「緑が丘西複合業務 A 地区地区整備計画区域」に、「西  
八千代北部北地区地区計画」を「緑が丘西複合業務 A 地区地区計画」に改め、  
同表西八千代北部東地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部東地区地区整  
備計画区域」を「緑が丘西第 1 地区地区整備計画区域」に、「西八千代北部東  
地区地区計画」を「緑が丘西第 1 地区地区計画」に改め、同表西八千代北部南  
地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部南地区地区整備計画区域」を「緑  
が丘西第 2 地区地区整備計画区域」に、「西八千代北部南地区地区計画」を「  
緑が丘西第 2 地区地区計画」に改め、同表西八千代北部幹線沿道地区地区整備  
計画区域の項中「西八千代北部幹線沿道地区地区整備計画区域」を「緑が丘西  
第 3 地区地区整備計画区域」に、「西八千代北部幹線沿道地区地区計画」を「  
緑が丘西第 3 地区地区計画」に改め、同表西八千代北部西地区地区整備計画区  
域の項中「西八千代北部西地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第 4 地区地区  
整備計画区域」に、「西八千代北部西地区地区計画」を「緑が丘西第 4 地区地  
区計画」に改め、同表西八千代北部幹線業務地区地区整備計画区域の項中「西  
八千代北部幹線業務地区地区整備計画区域」を「緑が丘西複合業務 B 地区地区

整備計画区域」に、「西八千代北部幹線業務地区地区計画」を「緑が丘西複合業務B地区地区計画」に改め、同表西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域」を「八千代緑が丘駅周辺地区地区整備計画区域」に、「西八千代北部駅周辺地区地区計画」を「八千代緑が丘駅周辺地区地区計画」に改める。

別表第2大和田駅南地区地区整備計画区域の項中「及び(と)項第3号」を「に掲げる建築物及び同表(と)項第3号」に改め、同表村上南地区地区整備計画区域の部商業・業務地区Aの項中「及び(と)項第3号」を「に掲げる建築物(店舗に併設されるもの(店舗を主たる用途として一体的に利用されるものに限る。))を除く。)及び同表(と)項第3号」に改め、同部商業・業務地区Bの項中「及び(と)項第3号」を「に掲げる建築物及び同表(と)項第3号」に改め、同表西八千代北部北地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部北地区地区整備計画区域」を「緑が丘西複合業務A地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部東地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部東地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第1地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部南地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部南地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第2地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部幹線沿道地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部幹線沿道地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第3地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部西地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部西地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第4地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部幹線業務地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部幹線業務地区地区整備計画区域」を「緑が丘西複合業務B地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域」を「八千代緑が丘駅周辺地区地区整備計画区域」に改める。

別表第5西八千代北部東地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部東地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第1地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部南地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部南地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第2地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部幹線沿道地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部幹線沿道地区地区整備計画

区域」を「緑が丘西第3地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部西地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部西地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第4地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域」を「八千代緑が丘駅周辺地区地区整備計画区域」に改める。

別表第6西八千代北部北地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部北地区地区整備計画区域」を「緑が丘西複合業務A地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部幹線業務地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部幹線業務地区地区整備計画区域」を「緑が丘西複合業務B地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域」を「八千代緑が丘駅周辺地区地区整備計画区域」に改める。

別表第7西八千代北部南地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部南地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第2地区地区整備計画区域」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提案理由

村上南地区地区計画及び西八千代北部北地区地区計画ほか6地区の地区計画の変更に伴い、建築物の用途に関する制限を定める等のため、条例を改正したい。

議案第 9 号

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 3 年八千代市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「2 0 3, 5 0 0 人」を「2 0 9, 0 0 0 人」に改め、同項第 3 号中「5 9, 4 0 0 立方メートル」を「6 2, 0 0 0 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

第 3 次拡張事業の給水人口及び 1 日最大給水量の見直しに伴い、条例を改正いたしたい。

## 議案第 10 号

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例

八千代市介護保険条例（平成 12 年八千代市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 5 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き，令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち，令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア，第 7 号ア，第 8 号ア，第 9 号ア，第 10 号ア，第 11 号ア，第 12 号ア，第 13 号ア及び第 14 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については，同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項，第 34 条第 1 項，第 34 条の 2 第 1 項，第 34 条の 3 第 1 項，第 35 条第 1 項，第 35 条の 2 第 1 項，第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，当

該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれてい

る者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア,第7号ア,第8号ア,第9号ア,第10号ア,第11号ア,第12号ア,第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については,同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項,第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には,当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし,当該合計所得金額が0を下回る場合には,0とする。以下同じ。）」とあるのは,「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい,当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には,当該給与所得の金額については,同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から,当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として,同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし,租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には,当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし,当該合計所得金額が0を下回る場合には,0とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第6条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については,当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに,第1号に掲げる者に該当し,かつ,第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは,当該該当する者は,同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得

た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等を定めるため、条例を改正いたしたい。

## 議案第 11 号

八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例（平成 1 9 年八千代市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り，第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 号中「（スポーツに関するものに限る。）」を削り，同条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改め，同条を第 7 条とし，第 9 条を第 8 条とし，第 1 0 条から第 1 4 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 1 5 条中「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 2 条第 1 項」に改め，同条を第 1 4 条とし，第 1 6 条を第 1 5 条とし，第 1 7 条から第 2 0 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 2 1 条第 1 項中「第 6 条」を「第 5 条」に改め，同条第 2 項中「第 1 1 条ただし書及び第 1 2 条ただし書」を「第 1 0 条ただし書及び第 1 1 条ただし書」に改め，同条第 3 項中「第 1 3 条から第 1 5 条」を「第 1 2 条から第 1 4 条」に，「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 2 条第 1 項」に改め，同条第 4 項中「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 2 条第 1 項」に改め，同条を第 2 0 条とし，第 2 2 条を第 2 1 条とする。

別表中「第 1 7 条」を「第 1 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

#### 提案理由

次期指定管理者の指定に向け、指定管理者が行う業務を見直す等のため、条例を改正いたしたい。

## 議案第 1 2 号

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
八千代市国民健康保険条例（平成 6 年八千代市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 1 1 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 1 1 条の 3 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定

による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号  
カ中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金  
」に改め、同条第2号イ中「病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病  
床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第18条中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第18条の2第1号中「）」の次に「の額」を加える。

第18条の5第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継  
続世帯」に改める。

第18条の11第1号中「）」の次に「の額」を加える。

第18条の15の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第18条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第  
22条、第22条の3、第22条の4及び第22条の5の規定により子ども  
・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額  
することになる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2  
号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千  
葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て  
支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。  
）の額

イ 第22条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額  
の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額  
の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交  
付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係  
るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健  
康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の

納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項,第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第18条の17 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は,当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に,当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第18条の18 前条の所得割額は,被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に,次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第18条の19 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は,次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の0.27
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人について 1,800円
- (3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について 100円

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の20 第18条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額は,30,000円とする。

第21条第1項中「若しくは第18条の3」を「,第18条の3若しくは第18条の17」に改め,「次条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」の次に「若しくは同条第4項各号に定める額」を加え,「同条第2項の」を「同条第2項又は第3項の」に改め,「第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り,「第22条の3第3項第1号(同条第4項)を「同条第4項(同条第5項又は第6項)に,「第22条の

4 第 1 項各号（同条第 2 項又は第 3 項）を「第 2 2 条の 4 第 1 項各号（同条第 2 項から第 4 項まで）」に、「若しくは同条第 4 項各号（同条第 5 項又は第 6 項）」を「，同条第 5 項各号（同条第 6 項から第 8 項まで）」に、「の算定」を「若しくは第 2 2 条の 5 に定める額の算定」に改め、同条第 2 項中「若しくは第 1 8 条の 3」を「，第 1 8 条の 3，第 1 8 条の 1 2 若しくは第 1 8 条の 1 7」に改め、「次条第 1 項各号に定める額」の次に「若しくは同条第 4 項各号に定める額」を加え、「第 1 4 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額にそれぞれ 1 0 分の 5 を乗じて得た」を削り、「第 2 2 条の 3 第 3 項第 1 号」を「同条第 4 項」に、「若しくは同条第 4 項各号」を「，同条第 5 項各号に定める額若しくは第 2 2 条の 5」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「6 6 0，0 0 0 円」を「6 7 0，0 0 0 円」に改め、同項第 1 号中「第 3 号」の次に「並びに第 4 項」を、「（以下この項」の次に「及び第 4 項」を加え、同項第 2 号中「3 0 5，0 0 0 円」を「3 1 0，0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 6 0，0 0 0 円」を「5 7 0，0 0 0 円」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「6 6 0，0 0 0 円」を「6 7 0，0 0 0 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第 1 8 条の 1 7 の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 0，0 0 0 円を超える場合には、3 0，0 0 0 円）とする。

(1) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 0，0 0 0 円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 1 8 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを

合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について 1,260円

イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について 70円

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について 900円

イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について 50円

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる

ものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について 360円

イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について 20円

第22条の2中「及び前条第1項」を「第18条の4, 第18条の13, 第18条の18並びに前条第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第4項」に改める。

第22条の3第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の19」と読み替えるものとする。

第22条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の19」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項各号」と読み替えるものとする。

第22条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「660,000円」を「670,000円」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第2項及び第3項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、「170,000円」との次に「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、「260,000円」との次に「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第2項の規定により

読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の17」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第22条の4に次の1項を加える。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の17」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項各号」と読み替えるものとする。

第22条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第22条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第18条の19の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第22条第4項、第22条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。

) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第 1 1 条の 2，第 1 8 条，第 1 8 条の 1 6 から第 1 8 条の 2 0 ま  
で及び第 2 1 条から第 2 2 条の 5 までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の  
保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお  
従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

## 議案第13号

八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように制定する。

令和8年2月18日提出

八千代市長 服部友則

八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和52年八千代市条例第  
1号）の一部を次のように改正する。

第14条を第21条とし、第4条から第13条までを7条ずつ繰り下げ、第  
3条の次に次の7条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 公民館（八千代市立緑が丘公民館に限る。次項並びに次条及び第7条  
から第10条までにおいて同じ。）の管理は、法人その他の団体であって、  
八千代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下  
「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第  
14条から第16条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者  
」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法第22条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 公民館の利用の許可に関する業務
- (3) 公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が公民館の管理上必要と認める  
業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条第1項の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書面

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書による公民館の管理が市民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が公民館の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公民館の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 公民館の管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項

(2) 公民館の管理に係る経費の状況に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、公民館の管理の実態を把握するため教育委員会が必要と認める事項

(秘密保持義務)

第9条 指定管理者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、公民館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しては

ならない。

(教育委員会による管理)

第10条 教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に公民館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の許可が含まれるときに限る。）にあつては、第4条第2項の規定は適用しない。この場合において、第14条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

3 第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第14条第1項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について教育委員会の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表に掲げる八千代市立緑が丘公民館の管理に係る改正後の条例第4条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

提案理由

緑が丘公民館の管理を指定管理者に行わせるため、条例を改正いたしたい。

## 議案第 1 4 号

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

### 八千代市火災予防条例の一部を改正する条例

八千代市火災予防条例（昭和 4 8 年八千代市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速や

かに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

#### 提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、条例を改正したい。

議案第 15 号 令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 16 号 令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 17 号 令和 7 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 18 号 令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 19 号 令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 20 号 令和 7 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 2 1 号 令和 8 年度八千代市一般会計予算

議案第 2 2 号 令和 8 年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 3 号 令和 8 年度八千代市介護保険事業特別会計予算

議案第 2 4 号 令和 8 年度八千代市墓地事業特別会計予算

議案第 2 5 号 令和 8 年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 2 6 号 令和 8 年度八千代市水道事業会計予算

議案第 27 号 令和 8 年度八千代市公共下水道事業会計予算

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 5 号）について特に緊急を要する  
ものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

八千代市長 服 部 友 則

議案第29号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和8年2月18日提出

八千代市長 服部友則

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約事項   | 市立小学校体育館空調設備整備事業  |
| 2 契約方法   | 随意契約（公募型プロポーザル方式）   |
| 3 契約金額   | 2,005,300,000円  |
| 4 契約の相手方 | 太平・福井・竹江・フジプラン特定建設工事共同企業体<br>構成員 松戸市金ヶ作58番地15<br>(代表者) 株式会社太平エンジニアリング 千葉営業所<br>所長 山口 安博<br>構成員 千葉市中央区問屋町16番3号<br>福井電機株式会社<br>代表取締役 富塚 博祥<br>構成員 鎌ヶ谷市西佐津間一丁目18番1号<br>株式会社竹江設計事務所<br>代表取締役 竹江 文章<br>構成員 八千代市大和田新田6番地30<br>株式会社フジプラン<br>代表取締役 齋藤 博 |

提案理由

市立小学校体育館空調設備整備事業について、太平・福井・竹江・フジプラン特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしたい。

## 議案第30号

### 議決事件の一部変更について

令和7年9月29日に議決された議案第27号契約の締結について（八千代市立八千代中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和8年2月18日提出

八千代市長 服部友則

### 記

#### 契約金額

変更前	151,800,000円
変更後	150,442,600円

#### 提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき，八千代市立八千代中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

## 議案第31号

### 議決事件の一部変更について

令和7年9月29日に議決された議案第30号契約の締結について（八千代市立高津中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和8年2月18日提出

八千代市長 服部友則

### 記

#### 契約金額

変更前 174,900,000円

変更後 164,443,400円

#### 提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき，八千代市立高津中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

## 議案第 3 2 号

### 議決事件の一部変更について

令和 7 年 9 月 2 9 日に議決された議案第 3 1 号契約の締結について（八千代市立村上東中学校外 1 校屋内運動場空調設備設置工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

### 記

#### 契約金額

変更前 1 7 7, 5 4 0, 0 0 0 円

変更後 1 7 9, 7 6 5, 3 0 0 円

#### 提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき，八千代市立村上東中学校外 1 校屋内運動場空調設備設置工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 越 川 多佳美  
住 所 千葉県八千代市緑が丘西

# 令和7年度八千代市補正予算(案)の概要

先議分

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第15号	一般会計補正予算(第6号)	88,261,026		88,261,026
	国民健康保険事業特別会計	16,150,364		16,150,364
	介護保険事業特別会計	16,373,788		16,373,788
	墓地事業特別会計	81,026		81,026
	後期高齢者医療特別会計	3,294,875		3,294,875
計		124,161,079		124,161,079

※令和8年2月18日先議

債務負担行為の補正

【追加】

件名	期間	限度額	内容
物価高騰対策特別給付金業務委託	R7～R8	物価高騰対策特別給付金業務委託に要する概定金57,097千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	物価高騰対策特別給付金業務の委託

# 令和7年度八千代市補正予算(案)の概要

通常提案分

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第16号	一般会計補正予算(第7号)	88,261,026	△333,597	87,927,429
議案第17号	国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	16,150,364	1,699	16,152,063
議案第18号	介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	16,373,788	2,208	16,375,996
議案第19号	墓地事業特別会計補正予算(第3号)	81,026	157	81,183
	後期高齢者医療特別会計	3,294,875		3,294,875
計		124,161,079	△329,533	123,831,546

※令和8年3月

## ○一般会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 市税	33,484,442	398,678	33,883,120
2 地方譲与税	401,370		401,370
3 利子割交付金	28,000		28,000
4 配当割交付金	224,000		224,000
5 株式等譲渡所得割交付金	332,000		332,000
6 法人事業税交付金	384,000		384,000
7 地方消費税交付金	4,817,000		4,817,000
8 ゴルフ場利用税交付金	53,000		53,000
9 環境性能割交付金	92,000		92,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	444,933	38,878	483,811
11 地方特例交付金	263,476		263,476
12 地方交付税	2,094,283	925,055	3,019,338
13 交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14 分担金及び負担金	574,236		574,236
15 使用料及び手数料	1,592,320		1,592,320
16 国庫支出金	18,828,531	△ 103,069	18,725,462
17 県支出金	6,818,170	△ 254,582	6,563,588
18 財産収入	51,957	40,007	91,964
19 寄附金	208,002		208,002
20 繰入金	4,094,029	△ 1,429,984	2,664,045
21 繰越金	1,145,415		1,145,415
22 諸収入	2,143,061	△ 142,580	2,000,481
23 市債	10,168,800	194,000	10,362,800
24 自動車取得税交付金	1		1
計	88,261,026	△ 333,597	87,927,429

歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議会費	380,437		380,437
2 総務費	9,952,529	△ 1,299,021	8,653,508
3 民生費	39,011,650	△ 887,437	38,124,213
4 衛生費	7,602,774	△ 25,134	7,577,640
5 労働費	13,177		13,177
6 農林水産業費	2,626,304	△ 46,836	2,579,468
7 商工費	501,251		501,251
8 土木費	4,117,707	△ 135,234	3,982,473
9 消防費	2,645,484	5,422	2,650,906
10 教育費	16,317,361	2,015,195	18,332,556
11 公債費	4,983,733		4,983,733
12 諸支出金	8,619	39,448	48,067
13 予備費	100,000		100,000
計	88,261,026	△ 333,597	87,927,429

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
市税	市民税個人現年課税分	分離所得の増加等に伴う市民税個人現年課税分の増額	14,953,781	252,872	15,206,653	市民税課
	市民税法人現年課税分	企業収益の増加等に伴う市民税法人現年課税分の増額	1,601,947	49,433	1,651,380	市民税課
	固定資産税現年課税分	企業設備投資による償却資産の増加等に伴う固定資産税現年課税分の増額	12,515,944	96,373	12,612,317	資産税課
国有提供施設等所在市町村助成交付金	国有提供施設等所在市町村助成交付金	交付額の確定に伴う国有提供施設等所在市町村助成交付金の増額	444,933	38,878	483,811	資産税課
地方交付税	普通交付税	普通交付税再算定による交付額確定に伴う増額	1,914,283	925,055	2,839,338	財政課
国庫支出金	子育てのための施設等利用給付交付金	施設等利用給付の対象者数の減少に伴う国庫負担金の減額	226,775	△ 33,000	193,775	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	生活保護費負担金	医療扶助費の増加に伴う国庫負担金の増額	3,086,754	126,703	3,213,457	生活支援課
	社会資本整備総合交付金	庁舎建設事業に係る継続費の総額及び年割額の変更に伴う国庫補助金の減額	35,163	△ 7,713	27,450	庁舎総合整備課
	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	給付金・定額減税一体支援事業(給付金分)に係る国庫補助金の減額	1,859,620	△ 854,249	1,005,371	企画経営課
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	脱炭素化推進事業債への活用切替えに伴う国庫補助金の減額	108	△ 108	0	庁舎総合整備課
	障害者総合支援事業費補助金	就労選択支援創設に伴う障がい者システム改修業務委託料の減額に伴う国庫補助金の減額 【新規】 障害福祉サービス等報酬改定対応システム改修業務委託料の追加に伴う国庫補助金の追加	8,984	3,431	12,415	障害者支援課
	保育対策総合支援事業費補助金	保育士宿舍借上支援事業補助金に係る国庫補助金の減額	37,682	△ 2,279	35,403	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	保育対策総合支援事業費補助金	補助基準額の減額に伴う国庫補助金の減額	82,638	△ 28,254	54,384	子育て支援課
	子ども・子育て支援交付金	保育園等運営費補助金の補助対象経費の減少に伴う国庫補助金の減額	229,857	△ 6,945	222,912	子ども保育課
	疾病予防対策事業費等補助金	健康管理システム令和7年6月データ標準レイアウト改版対応業務委託料の減額に伴う国庫補助金の減額	2,288	△ 1,464	824	母子保健課
	社会資本整備総合交付金	木造住宅耐震診断費補助金, 木造住宅耐震改修費補助金, 木造住宅リフォーム費補助金, マンション耐震診断費補助金及び危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金に係る国庫補助金の減額	6,668	△ 3,052	3,616	建築指導課
	社会資本整備総合交付金	勝田市民の森園路整備工事及び勝田市民の森用地取得に係る国庫補助金の減額	38,400	△ 23,400	15,000	公園緑地課
	空き家対策総合支援事業補助金	空家リフォーム費補助金に係る国庫補助金の減額	500	△ 500	0	建築指導課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	学校施設環境改善交付金(小学校)	小学校屋内運動場空調設備設置工事に係る継続費の年割額の変更に伴う国庫補助金の増額 【新規】大和田小学校特別教室等増設空調設備整備に係る国庫補助金の追加	44,492	647,421	691,913	教育総務課
	学校施設環境改善交付金(中学校)	【新規】大和田中学校長寿命化改修工事に係る国庫補助金の追加	24,981	80,340	105,321	教育総務課
県支出金	子育てのための施設等利用給付交付金	施設等利用給付の対象者数の減少に伴う県負担金の減額	113,387	△ 16,500	96,887	子ども保育課
	介護施設等整備事業交付金	介護施設等整備事業に係る県補助金の減額	138,404	△ 138,404	0	長寿支援課
	重度の強度行動障害加算事業補助金	重度の強度行動障害加算事業費補助金に係る県補助金の減額	5,266	△ 1,378	3,888	障害者支援課
	保育士配置改善事業補助金	保育園等運営費補助金に係る県補助金の減額	78,811	△ 21,576	57,235	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
県支出金	子ども・子育て支援補助金	保育園等運営費補助金の補助対象経費の減少に伴う県補助金の減額	225,656	△ 6,945	218,711	子ども保育課
	保育対策総合支援事業補助金	保育園等運営費補助金に係る県補助金の減額	29,954	△ 1,142	28,812	子ども保育課
	新規就農者育成総合対策交付金(経営開始資金)	経営開始資金に係る県補助金の減額	12,000	△ 4,500	7,500	農政課
	農地集積・集約化対策事業補助金	農地集積・集約化対策事業補助金に係る県補助金の減額	57,943	△ 57,943	0	農政課
	住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金	木造住宅耐震診断費補助金, 木造住宅耐震改修費補助金, マンション耐震診断費補助金及び危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金に係る県補助金の減額	2,583	△ 1,105	1,478	建築指導課
	参議院議員選挙委託金	人件費の確定に伴う参議院議員選挙委託金の減額	92,812	△ 5,089	87,723	選挙管理委員会事務局

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
財産収入	財政調整基金 利子	基金の運用から生ずる利子見込額の増額	3,312	6,951	10,263	財政課
	土地開発基金 利子	基金の運用から生ずる利子見込額の増額	629	559	1,188	財政課
	八千代こども 国際平和文化 基金利子	基金の運用から生ずる利子見込額の増額	50	83	133	シティプロモーション課
	市債管理基金 利子	基金の運用から生ずる利子見込額の増額	912	2,050	2,962	財政課
	福祉基金利子	基金の運用から生ずる利子見込額の増額	44	75	119	健康福祉課
	庁舎整備基金 利子	基金の運用から生ずる利子見込額の増額	2,459	4,151	6,610	庁舎総合整備課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
財産収入	ふるさと応援基金利子	基金の運用から生ずる利子見込額の増額	213	389	602	シティプロモーション課
	森林環境譲与税基金利子	基金の運用から生ずる利子見込額の増額	56	101	157	農政課
	公共施設等整備基金利子	基金の運用から生ずる利子見込額の増額	1,572	3,644	5,216	資産管理課
	土地建物売払収入	【新規】 普通財産の売払いに伴う土地建物売払収入の追加	0	22,004	22,004	資産管理課
繰入金	介護保険事業特別会計繰入金	地域支援事業費繰入金返還金の増額に伴う介護保険事業特別会計繰入金の増額	135,382	15,528	150,910	長寿支援課
	財政調整基金繰入金	財源調整に伴う財政調整基金の取崩し額の減額	2,938,257	△ 1,171,933	1,766,324	財政課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
繰入金	市債管理基金繰入金	普通交付税の再算定による増額に伴う市債管理基金の取崩し額の減額	400,000	△ 104,378	295,622	財政課
	庁舎整備基金繰入金	庁舎建設事業に係る継続費の総額及び年割額の変更に伴う庁舎整備基金取崩し額の減額	299,493	△ 169,590	129,903	庁舎総合整備課
	ふるさと応援基金繰入金	基金の運用から生ずる利子見込額の増額に伴うふるさと応援基金の取崩し額の増額	154,289	389	154,678	シティプロモーション課
諸収入	看護師等修学資金貸付金収入	返還者の増加に伴う看護師等修学資金貸付金返還金の増額	5,110	7,550	12,660	健康福祉課
	返還金・還付金・精算金	【新規】令和5年度八千代市保育園等施設整備補助金に係る消費税仕入控除税額の確定に伴う返還金の追加	0	2,038	2,038	子育て支援課
	返還金・還付金・精算金	【新規】令和5年度保育対策総合支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額の確定に伴う返還金の追加	0	62	62	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
諸収入	謝礼金・見舞金・協力金	執行予定調査の確定に伴う民間開発等埋蔵文化財調査協力の減額	20,143	△ 4,832	15,311	文化・スポーツ課
	デジタル基盤改革支援補助金	基幹情報システム標準化の延伸に伴う補助金の減額	408,310	△ 147,398	260,912	情報政策課
市債	庁舎整備事業債	庁舎建設事業に係る継続費の総額及び年割額の変更に伴う市債の減額	1,436,000	△ 915,000	521,000	庁舎総合整備課
	水道事業一般会計出資債	水道事業繰出金に係る市債の減額	99,100	△ 70,600	28,500	財政課
	市道整備事業債	道路補修事業に係る市債の減額	202,400	△ 25,500	176,900	土木維持課
	勝田市民の森整備事業債	勝田市民の森園路整備工事及び勝田市民の森用地取得に係る市債の減額	61,100	△ 38,200	22,900	公園緑地課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
市債	消防施設整備事業債	車両整備事業に係る市債の減額	159,300	△ 17,200	142,100	警防課
	小学校施設整備事業債	小学校屋内運動場空調設備設置工事に係る継続費の年割額の変更に伴う市債の増額 【新規】 大和田小学校特別教室等増設空調設備整備に係る市債の追加	2,744,700	965,700	3,710,400	教育総務課
	中学校施設整備事業債	中学校屋内運動場空調設備設置工事請負費の減額に伴う市債の減額 【新規】 大和田中学校長寿命化改修工事に係る市債の追加	1,274,500	264,900	1,539,400	教育総務課
	公民館整備事業債	【新規】 緑が丘公民館4階空調設備更新工事に係る市債の追加	0	29,900	29,900	八千代台東南公民館
補正額合計			/	△333,597	/	/

○一般会計の補正内容

歳出

(単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	企画政策調整事業	契約締結に伴う企業誘致検討支援業務委託料の減額	14,373	△5,115	9,258	企画経営課
	基幹情報システム管理事業	基幹情報システム標準化の延伸に伴う経費の減額	1,256,895	△114,416	1,142,479	情報政策課
	庁舎建設事業	庁舎建設事業に係る継続費の総額及び年割額の変更に伴う経費の減額	1,985,937	△1,233,751	752,186	庁舎総合整備課
	水道事業繰出金	睦浄水場1号受水池耐震補強工事に係る繰出金の減額	103,027	△70,630	32,397	財政課
	生活保護費国庫負担金返還金	【新規】令和6年度生活保護費国庫負担金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	59,723	59,723	生活支援課
	保健衛生費国庫補助金返還金	【新規】令和6年度医療施設運営費等補助金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	164	164	母子保健課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	児童福祉費国庫負担金返還金	【新規】 令和6年度子育てのための施設等利用給付交付金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	3,528	3,528	子ども保育課
	児童福祉費県負担金返還金	【新規】 令和6年度子育てのための施設等利用給付費県負担金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	1,768	1,768	子ども保育課
	児童福祉費国庫補助金返還金	【新規】 令和6年度保育対策総合支援事業費補助金及び令和6年度子ども・子育て支援施設整備交付金の交付額確定並びに令和5年度保育対策総合支援事業費補助金の消費税仕入控除税額の確定に伴う返還金の追加	0	20,237	20,237	子育て支援課
	児童福祉費国庫補助金返還金	【新規】 令和6年度子ども・子育て支援交付金, 令和6年度保育対策総合支援事業費補助金, 令和6年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金及び令和6年度保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金の交付額確定並びに令和5年度保育対策総合支援事業費補助金の消費税仕入控除税額の確定に伴う返還金の追加	0	29,063	29,063	子ども保育課
	児童福祉費国庫補助金返還金	【新規】 令和6年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の交付額確定に伴う返還金の追加	5,054	225	5,279	子ども福祉課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	児童福祉費県補助金返還金	【新規】 令和6年度子ども・子育て支援施設整備補助金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	438	438	子育て支援課
	児童福祉費県補助金返還金	【新規】 令和6年度子ども・子育て支援補助金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	612	612	子ども保育課
	総務管理費国庫補助金返還金	【新規】 令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る返還金の追加	0	37,294	37,294	企画経営課
	一般職員人件費	参議院議員選挙に係る一般職員人件費の減額	24,682	△4,154	20,528	職員課
	会計年度任用職員人件費	参議院議員選挙に係る会計年度任用職員人件費の減額	1,598	△935	663	職員課
	一般職員人件費	市長選挙に係る一般職員人件費の減額	21,640	△4,571	17,069	職員課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	会計年度任用職員人件費	市長選挙に係る会計年度任用職員人件費の減額	1,598	△851	747	職員課
	市長選挙事業	市長選挙事業に係る経費の減額	58,921	△17,650	41,271	選挙管理委員会事務局
民生費	障害者自立支援事業	就労選択支援創設に伴う障がい者システム改修業務委託料及び重度の強度行動障害加算事業費補助金の減額 【新規】 障害福祉サービス等報酬改定対応システム改修業務委託料の追加	4,709,540	4,107	4,713,647	障害者支援課
	障害者援護事業	重度重複障害者受入運営補助金の減額	648,587	△3,520	645,067	障害者支援課
	地域密着型施設事業	公的介護施設等整備事業者評価委員会報償費及び介護施設等整備事業補助金の減額	138,460	△138,432	28	長寿支援課
	給付金・定額減税一体支援事業(給付金分)	定額減税当初調整給付金の支給額に不足が生じる者に対する重点支援給付金給付に係る経費の減額	1,541,750	△854,249	687,501	福祉総合相談課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	民間保育園整備事業	補助基準額の減額に伴う保育園等施設整備補助金の減額	92,967	△28,579	64,388	子育て支援課
	民間保育園運営事業	保育園等運営費補助金及び保育士宿舍借上支援事業補助金の減額	6,669,683	△35,700	6,633,983	子ども保育課
	生活保護事業	医療扶助費の増加に伴う生活保護費の増額	4,179,074	168,936	4,348,010	生活支援課
衛生費	地域医療対策事業	看護師等修学資金貸付金の減額	272,884	△11,650	261,234	健康福祉課
	予防接種事業	健康管理システム令和7年6月データ標準レイアウト改版対応業務委託料の減額	551,678	△2,574	549,104	母子保健課
	焼却炉施設管理事業	契約締結に伴う焼却炉施設の管理に係る委託料の減額	1,631,183	△10,910	1,620,273	清掃センター

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
農林水産業費	農業振興事業	経営開始資金及び農地集積・集約化対策事業補助金の減額	91,314	△62,444	28,870	農政課
	農業の郷運営管理事業	道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等工事の開始時期の変更等に伴う道の駅やちよ(八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター)管理業務委託料の増額	78,635	4,825	83,460	農政課
	防災道の駅やちよ整備事業	仮設店舗の借上期間変更に伴う不動産賃借料の減額	2,196,231	△4,825	2,191,406	農政課
	農業生産基盤整備事業	【新規】 印旛沼開発施設緊急改築事業及び県営桑納川地区土地改良事業に係る負担金の追加	0	15,608	15,608	農政課
土木費	道路環境維持事業	契約締結に伴う道路上植込除草等業務委託料の減額	231,491	△36,069	195,422	土木管理課
	道路橋梁補修事業	契約締結に伴う道路補修事業に係る工事請負費の減額	663,523	△25,500	638,023	土木維持課

○一般会計の補正内容

歳出

(単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
土木費	準用河川高野川改修事業	契約締結に伴う用地分筆測量業務委託料及び物件調査業務委託料の減額	99,834	△7,932	91,902	土木建設課
	勝田川改修事業	【新規】 勝田川改修に係る負担金の追加	0	16,687	16,687	土木建設課
	急傾斜地崩壊対策事業	【新規】 急傾斜地崩壊対策に係る負担金の追加	84,500	2,378	86,878	土木建設課
	建築事務事業	木造住宅耐震診断費補助金, 木造住宅耐震改修費補助金, 木造住宅リフォーム費補助金, 空家リフォーム費補助金, マンション耐震診断費補助金及び危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金の減額	18,920	△7,500	11,420	建築指導課
	街路建設事業	都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線及び都市計画道路3・4・12号八千代台南勝田台線建設に係る経費の減額並びに契約締結に伴う管理用地草刈業務委託料の減額  【新規】 都市計画道路3・4・6号八千代台花輪線建設に係る負担金の追加	98,691	△7,104	91,587	土木建設課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
土木費	都市公園管理事業	勝田市民の森園路整備工事請負費の減額	500,080	△12,916	487,164	公園緑地課
	緑地保全事業	勝田市民の森用地取得に係る公有財産購入費の減額	183,930	△57,278	126,652	公園緑地課
消防費	指令管理事業	【新規】 千葉県防災行政無線設備(衛星系)再整備工事に係る負担金の追加	213,797	8,774	222,571	警防課
	車両整備事業	契約締結に伴う高規格救急自動車等に係る備品購入費の減額	196,439	△3,352	193,087	警防課
教育費	小学校施設整備事業	小学校屋内運動場空調設備設置工事に係る継続費の年割額の変更に伴う経費の増額 【新規】 大和田小学校特別教室等空調設備整備に係る公有財産購入費の追加	4,316,195	1,677,571	5,993,766	教育総務課
	中学校施設整備事業	中学校屋内運動場空調設備設置工事請負費の減額 【新規】 大和田中学校長寿命化改修工事監理業務委託料及び工事請負費の追加	1,335,889	368,559	1,704,448	教育総務課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	幼稚園教育総務事業	対象者数の減少に伴う施設等利用給付費の減額	1,725,372	△66,000	1,659,372	子ども保育課
	民間開発等埋蔵文化財調査事業	執行予定調査の確定に伴う経費の減額	8,061	△4,832	3,229	文化・スポーツ課
	公民館維持管理事業	【新規】 緑が丘公民館4階空調設備更新工事請負費の追加	45,491	39,897	85,388	八千代台東南公民館
諸支出金	財政調整基金積立金	利子見込額の増に伴う基金積立金の増額	3,312	6,951	10,263	財政課
	八千代こども国際平和文化基金積立金	利子見込額の増に伴う基金積立金の増額	50	83	133	シティプロモーション課
	市債管理基金積立金	利子見込額の増に伴う基金積立金の増額	912	2,050	2,962	財政課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
諸支出金	福祉基金積立金	利子見込額の増に伴う基金積立金の増額	45	75	120	健康福祉課
	庁舎整備基金積立金	利子見込額の増に伴う基金積立金の増額	2,459	4,151	6,610	庁舎総合整備課
	ふるさと応援基金積立金	利子見込額の増に伴う基金積立金の増額	213	389	602	シティプロモーション課
	森林環境譲与税基金積立金	利子見込額の増に伴う基金積立金の増額	56	101	157	農政課
	公共施設等整備基金積立金	利子見込額の増に伴う基金積立金の増額 【新規】 公共施設等整備基金元金積立金の追加	1,572	25,648	27,220	資産管理課
補正額合計				△333,597		

継続費の補正

【追加】

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額	備考
教育費	中学校費	中学校施設整備	3,085,418	R7	575,135	大和田中学校長寿命化改修工事
				R8		
				R9	1,386,736	
				R10	971,734	
				R11	151,813	

【変更】

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
総務費	総務管理費	庁舎建設	13,492,689	R5	1,601	12,718,712	R5	1,601
				R6	332,046		R6	332,046
				R7	1,936,475		R7	711,557
				R8	6,347,743		R8	5,396,471
				R9	4,874,824		R9	6,277,037

継続費の補正

【変更】

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
教育費	小学校費	小学校施設整備(小学校屋内運動場空調設備設置工事)	2,005,676	R7		2,005,676	R7	1,656,231
				R8	1,033,946		R8	
				R9	971,730		R9	349,445

繰越明許費の補正

【追加】

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	備考
総務費	総務管理費	庁舎建設	817	電柱移設工事
民生費	社会福祉費	ふれあいプラザ維持管理	48,510	ふれあいプラザ改修設計業務委託
		障害者自立支援	9,735	令和8年度障害福祉サービス等報酬改定対応システム改修業務委託
土木費	道路橋梁費	道路橋梁補修	162,455	勝田台4号線舗装補修工事 米本44号線外1路線舗装補修工事 神野35号線外1路線舗装補修工事 島田台7号線舗装補修工事 吉橋34号線舗装補修工事 麦丸8号線舗装補修工事 高津1号線舗装補修工事 橋梁補修実施設計業務委託
		交通安全施設整備	24,332	小規模附属物点検業務委託
	河川費	準用河川高野川改修	59,100	準用河川高野川護岸詳細設計業務委託
		急傾斜地崩壊対策	53,500	下高野地区急傾斜地崩壊対策工事
消防費	消防費	警防救助管理	159	支援車(Ⅲ型)の更新配備に係る経費
		車両整備	72,137	支援車(Ⅲ型)の更新配備に係る経費

繰越明許費の補正

【追加】

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	備考
教育費	社会教育費	公民館維持管理	39,897	緑が丘公民館4階空調設備更新工事

【変更】

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後		備考
		事業名	金額	事業名	金額	
総務費	総務管理費	基幹情報システム管理	295,724	基幹情報システム管理	173,194	基幹情報システム標準準拠システム移行業務委託 基幹情報システム等標準化対象外システム(OCR・税務LAN)移行業務委託  【追加】 基幹情報システム標準化に伴う福祉系情報システムとの過渡期連携構築業務委託
土木費	道路橋梁費	道路改良	24,893	道路改良	29,391	勝田台駅北口駅前広場再配置検討業務委託  【追加】 庁舎村上橋線用地取得費

繰越明許費の補正

【変更】

(単位:千円)

款	項	補 正 前		補 正 後		備 考
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額	
土木費	都市計画費	市街地整備推進	42,768	市街地整備推進	55,275	都市計画道路3・3・7号大和田駅前 萱田線路線測量等業務委託 八千代台駅周辺まちづくり検討業務 委託 【追加】 京成大和田駅前旧5街区暫定広場 設計業務委託 管理用地柵設置等工事
教育費	小学校費	小学校施設整備	15,601	小学校施設整備	36,941	萱田小学校校舎トイレ改修工事実施 設計業務委託 高津小学校PCB含有変圧器等交換 工事 【追加】 大和田小学校特別教室等増設空調 設備の購入

債務負担行為の補正

【追加】

件名	期間	限度額	内容
包括施設管理業務委託(増額分)	R7~R10	包括施設管理業務委託(増額分)に要する概定金21,747千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	包括施設管理業務の委託

【廃止】

件名	期間	限度額	内容
福祉系情報システム運用管理業務委託	R7~R8	福祉系情報システム運用管理業務委託に要する概定金266,694千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	福祉系情報システム運用管理業務の委託

地方債の補正

【追加】

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公民館整備	29,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その融資条件又はその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

【変更】

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
庁舎整備	1,436,000	521,000
水道事業一般会計出資	99,100	28,500
市道整備	326,800	301,300
勝田市民の森整備	61,100	22,900
消防施設整備	159,300	142,100
小学校施設整備	2,744,700	3,710,400
中学校施設整備	1,274,500	1,539,400

○国民健康保険事業特別会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	国民健康保険料	3,108,668		3,108,668
2	国民健康保険税	3		3
3	使用料及び手数料	45		45
4	国庫支出金	1,675		1,675
5	県支出金	11,230,992		11,230,992
6	財産収入	791	1,699	2,490
7	繰入金	1,617,315		1,617,315
8	繰越金	130,033		130,033
9	諸収入	60,842		60,842
計		16,150,364	1,699	16,152,063

歳出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	総務費	301,323		301,323
2	保険給付費	11,119,227		11,119,227
3	国民健康保険事業費納付金	4,451,407		4,451,407
4	保健事業費	121,976		121,976
5	基金積立金	125,429	1,699	127,128
6	諸支出金	26,002		26,002
7	予備費	5,000		5,000
計		16,150,364	1,699	16,152,063

○国民健康保険事業特別会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
財産収入	財政調整基金 利子	基金の運用から生ずる利子見込額の増額	791	1,699	2,490	国保年金課
補正額合計			/	1,699	/	/

○国民健康保険事業特別会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
基金積立金	財政調整基金積立金	利子見込額の増に伴う基金積立金の増額	125,429	1,699	127,128	国保年金課
補正額合計			/	1,699	/	/

○介護保険事業特別会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 介護保険料	3,525,526		3,525,526
2 使用料及び手数料	1		1
3 国庫支出金	3,445,711		3,445,711
4 支払基金交付金	4,189,395		4,189,395
5 県支出金	2,218,983		2,218,983
6 財産収入	994	2,208	3,202
7 繰入金	2,747,406		2,747,406
8 繰越金	245,459		245,459
9 諸収入	313		313
計	16,373,788	2,208	16,375,996

歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 総務費	450,401		450,401
2 保険給付費	14,992,888		14,992,888
3 財政安定化基金拠出金	1		1
4 地域支援事業費	574,602		574,602
5 基金積立金	172,512	△59,903	112,609
6 諸支出金	178,384	62,111	240,495
7 予備費	5,000		5,000
計	16,373,788	2,208	16,375,996

○介護保険事業特別会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
財産収入	介護給付費準備基金利息	基金の運用から生ずる利子見込額の増額	994	2,208	3,202	長寿支援課
補正額合計				2,208		

○介護保険事業特別会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
基金積立金	介護給付費準備基金積立金	利子見込額の増に伴う増額及び財源調整に伴う介護給付費準備基金積立金の減額	172,512	△59,903	112,609	長寿支援課
諸支出金	償還金	地域支援事業交付金の交付額再確定に伴う償還金の増額	37,952	46,583	84,535	長寿支援課
	一般会計繰出金	地域支援事業交付金の交付額再確定に伴う一般会計繰出金の増額	135,382	15,528	150,910	長寿支援課
補正額合計				2,208		

○墓地事業特別会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	使用料及び手数料	40,692		40,692
2	財産収入	46	157	203
3	繰入金	29,781		29,781
4	繰越金	10,506		10,506
5	諸収入	1		1
計		81,026	157	81,183

歳出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	総務費	34,928		34,928
2	基金積立金	44,098	157	44,255
3	予備費	2,000		2,000
計		81,026	157	81,183

○墓地事業特別会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
財産収入	市営霊園基金 利子	基金の運用から生ずる利子見込額の増額	46	157	203	健康福祉課
補正額合計			/	157	/	/

○墓地事業特別会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
基金積立金	市営霊園基金積立金	利子見込額の増に伴う基金積立金の増額	44,098	157	44,255	健康福祉課
補正額合計				157		

## 令和7年度八千代市水道事業会計補正予算(案)の概要

水道事業会計

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	
議案第20号	水道事業会計補正予算(第3号)	収益的収入	4,495,068		4,495,068
		資本的収入	755,405	△282,429	472,976
		計	5,250,473	△282,429	4,968,044
		収益的支出	4,133,088		4,133,088
		資本的支出	2,363,635	△282,519	2,081,116
		計	6,496,723	△282,519	6,214,204

○ 水道事業会計 款別総括表

資本的収入及び支出

収 入 (単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	資本的収入	755,405	△ 282,429	472,976
計		755,405	△ 282,429	472,976

支 出 (単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	資本的支出	2,363,635	△ 282,519	2,081,116
計		2,363,635	△ 282,519	2,081,116

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

## ○水道事業会計の補正内容

### 資本的収入

(単位:千円)

款	収入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
資本的収入	水道建設事業債	継続費の年割額変更に伴う減額	596,100	△ 211,800	384,300	経営企画課
	一般会計出資金	継続費の年割額変更に伴う減額	99,129	△ 70,629	28,500	経営企画課

### 資本的支出

(単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
資本的支出	浄水場等施設改良事業	継続費の年割額変更に伴う減額	750,123	△ 282,519	467,604	上水道課

### 継続費の補正

【変更】

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後			備考
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
資本的支出	建設改良費	浄水場等施設改良事業	495,650	令和7年度	396,520	495,650	令和7年度	114,000	年割額の変更
				令和8年度	99,130		令和8年度	381,650	

## ○水道事業会計の補正内容

### 債務負担行為の補正

【廃止】

(単位:千円)

件名	期間	限度額	内容
配水管等布設工事	R7~R8	360,030	配水管等の布設工事
配水管等改良工事	R7~R8	80,586	配水管等の改良工事

### 企業債の補正

【変更】

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
水道建設事業	596,100	384,300

# 令和7年度八千代市補正予算の概要

専決分

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
	一般会計補正予算(第5号)	88,164,072	96,954	88,261,026
	国民健康保険事業特別会計	16,150,364	-	16,150,364
	介護保険事業特別会計	16,373,788	-	16,373,788
	墓地事業特別会計	81,026	-	81,026
	後期高齢者医療特別会計	3,294,875	-	3,294,875
計		124,064,125	96,954	124,161,079

※令和8年1月19日専決

## ○一般会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	33,484,442		33,484,442
2	地方譲与税	401,370		401,370
3	利子割交付金	28,000		28,000
4	配当割交付金	224,000		224,000
5	株式等譲渡所得割交付金	332,000		332,000
6	法人事業税交付金	384,000		384,000
7	地方消費税交付金	4,817,000		4,817,000
8	ゴルフ場利用税交付金	53,000		53,000
9	環境性能割交付金	92,000		92,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	444,933		444,933
11	地方特例交付金	263,476		263,476
12	地方交付税	2,094,283		2,094,283
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	574,236		574,236
15	使用料及び手数料	1,592,320		1,592,320
16	国庫支出金	18,828,531		18,828,531
17	県支出金	6,721,216	96,954	6,818,170
18	財産収入	51,957		51,957
19	寄附金	208,002		208,002
20	繰入金	4,094,029		4,094,029
21	繰越金	1,145,415		1,145,415
22	諸収入	2,143,061		2,143,061
23	市債	10,168,800		10,168,800
24	自動車取得税交付金	1		1
計		88,164,072	96,954	88,261,026

歳出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	380,437		380,437
2	総務費	9,855,575	96,954	9,952,529
3	民生費	39,011,650		39,011,650
4	衛生費	7,602,774		7,602,774
5	労働費	13,177		13,177
6	農林水産業費	2,626,304		2,626,304
7	商工費	501,251		501,251
8	土木費	4,117,707		4,117,707
9	消防費	2,645,484		2,645,484
10	教育費	16,317,361		16,317,361
11	公債費	4,983,733		4,983,733
12	諸支出金	8,619		8,619
13	予備費	100,000		100,000
計		88,164,072	96,954	88,261,026

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
県支出金	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金	【新規】 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴う県委託金の追加	0	96,954	96,954	選挙管理委員会事務局
補正額合計			/	96,954	/	/

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	基幹情報システム管理事業	【新規】 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴う入場整理券等作成業務委託料の追加	1,245,455	11,440	1,256,895	情報政策課
	一般職員人件費	【新規】 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴う一般職員人件費の追加	0	27,632	27,632	職員課
	会計年度任用職員人件費	【新規】 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴う会計年度任用職員人件費の追加	0	1,122	1,122	職員課
	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事業	【新規】 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投開票事務の管理執行に要する経費の追加	0	56,760	56,760	選挙管理委員会事務局
補正額合計				96,954		

令和8年度八千代市予算（案）概要

[ 予算規模 ]

(単位：千円，%)

議案番号	区 分		令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度増減額	増減率
21	一 般 会 計		83,021,000	83,380,000	△ 359,000	△ 0.4
22	特 別 会 計	国民健康保険事業	16,114,292	16,014,105	100,187	0.6
23		介護保険事業	15,949,552	15,509,174	440,378	2.8
24		墓 地 事 業	70,491	70,379	112	0.2
25		後期高齢者医療	3,850,957	3,293,704	557,253	16.9
合 計			119,006,292	118,267,362	738,930	0.6

水道事業会計

(単位：千円，%)

議案番号	区 分		令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度増減額	増減率
26	収 益 的	収 入	4,643,880	4,511,646	132,234	2.9
		支 出	4,380,026	4,149,666	230,360	5.6
	資 本 的	収 入	1,737,191	755,405	981,786	130.0
		支 出	2,871,694	2,363,635	508,059	21.5

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,134,503千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 150,794千円及び過年度分損益勘定留保資金 983,709千円で補填するものとする。

公共下水道事業会計

(単位：千円，%)

議案番号	区 分		令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度増減額	増減率
27	収 益 的	収 入	3,861,487	3,836,232	25,255	0.7
		支 出	4,181,884	3,873,549	308,335	8.0
	資 本 的	収 入	323,821	677,948	△ 354,127	△ 52.2
		支 出	1,282,879	1,519,902	△ 237,023	△ 15.6

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 959,058千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,025千円及び過年度分損益勘定留保資金 922,033千円で補填するものとする。

[ 参 考 ]

(単位：千円，%)

区 分	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度増減額	増減率
一 般 会 計	83,021,000	83,380,000	△ 359,000	△ 0.4
特 別 会 計	35,985,292	34,887,362	1,097,930	3.1
公 営 企 業 会 計	12,716,483	11,906,752	809,731	6.8
合 計	131,722,775	130,174,114	1,548,661	1.2

# 令和8年度八千代市予算（案）の概要

令和8年2月  
八千代市

# 目 次

1 予算編成の取組	1	3 資料編	52
2 予算の概要	4	(1) 一般会計当初予算規模等の推移	52
(1) 予算規模	4	(2) 一般会計当初予算節別の推移	53
(2) 一般会計歳入歳出予算の概要	5	(3) 決算数値から見た各指標の推移	55
① 歳入	5	(4) 予算編成方針	61
② 歳出（目的別）	6		
③ 歳出（性質別）	8		
(3) 継続費の状況	10		
(4) 債務負担行為の状況	13		
(5) 地方債の状況	30		
(6) 基金の状況	31		
(7) 都市計画税の使途	32		
(8) 引上げ分の地方消費税収の使途	33		
(9) 補助金の内訳	34		
(10) 扶助費の内訳	40		
(11) 一般会計主要（重点）事業等	44		
(12) 特別会計予算の概要	50		
(13) 公営企業会計予算の概要	51		

# 1 予算編成の取組

令和8年度予算編成に当たっては、国の動向と地方財政の課題をとらえながら、市財政の現状と課題を分析し、令和7年9月19日付で発出された「令和8年度予算編成方針について（依命通達）」に基づき編成を行った。

## (1) 国の動向と地方財政の課題

国は、令和8年度予算の概算要求に当たって、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等に基づき、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとともに、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映するとしている。

また、「令和8年度の地方財政の課題」において、地方団体が、「地方創生2.0」やDX・GXの推進、防災・減災対策の取組の強化、老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保、物価高を踏まえた公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進など、活力ある持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な財政基盤を確保することが示されている。

さらに、フロントヤード（住民と行政の接点）改革やマイナンバーカードの利活用拡大等による住民の利便性向上、自治体情報システムの標準化、サイバーセキュリティ対策の強化、AIの利用推進、デジタル人材の確保、デジタル実装の全国展開などにより地域DXを推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」など財政マネジメントの強化が地方団体における課題とされている。

## (2) 市財政の現状と課題

上記のような方向性が示される中、本市においても国・県と基調を合わせた財政運営に努め、緑が丘西地区の開発の進展等に伴う市税の堅調な伸びを背景に財政力指数は高い数値で推移してきたものの、経常収支比率の高止まりによる財政の硬直化が続いてきた。

健全な財政運営の推進に向け、「八千代市財政運営の基本的計画」では、4つの財政指標で令和10年度目標値の達成に取り組むこととしており、令和6年度普通会計決算における各指標値を前年度と比較すると、公債費負担比率は1.2ポイント減の10.2%、市債残高は約15億円減の約374億4千万円となり、地方債に関わる指標はいずれも改善が見られた。一方、財政調整基金残高は、標準財政規模の10%以上の確保を目指す中、約4億3千万円減の約28億6千万円（標準財政規模の約7.4%）となり、昨今の激甚化・頻発化する自然災害など不測の事態に対応するためにも基金の醸成が不可欠である。経常収支比率についても、人件費や扶助費、物件費の増等に伴う経常的経費の上昇等により0.3ポイント増の96.9%となっており、依然として財政硬直化の解消は財政健全化に向けた重要な課題となっている。

また、一般会計の将来推計として、令和7年3月に公表した直近の「中長期財政収支見通し」では、市税収入は引き続き堅調に推移するが、扶助費・物件費の高まりや投資的経費の増加等により、令和8年度以降の当初予算において毎年度収支不足が見込まれ、厳しい財政状況が続く見通しとなっている。

今後、新庁舎の整備や学校施設の長寿命化改修など公共施設の老朽化対策を進めながら、少子高齢化対策や自然災害への対応に加え、DXの推進や環境に配慮したカーボンニュートラルの実現などの行政課題に対応する財源を生み出していくためには、職員一人ひとりがより一層の危機感をもって主体的に事業を見直し、財政健全化に取り組む必要がある。

### (3) 予算編成の基本的方針

令和8年度当初予算編成に当たっては、市税の大幅な増収を見込めない一方、社会保障関係経費や公共施設等の改修・更新など避けることのできない財政需要の増加が見込まれ、また、現下の労務単価や資材価格の高止まりによる影響に加え、最低賃金引上げや金利上昇を受けた財政負担の増加が懸念されることから、さらなる経常的経費の縮減を講じない限り、経常収支比率の上昇は避けられず、投資的経費や新規事業に取り組む財源を確保することが困難な状況となっている。

このことから、将来を見据えた持続可能な財政運営を進めながら、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた施策を推進するため、限られた財源を効率的・効果的に配分し、「最少の経費で最大の効果」を挙げるべく、全ての事業について緊急性や必要性、費用対効果を十分に検証した上で見直しに取り組むこととし、以下の基本的方針に基づき編成を行った。

#### ① 市民の安心・安全への対応

- ・ 災害に備えた防災・減災への対策、待機児童対策を主とした子育て支援策、長期的視点に立ち安全性や機能を確保する公共施設の老朽化対策など、市民の安心・安全に関する行政課題に対応するための経費について、優先度を考慮し、適切に予算要求すること。公共施設の老朽化対策に当たっては、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」の趣旨に則り、公共施設の再配置、統廃合を含めた全体最適化を図ること。
- ・ 物価高騰への対応については、国の動向等を的確に把握した上で、適切に要求すること。

#### ② 財政健全化への対応

- ・ 経常的経費については、経常経費充当一般財源（歳出）を、経常一般財源等（歳入）以下とし、歳入に見合った歳出とする原則のもと予算編成を行う必要がある。行政サービスのあり方を再検討し、義務的経費を含め、対象事業の重点化・効率化を図るため、事業の統廃合も視野に入れた大胆な見直しを積極的に図ること。見直しに当たっては、「行財政改革推進ビジョン」を踏まえて対応すること。

- ・新規・拡充事業の要求に当たっては、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを原則とすること。
- ・財源確保のため、国などの予算編成の動向に注目し、補助制度を積極的に活用すること。また、自主財源についても、市税等の徴収率向上や新たな歳入の確保に努めること。
- ・使用料・手数料の見直しにより、受益者負担の適正化に努めること。使用料を徴収する公の施設は、稼働率や利用状況を分析し、施設の利用促進と歳入の向上に取り組むこと。
- ・市単独で実施している補助金及び扶助費について、必要性等を厳格に検証し、事業内容の見直し、整理統合、廃止の検討をすること。
- ・市債は、適債性のある経費を的確に捉え、元利償還金に対する交付税措置のあるものを活用するなど、将来負担の抑制を図ること。

### ③ 総合計画等の着実な推進

- ・第5次基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、第5次総合計画後期基本計画に定める施策を効果的に実施するとともに、所管部局で策定した各種計画に掲げた施策を着実に推進すること。推進に当たっては、その実施時期や内容、優先度、市民ニーズ等を検証し、財政状況等を勘案した上で、事業の見直し等も検討することとし、実施中の事業であっても経費の節減に努めた予算要求とすること。
- ・「八千代市DX推進方針」に基づき、スマート自治体の実現を目指し、行政手続や窓口における市民の利便性向上や、業務改善による生産性向上を図ること。
- ・2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」と、その道筋を示した「八千代市地域脱炭素ロードマップ」を踏まえ、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの推進等に取り組むこと。
- ・市制施行60周年の節目を迎えるに当たり、記念事業を実施する場合は、事業費を精査した上で要求すること。

### ④ 効率的な執行体制の確立と職員の能力・資質の向上

- ・社会経済状況の変化や多様化する市民ニーズ等、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応するため、組織体制の見直しや適正な定員管理に努め、簡素で効率的な執行体制を確立すること。
- ・労働力人口の減少に伴い職員の確保が困難となっていること、限られた人的資源で質の高い行政サービスを提供するため、AI・RPAの活用による業務効率化、働きやすい職場環境の構築に努め、生産性の向上、働き方改革を推進すること。
- ・組織の総合力を高めるため、柔軟な発想や広い視野、豊富な知識を有する職員となるべく、研修を活用するなど一人ひとりの能力・資質の向上を図ること。

## 2 予算の概要

### (1) 予算規模

令和8年度の一般会計の予算規模は830億2,100万円で、前年度と比較して3億5,900万円、0.4%の減となっている。

特別会計は、国民健康保険事業、介護保険事業、墓地事業、後期高齢者医療を合わせて359億8,529万2千円となり、前年度と比較して10億9,793万円、3.1%の増となっている。

また、公営企業会計は、水道事業、公共下水道事業を合わせて127億1,648万3千円で、前年度と比較して8億973万1千円、6.8%の増となっている。

これにより、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた全体の予算規模は1,317億2,277万5千円で、前年度と比較して15億4,866万1千円、1.2%の増となっている。

(単位：千円，%)

区 分		令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度 増減額	増減率
一般会計		83,021,000	83,380,000	△359,000	△0.4
特別会計	国民健康保険事業	16,114,292	16,014,105	100,187	0.6
	介護保険事業	15,949,552	15,509,174	440,378	2.8
	墓地事業	70,491	70,379	112	0.2
	後期高齢者医療	3,850,957	3,293,704	557,253	16.9
	小 計	35,985,292	34,887,362	1,097,930	3.1
公営企業会計	水道事業	7,251,720	6,513,301	738,419	11.3
	公共下水道事業	5,464,763	5,393,451	71,312	1.3
	小 計	12,716,483	11,906,752	809,731	6.8
合 計		131,722,775	130,174,114	1,548,661	1.2

(2) 一般会計歳入歳出予算の概要

① 歳入

(単位：千円，%)

区 分	令和8年度 当初予算額		令和7年度 当初予算額		対前年度 増減額		
		構成比		構成比		増減率	
自主財源	1. 市税	34,798,926	41.9	33,484,442	40.2	1,314,484	3.9
	13. 分担金及び負担金	611,414	0.7	574,236	0.7	37,178	6.5
	14. 使用料及び手数料	1,594,954	1.9	1,595,920	1.9	△966	△0.1
	17. 財産収入	55,584	0.1	41,491	0.1	14,093	34.0
	18. 寄附金	173,282	0.2	208,002	0.2	△34,720	△16.7
	19. 繰入金	2,851,482	3.4	3,094,542	3.7	△243,060	△7.9
	20. 繰越金	500,000	0.6	500,000	0.6	—	—
	21. 諸収入	1,877,507	2.3	2,091,624	2.5	△214,117	△10.2
	小 計	42,463,149	51.1	41,590,257	49.9	872,892	2.1
	依存財源	2. 地方譲与税	410,000	0.5	401,370	0.5	8,630
3. 利子割交付金		144,000	0.2	28,000	0.0	116,000	414.3
4. 配当割交付金		355,000	0.4	224,000	0.3	131,000	58.5
5. 株式等譲渡所得割交付金		332,000	0.4	332,000	0.4	—	—
6. 法人事業税交付金		394,000	0.5	384,000	0.5	10,000	2.6
7. 地方消費税交付金		5,699,500	6.9	4,817,000	5.8	882,500	18.3
8. ゴルフ場利用税交付金		56,000	0.1	53,000	0.1	3,000	5.7
9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		483,811	0.6	444,933	0.5	38,878	8.7
10. 地方特例交付金		392,614	0.5	319,772	0.4	72,842	22.8
11. 地方交付税		2,021,550	2.4	2,396,207	2.9	△374,657	△15.6
12. 交通安全対策特別交付金		18,000	0.0	18,000	0.0	—	—
15. 国庫支出金		16,871,549	20.3	17,276,891	20.7	△405,342	△2.3
16. 県支出金		7,072,125	8.5	6,450,369	7.7	621,756	9.6
22. 市債		6,307,700	7.6	8,552,200	10.2	△2,244,500	△26.2
23. 自動車取得税交付金	1	0.0	1	0.0	—	—	
24. 環境性能割交付金	1	0.0	92,000	0.1	△91,999	△100.0	
小 計	40,557,851	48.9	41,789,743	50.1	△1,231,892	△2.9	
合 計	83,021,000	100.0	83,380,000	100.0	△359,000	△0.4	

増減額では、自主財源で、市税が13億1,448万4千円、分担金及び負担金が3,717万8千円、財産収入が1,409万3千円などの増額となったため、全体では8億7,289万2千円、2.1%の増となっている。

また、依存財源で、地方消費税交付金が8億8,250万円、県支出金が6億2,175万6千円の増額となったが、市債が22億4,450万円、国庫支出金が4億534万2千円、地方交付税が3億7,465万7千円などの減額となったため、全体では12億3,189万2千円、2.9%の減となっている。

## ② 歳出（目的別）

（単位：千円，％）

款	令和8年度 当初予算額		令和7年度 当初予算額		対前年度 増減額	
		構成比		構成比		増減率
1. 議会費	368,251	0.5	401,642	0.5	△33,391	△8.3
2. 総務費	13,033,533	15.7	9,450,851	11.3	3,582,682	37.9
3. 民生費	37,391,582	45.1	37,177,531	44.6	214,051	0.6
4. 衛生費	6,984,813	8.4	7,317,296	8.8	△332,483	△4.5
5. 労働費	13,223	0.0	14,069	0.0	△846	△6.0
6. 農林水産業費	462,036	0.6	2,613,204	3.1	△2,151,168	△82.3
7. 商工費	1,606,175	1.9	487,378	0.6	1,118,797	229.6
8. 土木費	4,171,721	5.0	3,938,414	4.7	233,307	5.9
9. 消防費	2,500,760	3.0	2,620,128	3.2	△119,368	△4.6
10. 教育費	11,222,414	13.5	14,267,135	17.1	△3,044,721	△21.3
11. 公債費	5,139,467	6.2	4,983,733	6.0	155,734	3.1
12. 諸支出金	27,025	0.0	8,619	0.0	18,406	213.6
13. 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	—	—
合 計	83,021,000	100.0	83,380,000	100.0	△359,000	△0.4

構成比では、高い順に、民生費（45.1％）、総務費（15.7％）、教育費（13.5％）、衛生費（8.4％）、公債費（6.2％）、土木費（5.0％）、消防費（3.0％）となっている。

増減額では、増額となったものは総務費（35億8,268万2千円）、商工費（11億1,879万7千円）、土木費（2億3,330万7千円）などで、減額となったものは教育費（△30億4,472万1千円）、農林水産業費（△21億5,116万8千円）、衛生費（△3億3,248万3千円）などとなっている。

増減率では、上昇したものは商工費（229.6％）、諸支出金（213.6％）、総務費（37.9％）などで、低下したものは農林水産業費（△82.3％）、教育費（△21.3％）、議会費（△8.3％）などとなっている。

## 《増減内容》

## 1 款 議会費

議員報酬等などの減額により8.3％の減となっている。

2 款 総務費

国勢調査事務事業，基幹情報システム管理事業，参議院議員選挙事業などで減額となったが，庁舎建設事業，行政情報システム運用管理事業，市議会議員選挙事業，人事管理事業などの増額により37.9%の増となっている。

3 款 民生費

給付金・定額減税一体支援事業（給付金分），ふれあいプラザ運営管理事業，学童保育事業などで減額となったが，障害児通所等支援事業，生活保護事業，障害者自立支援事業，ふれあいプラザ維持管理事業などの増額により0.6%の増となっている。

4 款 衛生費

成人保健事業，リサイクル推進事業，焼却炉施設管理事業などで増額となったが，浸出水処理施設管理事業，地域医療対策事業，粗大ごみ処理施設管理事業などの減額により4.5%の減となっている。

5 款 労働費

一般職員人件費などの減額により6.0%の減となっている。

6 款 農林水産業費

農業の郷運営管理事業，園芸振興事業などで増額となったが，防災道の駅やちよ整備事業などの減額により82.3%の減となっている。

7 款 商工費

物価高騰対策特別給付金給付事業，中小企業資金融資事業などの増額により229.6%の増となっている。

8 款 土木費

準用河川高野川改修事業，緑地保全事業，都市公園建設事業などで減額となったが，道路橋梁補修事業，市街地整備推進事業，道路橋梁管理事業，放置自転車等対策事業などの増額により5.9%の増となっている。

\* 令和7年10月に発生した自転車交通事故による児童の死亡事案を受け，交通安全対策として計上した予算。

交通安全施設整備事業（道路照明灯，防護柵，区画線，反射鏡，道路標識等の交通安全施設の整備及び維持管理）	1億1,055万6千円
交通安全教育啓発事業（自転車乗車用ヘルメット購入費補助）	617万2千円
街路建設事業（都市計画道路3・4・1号（上高野）通学路暫定整備工事）	1,068万1千円

9 款 消防費

総務管理事業，救助活動事業，救急活動事業などで増額となったが，指令管理事業，車両整備事業，水利整備事業などの減額により4.6%の減となっている。

10 款 教育費

学校教育総務事業，コンピュータ教育事業，学校給食センター業務事業などで増額となったが，小学校施設整備事業，体育施設管理事業，小学校教育振興事業などの減額により21.3%の減となっている。

11 款 公債費

市債管理事業（利子）の増額により3.1%の増となっている。

12 款 諸支出金

庁舎整備基金積立金，財政調整基金積立金などの増額により213.6%の増となっている。

## ③ 歳出（性質別）

（単位：千円，％）

区 分	令和8年度 当初予算額		令和7年度 当初予算額		対前年度 増減額	
		構成比		構成比		増減率
人件費	13,601,706	16.4	12,916,523	15.5	685,183	5.3
扶助費	25,312,768	30.5	23,903,100	28.7	1,409,668	5.9
公債費	5,139,467	6.2	4,983,733	6.0	155,734	3.1
義務的経費 計	44,053,941	53.1	41,803,356	50.2	2,250,585	5.4
物件費	17,395,167	21.0	16,418,091	19.7	977,076	6.0
維持補修費	330,204	0.4	315,494	0.4	14,710	4.7
補助費等	4,465,867	5.4	4,869,249	5.8	△403,382	△8.3
積立金	27,025	0.0	8,619	0.0	18,406	213.6
投資及び出資金	95,413	0.1	99,130	0.1	△3,717	△3.7
貸付金	346,520	0.4	353,640	0.4	△7,120	△2.0
繰出金	6,480,465	7.8	6,293,026	7.6	187,439	3.0
普通建設事業費	9,726,398	11.7	13,119,395	15.7	△3,392,997	△25.9
予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	—	—
合 計	83,021,000	100.0	83,380,000	100.0	△359,000	△0.4

人件費・扶助費・公債費の義務的経費は、前年度と比較して5.4%の増となっている。義務的経費のうち人件費は、一般職員人件費、会計年度任用職員人件費などの増額により5.3%の増、扶助費は、障害児通所等支援事業、生活保護事業、障害者自立支援事業、幼稚園教育総務事業などの増額により5.9%の増、また、公債費は、市債管理事業（利子）の増額により3.1%の増となっている。

物件費は、ふれあいプラザ運営管理事業、指令管理事業、小学校施設整備事業などで減額となったが、学校教育総務事業、コンピュータ教育事業、成人保健事業、行政情報システム運用管理事業、中学校施設整備事業などの増額により6.0%の増となっている。

維持補修費は、教育委員会庁舎管理事業、放置自転車等対策事業、庁舎管理事業などで減額となったが、都市公園管理事業、小学校管理事業、福祉センター維持管理事業などの増額により4.7%の増となっている。

補助費等は、物価高騰対策特別給付金給付事業、民間保育園運営事業、市議会議員選挙事業などで増額となったが、給付金・定額減税一体支援事業（給付金分）、国勢調査事務事業、農業振興事業などの減額により8.3%の減となっている。

積立金は、庁舎整備基金積立金などの増額により213.6%の増となっている。

投資及び出資金は、水道事業繰出金の減額により3.7%の減となっている。

貸付金は、看護師等修学資金貸付の減額により2.0%の減となっている。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計への繰出金は減額となったが、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計への繰出金などの増額により3.0%の増となっている。

普通建設事業費は、庁舎建設事業、ふれあいプラザ維持管理事業、道路橋梁補修事業、焼却炉施設管理事業などで増額となったが、小学校施設整備事業、防災道の駅やちよ整備事業、浸出水処理施設管理事業、体育施設管理事業などの減額により、25.9%の減となっている。

(3) 継続費の状況

(単位：千円，%)

款	項	事業名	全 体 計 画					令和6年度 未までの 支出額	令和7年度 未までの 支出見込額	令和8年度 支出予定額	令和8年度 未までの 支出予定額	令和9年度 以降支出 予定額	継続費の総 額に対する 進捗率		
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一 般 財 源	
					特 定 財 源										
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他								
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎建設	令和5年度	1,601			1,601			1,601		0.0			
			令和6年度	332,046	101,200			230,846	332,046	332,046	332,046		2.6		
			令和7年度	711,557	27,450	521,000	129,903	33,204		711,557		711,557		5.6	
			令和8年度	5,396,471	193,910	4,103,200	1,066,157	33,204			5,396,471	5,396,471		42.4	
			令和9年度	6,277,037	25,508	4,956,300	1,262,024	33,205					6,277,037	49.4	
			計	12,718,712	348,068	9,580,500	2,459,685	330,459	333,647	1,045,204	5,396,471	6,441,675	6,277,037	100.0	
3. 民生費	1. 社会福祉費	ふれあいプラ ザ維持管理	令和8年度	290,964		218,200	67,335	5,429			290,964	290,964		13.6	
			令和9年度	1,850,815		1,388,100	453,831	8,884					1,850,815	86.4	
			計	2,141,779		1,606,300	521,166	14,313			290,964	290,964	1,850,815	100.0	
4. 衛生費	2. 清掃費	浸出水処理施 設管理	令和6年度	63,250		47,400		15,850	63,250	63,250		63,250		8.0	
			令和7年度	678,260		508,600		169,660		678,260		678,260		86.4	
			令和8年度	43,758		32,700		11,058			43,758	43,758		5.6	
			計	785,268		588,700		196,568	63,250	741,510	43,758	785,268		100.0	
		粗大ごみ処理 施設管理	令和8年度	7,480		5,600		1,880				7,480	7,480		0.3
			令和9年度	1,751,222	350,922	1,155,300		245,000					1,751,222	69.8	
			令和10年度	751,355	150,395	495,700		105,260					751,355	29.9	
			計	2,510,057	501,317	1,656,600		352,140			7,480	7,480	2,502,577	100.0	

(単位：千円，%)

款	項	事業名	全 体 計 画						令和6年度 末までの 支出額	令和7年度 末までの 支出見込額	令和8年度 支出予定額	令和8年度 末までの 支出予定額	令和9年度 以降支出 予定額	継続費の総 額に対する 進捗率	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										一般財源
					特 定 財 源										
					国県支出金	地 方 債	そ の 他								
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路橋梁補修 (村上橋補修 工事)	令和3年度	179,278	44,019	32,400		102,859	51,200	51,200		51,200		8.3	
			令和4年度	211,981	98,572	74,000		39,409	76,884	76,884		76,884		12.4	
			令和5年度	74,959				74,959	80,800	80,800		80,800		13.1	
			令和6年度	36,015				36,015	121,347	121,347		121,347		19.7	
			令和7年度	21,474				21,474		193,476		193,476		31.3	
			令和8年度	93,700				93,700			93,700	93,700	93,700	15.2	
			計	617,407	142,591	106,400		368,416	330,231	523,707	93,700	617,407		100.0	
			道路橋梁補修 (新川大橋補修 工事)	令和7年度	330,550	87,053	192,000		51,497		330,550		330,550		30.6
				令和8年度	413,600	138,000	101,600		174,000			413,600	413,600		38.4
				令和9年度	334,334				334,334					334,334	31.0
				計	1,078,484	225,053	293,600		559,831		330,550	413,600	744,150	334,334	100.0
	4. 都市計画費		都市公園建設	令和7年度	153,477		115,100		38,377		153,477		153,477		55.6
				令和8年度	122,524		91,800		30,724			122,524	122,524		44.4
計				276,001		206,900		69,101		153,477	122,524	276,001		100.0	
10. 教育費	1. 教育総務費	学校教育総務 (旧少年自然 の家解体工 事)	令和8年度	361,774		325,500		36,274			361,774	361,774		53.3	
			令和9年度	316,552		284,800		31,752					316,552	46.7	
			計	678,326		610,300		68,026			361,774	361,774	316,552	100.0	
	2. 小学校費	小学校施設整 備(村上小学 校長寿命化改 修工事実施設 計業務委託)	令和7年度	59,754			59,754			59,754		59,754		45.5	
			令和8年度	71,704			71,704				71,704	71,704		54.5	
			計	131,458			131,458			59,754	71,704	131,458	100.0		

(単位：千円，%)

款	項	事業名	全 体 計 画						令和6年度 末までの 支出額	令和7年度 末までの 支出見込額	令和8年度 支出予定額	令和8年度 末までの 支出予定額	令和9年度 以降支出 予定額	継続費の総 額に対する 進捗率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										一般財源
					特 定 財 源										
					国県支出金	地 方 債	そ の 他								
10. 教育費	2. 小学校費	小学校施設整備 (小学校屋内運動場空調 設備設置工 事)	令和7年度	1,656,231	643,945	947,900		64,386		1,656,231		1,656,231		82.6	
			令和8年度												0.0
			令和9年度	349,445	143,570	205,300		575					349,445		17.4
			計	2,005,676	787,515	1,153,200		64,961		1,656,231		1,656,231	349,445		100.0
	3. 中学校費	中学校施設整備	令和7年度	575,135	80,340	494,400		395		575,135		575,135		18.6	
			令和8年度												0.0
			令和9年度	1,386,736	394,761	844,600		147,375					1,386,736		45.0
			令和10年度	971,734	104,941	677,500		189,293					971,734		31.5
			令和11年度	151,813		113,800		38,013					151,813		4.9
			計	3,085,418	580,042	2,130,300		375,076		575,135		575,135	2,510,283		100.0
	6. 保健体育費	体育施設管理	令和6年度	386,294		353,500		32,794	366,399	366,399		366,399		12.5	
			令和7年度	1,578,136		1,417,300		160,836		1,598,031		1,598,031		54.7	
			令和8年度	959,990		796,100	163,890				959,990	959,990		32.8	
			計	2,924,420		2,566,900	163,890	193,630	366,399	1,964,430	959,990	2,924,420		100.0	

(4) 債務負担行為の状況

(一般会計)

【新規設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の		令 和 8 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		支 出 ( 見 込 ) 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
バラ命名権取得及び生産業務委託	バラ命名権取得及び生産業務委託に要する概定金4,700千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和10年度まで	5,170				5,170
基幹情報システム運用管理業務委託(標準化対応)	基幹情報システム運用管理業務委託(標準化対応)に要する概定金1,618,650千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和13年度まで	1,780,515				1,780,515
福祉系情報システム運用管理業務委託	福祉系情報システム運用管理業務委託に要する概定金150,847千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	165,931				165,931
戸籍情報システム運用管理業務委託	戸籍情報システム運用管理業務委託に要する概定金77,553千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和13年度まで	85,308				85,308
コンビニ交付システム運用管理業務委託	コンビニ交付システム運用管理業務委託に要する概定金22,680千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和13年度まで	24,948				24,948
旧庁舎解体工事等実施設計業務委託	旧庁舎解体工事等実施設計業務委託に要する概定金50,958千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	56,053				56,053
新庁舎移転マネジメント業務及び移転業務委託	新庁舎移転マネジメント業務及び移転業務委託に要する概定金95,988千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和10年度まで	105,586				105,586
令和12基準年度における固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託	令和12基準年度における固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託に要する概定金37,170千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和11年度まで	40,886				40,886
県議会議員選挙選挙物資運搬回収	県議会議員選挙選挙物資運搬回収に要する概定金440千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	484	484			
県議会議員選挙ポスター掲示場製作・設置・管理等業務委託	県議会議員選挙ポスター掲示場製作・設置・管理等業務委託に要する概定金9,024千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	9,925	9,925			
県議会議員選挙選挙公報配布業務委託	県議会議員選挙選挙公報配布業務委託に要する概定金306千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	336	336			
県議会議員選挙投票受付システム等管理業務委託	県議会議員選挙投票受付システム等管理業務委託に要する概定金5,582千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	6,140	6,140			

【新規設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の		令 和 8 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳				
		支 出 ( 見 込 ) 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
県議会議員選挙選挙事務従事者派遣業務委託	県議会議員選挙選挙事務従事者派遣業務委託に要する概定金8,288千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	9,116	9,116				
県議会議員選挙自書式読取機設置管理業務委託	県議会議員選挙自書式読取機設置管理業務委託に要する概定金437千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	481	481				
県議会議員選挙空調機器運転業務委託	県議会議員選挙空調機器運転業務委託に要する概定金453千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	497	497				
県議会議員選挙投票所誘導案内業務委託	県議会議員選挙投票所誘導案内業務委託に要する概定金1,500千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	1,649	1,649				
県議会議員選挙タクシー運送業務委託	県議会議員選挙タクシー運送業務委託に要する概定金523千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	575	575				
県議会議員選挙開票所用長机借上	県議会議員選挙開票所用長机借上に要する概定金388千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	427	427				
県議会議員選挙車椅子借上	県議会議員選挙車椅子借上に要する概定金164千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	180	180				
県議会議員選挙ストープ借上	県議会議員選挙ストープ借上に要する概定金945千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	1,040	1,040				
県議会議員選挙携帯電話及びWi-Fiルーター借上	県議会議員選挙携帯電話及びWi-Fiルーター借上に要する概定金281千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	308	308				
県議会議員選挙期日前投票所ロッカー借上	県議会議員選挙期日前投票所ロッカー借上に要する概定金36千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	40	40				
病児・病後児保育事業委託(西部)	病児・病後児保育事業委託(西部)に要する概定金92,898千円の範囲内			令和8年度から 令和11年度まで	92,898	61,932				30,966
令和8年度看護師等修学資金貸付	令和8年度看護師等修学資金貸付に要する概定金42,720千円の範囲内			令和8年度から 令和11年度まで	42,720					42,720
ショベルローダー借上	ショベルローダー借上に要する概定金11,060千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和13年度まで	12,166					12,166
3号炉可燃性粗大ごみ破砕機油圧モータ他交換工事	3号炉可燃性粗大ごみ破砕機油圧モータ他交換工事に要する概定金27,110千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	29,821		22,300			7,521

【新規設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
防災道の駅やちよ整備事業 仮設店舗借上 (追加設定分)	防災道の駅やちよ整備事業仮設店舗借上 (追加設定分)に要する概定金516千円に 消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和9年度まで	567				567
教育ネットワークシステム 運用管理業務委託 (追加電子 黒板分)	教育ネットワークシステム運用管理業務 委託 (追加電子黒板分)に要する概定金 2,686千円に消費税及び地方消費税を加算 した額の範囲内			令和8年度から 令和12年度まで	2,954				2,954
小中学校LED照明機器借 上	小中学校LED照明機器借上に要する概 定金749,770千円に消費税及び地方消費税 を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和18年度まで	824,744				824,744
小中学校普通・特別教室等 空調設備整備PFI事業 (令和8年度大和田小学校 特別教室等増設分維持管理 業務)	小中学校普通・特別教室等空調設備整備 PFI事業 (令和8年度大和田小学校 特別教室等増設分維持管理業務)に要する 概定金948千円に消費税及び地方消費税を 加算した額の範囲内			令和8年度から 令和14年度まで	1,043				1,043
小中学校普通・特別教室等 空調設備整備PFI事業 (中学校屋内運動場整備分 維持管理業務)	小中学校普通・特別教室等空調設備整備 PFI事業 (中学校屋内運動場整備分 維持管理業務)に要する概定金37,572千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の 範囲内			令和8年度から 令和14年度まで	41,329				41,329
合 計					3,343,837	93,130	22,300		3,228,407

【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
西八千代北部地区新設小学 校用地取得費 平成20年12月19日 議決	独立行政法人都市再生機構が当該用地 取得に要する概定金2,636,828千円に 利子相当額を加算した金額	平成19年度から 令和7年度まで	2,360,781	令和8年度から 令和10年度まで	47,793				47,793
西八千代北部地区新設小学 校校舎等整備費 平成20年12月19日 議決	独立行政法人都市再生機構が当該校舎等 の整備に要する概定金3,480,688千円に 利子相当額を加算した金額	平成19年度から 令和7年度まで	2,504,494	令和8年度から 令和14年度まで	173,004				173,004
西八千代北部地区新設保育 園用地取得費 平成21年12月22日 議決	独立行政法人都市再生機構が当該用地 取得に要する概定金35,400千円に利子 相当額を加算した金額	平成21年度から 令和7年度まで	32,202	令和8年度から 令和11年度まで	9,368				9,368
(仮称) 学校給食センター 西八千代調理場用地取得費 平成23年3月23日 議決	独立行政法人都市再生機構が当該用地 取得に要する概定金297,330千円に利子 相当額を加算した金額	平成23年度から 令和7年度まで	215,976	令和8年度から 令和13年度まで	111,778				111,778

【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
(仮称) 学校給食センター西八千代調理場整備費及び運営管理費 平成23年3月23日 議決	(仮称) 学校給食センター西八千代調理場整備及び運営管理に要する概定金8,099,614千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成23年度から令和7年度まで	6,773,817	令和8年度から令和9年度まで	854,388				854,388
LED道路照明灯管理業務委託 平成29年12月22日 議決	LED道路照明灯管理業務委託に要する概定金203,704千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成29年度から令和7年度まで	68,159	令和8年度から令和10年度まで	25,853				25,853
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(維持管理業務) 平成31年3月20日 議決	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(維持管理業務)に要する概定金395,616千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和元年度から令和7年度まで	197,646	令和8年度から令和14年度まで	230,588				230,588
LED公園照明灯管理業務委託 令和元年12月19日 議決	LED公園照明灯管理業務委託に要する概定金112,440千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和元年度から令和7年度まで	63,514	令和8年度から令和12年度まで	57,464				57,464
4トン粉粒体運搬車両借上 令和2年3月19日 議決	4トン粉粒体運搬車両借上に要する概定金33,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和7年度まで	25,328	令和8年度	5,112				5,112
指令業務共同運用個別整備機器等借上 令和2年3月19日 議決	指令業務共同運用個別整備機器等借上に要する概定金652,540千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和7年度まで	364,967	令和8年度から令和12年度まで	352,801				352,801
文化及び体育施設LED照明保守管理業務委託 令和2年3月19日 議決	文化及び体育施設LED照明保守管理業務委託に要する概定金56,906千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和7年度まで	29,133	令和8年度から令和12年度まで	29,282				29,282
(仮称) 学校給食センター東八千代調理場整備費及び運営管理費 令和2年3月19日 議決	(仮称) 学校給食センター東八千代調理場整備費及び運営管理に要する概定金6,259,382千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和7年度まで	3,213,473	令和8年度から令和19年度まで	3,828,011				3,828,011
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(増設分維持管理業務) 令和2年9月28日 議決	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(増設分維持管理業務)に要する概定金984千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和7年度まで	451	令和8年度から令和14年度まで	631				631
国営手賀沼土地改良事業(農地防災)負担金 令和2年12月22日 議決	国営手賀沼土地改良事業(農地防災)負担金に要する概定金10,150千円に利子相当額を加算した金額	令和2年度から令和7年度まで		令和8年度から令和31年度まで	10,150				10,150
みどりが丘小学校増築校舎借上 令和2年12月22日 議決	みどりが丘小学校増築校舎借上に要する概定金526,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和2年度から令和7年度まで	121,440	令和8年度から令和18年度まで	333,960				333,960

【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業 (令和3年度増設分維持管理業務) 令和3年3月23日 議決	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(令和3年度増設分維持管理業務)に要する概定金1,430千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和7年度まで	545	令和8年度から 令和14年度まで	955				955
福祉センター管理業務委託 令和3年12月22日 議決	福祉センター管理業務委託に要する概定金155,392千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和7年度まで	136,810	令和8年度	34,122				34,122
八千代総合運動公園及び市民の森用地借上 令和3年12月22日 議決	八千代総合運動公園及び市民の森用地借上に要する概定金38,206千円の範囲内	令和3年度から 令和7年度まで	12,591	令和8年度から 令和10年度まで	5,975				5,975
萱田南小学校維持管理業務委託 令和3年12月22日 議決	萱田南小学校維持管理業務委託に要する概定金16,179千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和7年度まで	13,146	令和8年度	3,941				3,941
総合生涯学習プラザ管理業務委託 令和3年12月22日 議決	総合生涯学習プラザ管理業務委託に要する概定金700,619千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和7年度まで	526,366	令和8年度	128,712			54,074	74,638
塵芥車両借上 令和4年3月23日 議決	塵芥車両借上に要する概定金32,004千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度から 令和7年度まで	9,498	令和8年度から 令和11年度まで	9,961				9,961
ホームページ運用管理業務委託 令和4年3月23日 議決	ホームページ運用管理業務委託に要する概定金39,742千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から 令和7年度まで	21,091	令和8年度から 令和9年度まで	14,061			1,560	12,501
次期自治体情報セキュリティクラウド利用料 令和4年3月23日 議決	次期自治体情報セキュリティクラウド利用に要する概定金76,774千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から 令和7年度まで	22,880	令和8年度から 令和9年度まで	11,646				11,646
八千代市立保育園給食調理業務委託 令和4年3月23日 議決	八千代市立保育園給食調理業務委託に要する概定金124,800千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から 令和7年度まで	72,864	令和8年度	24,288				24,288
2トン深ダンプ車両借上 令和4年3月23日 議決	2トン深ダンプ車両借上に要する概定金7,460千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から 令和7年度まで	3,477	令和8年度から 令和11年度まで	4,636				4,636
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業 (令和4年度増設分維持管理業務) 令和4年3月23日 議決	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(令和4年度増設分維持管理業務)に要する概定金1,740千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から 令和7年度まで	574	令和8年度から 令和14年度まで	1,340				1,340

【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
みどりが丘小学校増築校舎借上 (第2期) 令和4年9月29日 議決	みどりが丘小学校増築校舎借上 (第2期) に要する概定金277,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から令和7年度まで	31,152	令和8年度から令和18年度まで	171,336				171,336
総合生涯学習プラザ照明LED化 (ESCO事業) 業務委託 令和4年9月29日 議決	総合生涯学習プラザ照明LED化 (ESCO事業) 業務委託に要する概定金20,950千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から令和7年度まで	5,317	令和8年度から令和15年度まで	16,683				16,683
やちよ情報メール配信サービス利用料 令和4年11月29日 議決	やちよ情報メール配信サービスの利用に要する概定金5,142千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から令和7年度まで	3,178	令和8年度から令和9年度まで	1,998				1,998
家屋評価システム借上 令和4年11月29日 議決	家屋評価システム借上に要する概定金14,976千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から令和7年度まで	8,701	令和8年度から令和10年度まで	6,215				6,215
指定管理公園管理業務委託 令和4年11月29日 議決	指定管理公園管理業務委託に要する概定金467,105千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から令和7年度まで	307,125	令和8年度から令和9年度まで	206,689				206,689
文化施設管理業務委託 令和4年11月29日 議決	文化施設管理業務委託に要する概定金725,122千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から令和7年度まで	476,584	令和8年度から令和9年度まで	321,051			116,879	204,172
有料公園施設及び総合グラウンド管理業務委託 令和4年11月29日 議決	有料公園施設及び総合グラウンド管理業務委託に要する概定金506,345千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から令和7年度まで	285,090	令和8年度から令和9年度まで	225,895			54,493	171,402
八千代台近隣公園小体育館及び勝田台中央公園小体育館管理業務委託 令和4年11月29日 議決	八千代台近隣公園小体育館及び勝田台中央公園小体育館管理業務委託に要する概定金108,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和4年度から令和7年度まで	70,733	令和8年度から令和9年度まで	48,067			7,005	41,062
庁舎空調借上 令和5年3月23日 議決	庁舎空調借上に要する概定金95,841千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和5年度から令和7年度まで	13,237	令和8年度から令和18年度まで	89,134				89,134
令和9基準年度における固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託 令和5年3月23日 議決	令和9基準年度における固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託に要する概定金31,287千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和5年度から令和7年度まで	23,306	令和8年度	10,879				10,879
令和5年度看護師等修学資金貸付 令和5年3月23日 議決	看護師等修学資金貸付に要する概定金36,000千円の範囲内	令和5年度から令和7年度まで	20,040	令和8年度	8,400				8,400

【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和 7 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業 (令和5年度増設分維持管理業務) 令和5年3月23日 議決	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(令和5年度増設分維持管理業務)に要する概定金2,484千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和5年度から 令和7年度まで	607	令和8年度から 令和14年度まで	2,126				2,126
不燃物破砕機等借上 令和5年6月28日 議決	不燃物破砕機等借上に要する概定金15,720千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和5年度から 令和7年度まで	5,132	令和8年度から 令和11年度まで	11,975				11,975
包括施設管理業務委託 令和5年9月27日 議決	包括施設管理業務委託に要する概定金466,408千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和5年度から 令和7年度まで	190,393	令和8年度から 令和10年度まで	287,723			948	286,775
児童発達支援センター送迎バス等車両運行管理業務委託 令和5年9月27日 議決	児童発達支援センター送迎バス等車両運行管理業務委託に要する概定金31,434千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和5年度から 令和7年度まで	22,225	令和8年度	10,965			10,965	
大和田小学校及び大和田中学校仮設校舎借上 令和5年9月27日 議決	大和田小学校及び大和田中学校仮設校舎借上に要する概定金409,725千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和5年度から 令和7年度まで	209,979	令和8年度から 令和9年度まで	239,893			49,482	190,411
統一的な基準に基づく財務書類作成業務委託 令和5年12月22日 議決	統一的な基準に基づく財務書類作成業務委託に要する概定金3,900千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和5年度から 令和7年度まで	1,496	令和8年度	748				748
児童発達支援センター送迎小型バス借上 令和5年12月22日 議決	児童発達支援センター送迎小型バス借上に要する概定金7,080千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和5年度から 令和7年度まで	1,492	令和8年度から 令和11年度まで	3,774			3,774	
脱着ボディ車借上 令和5年12月22日 議決	脱着ボディ車借上に要する概定金37,776千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和5年度から 令和7年度まで	4,376	令和8年度から 令和11年度まで	15,820				15,820
八千代広域公園駐車場使用料収納及び警備業務委託 令和5年12月22日 議決	八千代広域公園駐車場使用料収納及び警備業務委託に要する概定金9,655千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和5年度から 令和7年度まで	4,224	令和8年度から 令和10年度まで	6,336				6,336
八千代広域公園駐車場管理業務委託 令和5年12月22日 議決	八千代広域公園駐車場管理業務委託に要する概定金19,800千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和5年度から 令和7年度まで	7,128	令和8年度から 令和10年度まで	10,692				10,692
ペーパーレス会議システム利用料 令和6年3月22日 議決	ペーパーレス会議システム利用に要する概定金1,725千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	713	令和8年度	653				653

【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
文書管理システム運用管理業務委託 令和6年3月22日 議決	文書管理システム運用管理業務委託に要する概定金52,325千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から令和7年度まで	6,851	令和8年度から令和12年度まで	30,257			1,356	28,901
調達情報提供サービス利用料 令和6年3月22日 議決	調達情報提供サービス利用に要する概定金600千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から令和7年度まで	330	令和8年度	330				330
電子契約サービス利用料 令和6年3月22日 議決	電子契約サービス利用に要する概定金1,980千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から令和7年度まで		令和8年度から令和11年度まで	1				1
財務会計システム運用管理業務委託 令和6年3月22日 議決	財務会計システム運用管理業務委託に要する概定金64,700千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から令和7年度まで	35,695	令和8年度から令和12年度まで	25,069				25,069
地方税ポータルシステムLGWAN-ASPサービス運用管理業務委託 令和6年3月22日 議決	地方税ポータルシステムLGWAN-ASPサービス運用管理業務委託に要する概定金18,819千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から令和7年度まで	2,376	令和8年度から令和11年度まで	8,712				8,712
令和6年度看護師等修学資金貸付 令和6年3月22日 議決	令和6年度看護師等修学資金貸付に要する概定金36,000千円の範囲内	令和6年度から令和7年度まで	10,330	令和8年度から令和9年度まで	18,120				18,120
ホイールローダ借上 令和6年3月22日 議決	ホイールローダ借上に要する概定金38,850千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から令和7年度まで	437	令和8年度から令和12年度まで	25,811				25,811
灰等運搬車両借上 令和6年3月22日 議決	灰等運搬車両借上に要する概定金26,460千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から令和7年度まで	391	令和8年度から令和12年度まで	23,091				23,091
教育ネットワークシステム運用管理業務委託 令和6年3月22日 議決	教育ネットワークシステム運用管理業務委託に要する概定金5,572,369千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から令和7年度まで	616,804	令和8年度から令和12年度まで	4,670,085				4,670,085
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業 (令和6年度特別教室等増設分維持管理業務) 令和6年3月22日 議決	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(令和6年度特別教室等増設分維持管理業務)に要する概定金208,307千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から令和7年度まで	16,907	令和8年度から令和14年度まで	118,349				118,349
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業 (令和6年度増設分及びみどりが丘小学校増築棟分維持管理業務) 令和6年3月22日 議決	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(令和6年度増設分及びみどりが丘小学校増築棟分維持管理業務)に要する概定金4,480千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から令和7年度まで	616	令和8年度から令和14年度まで	4,312				4,312

【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
防災道の駅やちよ整備事業 仮設店舗借上 令和6年6月28日 議決	防災道の駅やちよ整備事業仮設店舗借上に要する概定金48,400千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	25,872	令和8年度	14,784				14,784
ちば電子調達システムサービス使用料 令和6年9月27日 議決	ちば電子調達システムサービス使用に要する概定金30,720千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで		令和8年度から 令和13年度まで	32,465			6,818	25,647
西八千代南部地区まちづくり方針等検討支援業務委託 令和6年9月27日 議決	西八千代南部地区まちづくり方針等検討支援業務委託に要する概定金36,830千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	13,200	令和8年度	9,878				9,878
図書資料総合管理システム運用管理業務委託 令和6年9月27日 議決	図書資料総合管理システム運用管理業務委託に要する概定金223,059千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	2,624	令和8年度から 令和12年度まで	154,819				154,819
福祉総合相談事業等業務委託 令和6年9月27日 議決	福祉総合相談事業等業務委託に要する概定金198,192千円の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	62,238	令和8年度から 令和9年度まで	134,157	96,406			37,751
包括的支援事業業務委託 (地域包括支援センター運営業務委託) 令和6年12月20日 議決	包括的支援事業業務委託(地域包括支援センター運営業務委託)に要する概定金830,052千円の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	279,239	令和8年度から 令和9年度まで	527,937	304,882		121,426	101,629
包括的支援事業業務委託 (第2層生活支援コーディネーター業務委託) 令和6年12月20日 議決	包括的支援事業業務委託(第2層生活支援コーディネーター業務委託)に要する概定金114,133千円の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	36,889	令和8年度から 令和9年度まで	74,437	42,987		17,120	14,330
腸内細菌等検査業務委託 令和6年12月20日 議決	腸内細菌等検査業務委託に要する概定金7,033千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	2,821	令和8年度	2,821			275	2,546
浸出水処理施設運転管理業務委託 令和6年12月20日 議決	浸出水処理施設運転管理業務委託に要する概定金138,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	44,538	令和8年度から 令和9年度まで	89,077				89,077
清掃センター運転等維持管理業務委託 令和6年12月20日 議決	清掃センター運転等維持管理業務委託に要する概定金2,001,590千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	728,508	令和8年度から 令和9年度まで	1,457,016			607,164	849,852
衛生センターし尿処理施設運転管理業務委託 令和6年12月20日 議決	衛生センターし尿処理施設運転管理業務委託に要する概定金250,170千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	88,704	令和8年度から 令和9年度まで	177,496			23,505	153,991

【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の		令 和 8 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 ( 見 込 ) 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
中央図書館・勝田台図書館・緑が丘図書館・緑が丘図書館指定管理業務委託 令和6年12月20日 議決	中央図書館・勝田台図書館・緑が丘図書館指定管理業務委託に要する概定金1,273,949千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	263,570	令和8年度から 令和11年度まで	1,137,774			4,096	1,133,678
市民ギャラリー指定管理業務委託 令和6年12月20日 議決	市民ギャラリー指定管理業務委託に要する概定金459,454千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	97,266	令和8年度から 令和11年度まで	408,133			4,157	403,976
産業廃棄物処分業務委託 令和6年12月20日 議決	産業廃棄物処分業務委託に要する概定金6,848千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	1,848	令和8年度から 令和9年度まで	3,676				3,676
ちば電子調達システムサービス使用料(延長分) 令和7年3月24日 議決	ちば電子調達システムサービス使用料(延長分)に要する概定金265千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	291			61	230
人事給与システム等運用管理業務委託 令和7年3月24日 議決	人事給与システム等運用管理業務委託に要する概定金159,258千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令和8年度から 令和12年度まで	172,702			7,253	165,449
ちば電子申請システムサービス利用料 令和7年3月24日 議決	ちば電子申請システムサービス利用に要する概定金9,301千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令和8年度から 令和12年度まで	8,392				8,392
コンビニ交付システム運用管理業務委託 令和7年3月24日 議決	コンビニ交付システム運用管理業務委託に要する概定金9,372千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	10,310				10,310
氏名の振り仮名法制化に係るコールセンター運営業務委託 令和7年3月24日 議決	氏名の振り仮名法制化に係るコールセンター運営業務委託に要する概定金4,388千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	432				432
子どもの学習・生活支援事業業務委託 令和7年3月24日 議決	子どもの学習・生活支援事業業務委託に要する概定金34,426千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令和8年度から 令和9年度まで	37,541	18,770			18,771
基幹相談支援センター運営業務委託 令和7年3月24日 議決	八千代市基幹相談支援センター運営業務委託に要する概定金215,444千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令和8年度から 令和12年度まで	236,966	135,663			101,303
第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画策定業務委託 令和7年3月24日 議決	八千代市第8期障害福祉計画及び八千代市第4期障害児福祉計画策定業務委託に要する概定金4,110千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	2,860				2,860

【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
介護保険指定機関等管理システムLGWAN-ASPサービス利用料 令和7年3月24日 議決	介護保険指定機関等管理システムLGWAN-ASPサービス利用に要する概定金3,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 11 年 度 まで	3,300				3,300
学童保育事業委託 令和7年3月24日 議決	学童保育事業委託に要する概定金2,018,244千円の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 10 年 度 まで	1,952,920	519,272		386,205	1,047,443
令和7年度看護師等修学資金貸付 令和7年3月24日 議決	令和7年度看護師等修学資金貸付に要する概定金52,080千円の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 10 年 度 まで	26,400				26,400
有価物等資源化中間処理業務委託 令和7年3月24日 議決	有価物等資源化中間処理業務委託に要する概定金632,352千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 14 年 度 まで	694,201				694,201
1・2号炉及び3号炉ごみクレーンプログラマブルコントローラ他交換工事 令和7年3月24日 議決	1・2号炉及び3号炉ごみクレーンプログラマブルコントローラ他交換工事に要する概定金36,340千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	38,390			38,390	
4トン粉粒体運搬車両借上 令和7年3月24日 議決	4トン粉粒体運搬車両借上に要する概定金38,520千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 13 年 度 まで	42,306				42,306
道の駅やちよ(八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター)管理業務委託 令和7年3月24日 議決	道の駅やちよ(八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター)管理業務委託に要する概定金364,479千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 11 年 度 まで	396,746			10,471	386,275
都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線用地取得費 令和7年3月24日 議決	千葉県土地開発公社が令和7年度事業として当該用地取得に要する概定金520,849千円に手数料及び利子相当額を加算した金額	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 11 年 度 まで	763,058	260,419	234,300		268,339
令和7年度都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線用地取得費に係る千葉県土地開発公社の借入金に対する債務保証 令和7年3月24日 議決	千葉県土地開発公社が令和7年度都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線用地取得資金として金融機関から借り入れる520,849千円以内及び当該借入金の利子相当額の合計額	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 11 年 度 まで					
消防本部・中央消防署LED照明機器借上 令和7年3月24日 議決	消防本部・中央消防署LED照明機器借上に要する概定金27,410千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 17 年 度 まで	29,634				29,634

【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業 (令和7年度大和田小学校特別教室等増設空調設備分維持管理業務) 令和7年3月24日 議決	小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業(令和7年度大和田小学校特別教室等増設空調設備分維持管理業務)に要する概定金980千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 14 年 度 ま で	1,078					1,078
学校給食費収納管理システム運用管理業務委託 令和7年3月24日 議決	学校給食費収納管理システム運用管理業務委託に要する概定金30,400千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 12 年 度 ま で	18,150					18,150
戸籍情報システム・コンビニ交付システム導入業務委託 令和7年7月4日 議決	戸籍情報システム・コンビニ交付システム導入業務委託に要する概定金80,900千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	88,990				31,394	57,596
戸籍情報システム移行用データ抽出業務委託 令和7年7月4日 議決	戸籍情報システム移行用データ抽出業務委託に要する概定金43,350千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	28,325				28,325	
学校給食献立システム構築及び保守管理業務委託 令和7年7月4日 議決	学校給食献立システム構築及び保守管理業務委託に要する概定金12,396千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 12 年 度 ま で	13,636					13,636
議長公用車借上 令和7年9月29日 議決	議長公用車借上に要する概定金5,220千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 13 年 度 ま で	4,078					4,078
庁舎総合管理業務委託 令和7年9月29日 議決	庁舎総合管理業務委託に要する概定金69,505千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 10 年 度 ま で	44,352					44,352
バンコク子ども親善大使受入業務委託 令和7年9月29日 議決	バンコク子ども親善大使受入業務委託に要する概定金5,418千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	5,960				5,960	
地域福祉団体バス運行業務委託 令和7年9月29日 議決	地域福祉団体バス運行業務委託に要する概定金5,236千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	5,477					5,477
阿蘇米本学童保育所送迎バス運行業務委託 令和7年9月29日 議決	阿蘇米本学童保育所送迎バス運行業務委託に要する概定金20,435千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	21,170					21,170
学校音楽会バス借上業務委託 令和7年9月29日 議決	学校音楽会バス借上業務委託に要する概定金2,841千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	3,125					3,125

【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
外国語教育指導助手派遣 令和7年9月29日 議決	外国語教育指導助手派遣に要する概定金291,750千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 10 年 度 まで	320,925			12,939	307,986
宿泊学習送迎バス運行業務委託 令和7年9月29日 議決	宿泊学習送迎バス運行業務委託に要する概定金8,081千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	8,889				8,889
水泳児童生徒運送業務委託 令和7年9月29日 議決	水泳児童生徒運送業務委託に要する概定金23,259千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	16,032				16,032
通学支援バス運行業務委託 令和7年9月29日 議決	通学支援バス運行業務委託に要する概定金84,638千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	91,931				91,931
放課後子ども教室運営管理業務委託 令和7年9月29日 議決	放課後子ども教室運営管理業務委託に要する概定金302,453千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 10 年 度 まで	297,114	53,845			243,269
市議会だより印刷 令和7年12月22日 議決	市議会だより印刷に要する概定金1,153千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	1,268				1,268
広報やちよ配布等業務委託 令和7年12月22日 議決	広報やちよ配布等業務委託に要する概定金16,209千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	17,830				17,830
広報やちよ編集・印刷業務委託 令和7年12月22日 議決	広報やちよ編集・印刷業務委託に要する概定金9,372千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	10,310			880	9,430
AI-OCRライセンス利用料 令和7年12月22日 議決	AI-OCRライセンス利用に要する概定金1,200千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	1,320				1,320
RPA(オフライン版)ライセンス利用料 令和7年12月22日 議決	RPA(オフライン版)ライセンス利用に要する概定金1,140千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	1,254				1,254
福祉センターで使用する電力の供給 令和7年12月22日 議決	福祉センターで使用する電力の供給に要する概定金4,397千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	4,836			288	4,548
ふれあいプラザ代替施設団体送迎バス運行業務委託 令和7年12月22日 議決	ふれあいプラザ代替施設団体送迎バス運行業務委託に要する概定金14,864千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	8,159				8,159
こども家庭センターに係る事務機器借上 令和7年12月22日 議決	こども家庭センターに係る事務機器借上に要する概定金750千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 10 年 度 まで	825	687			138

## 【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和 7 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
健診結果等集配業務委託 令和7年12月22日 議決	健診結果等集配業務委託に要する概定金2,340千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度	2,574				2,574
3歳児健康診査集団視覚検査判定・説明業務委託 令和7年12月22日 議決	3歳児健康診査集団視覚検査判定・説明業務委託に要する概定金375千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度	412				412
プラスチック類中間処理業務委託 令和7年12月22日 議決	プラスチック類中間処理業務委託に要する概定金811,840千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度 から 令和 15 年 度 まで	893,024				893,024
拠点回収業務委託 令和7年12月22日 議決	拠点回収業務委託に要する概定金1,238千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度	1,361				1,361
八千代市指定ごみ袋及びボランティア袋の製作 令和7年12月22日 議決	八千代市指定ごみ袋及びボランティア袋の製作に要する概定金106,426千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度	117,068				117,068
バケットクレーン定期保守点検業務委託 令和7年12月22日 議決	バケットクレーン定期保守点検業務委託に要する概定金81,805千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度	89,986				89,986
焼却炉施設管理事業用薬剤購入 令和7年12月22日 議決	焼却炉施設管理事業用薬剤購入に要する概定金131,991千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度	145,190				145,190
放射性物質測定業務委託 令和7年12月22日 議決	放射性物質測定業務委託に要する概定金1,836千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度	2,020	534			1,486
炉内・炉室清掃業務委託 令和7年12月22日 議決	炉内・炉室清掃業務委託に要する概定金86,230千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度	94,853				94,853
コンテナ洗浄業務委託 令和7年12月22日 議決	コンテナ洗浄業務委託に要する概定金5,040千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度	5,544				5,544
道路舗装維持補修工事 令和7年12月22日 議決	道路舗装維持補修工事に要する概定金118,790千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度	130,669				130,669
都市公園等管理業務委託 令和7年12月22日 議決	都市公園等管理業務委託に要する概定金309,470千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度	340,417				340,417
ミニバラ苗購入 令和7年12月22日 議決	ミニバラ苗購入に要する概定金2,100千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和 7 年 度		令和 8 年 度	2,310				2,310

## 【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
脱着ボディ車用コンテナ借上 令和7年12月22日 議決	脱着ボディ車用コンテナ借上に要する概定金3,672千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 13 年 度 ま で	4,040				4,040
内部外部情報システム運用管理業務委託 令和7年12月22日 議決	内部外部情報システム運用管理業務委託に要する概定金2,246,350千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 13 年 度 ま で	2,331,700			119,571	2,212,129
物価高騰対策特別給付金業務委託	物価高騰対策特別給付金業務委託に要する概定金57,097千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	62,806	56,525			6,281
包括施設管理業務委託 (増額分)	包括施設管理業務委託 (増額分) に要する概定金21,747千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度 から 令 和 10 年 度 ま で	23,921				23,921
合 計			20,821,505		26,834,857	1,489,990	234,300	1,726,834	23,383,733

(介護保険事業特別会計)

【既設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		令 和 8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
包括的支援事業業務委託 令和6年3月22日 議決	包括的支援事業業務委託に要する概定金 1,000,126千円の範囲内	令和6年度から 令和7年度まで	18,073	令和8年度から 令和9年度まで	36,374	21,004		15,370	
高齢者保健福祉計画策定業 務委託 令和7年3月24日 議決	高齢者保健福祉計画策定業務委託に要す る概定金3,820千円に消費税及び地方消費 税を加算した額の範囲内	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	3,718			3,718	
合 計			18,073		40,092	21,004		19,088	

(墓地事業特別会計)

【新規設定分】

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま で の		令 和 8 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		支 出 ( 見 込 ) 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
市営霊園LED照明保守管理業務委託	市営霊園LED照明保守管理業務委託に要する概定金4,188千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和8年度から 令和18年度まで	4,607			4,607	
合 計					4,607			4,607	

## (5) 地方債の状況

### ① 令和8年度分

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備	4,103,200	普通貸借 又は証券 発行	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借入 れる資金 につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	政府資金 については、その 融資条件 により、 銀行その 他の場合 には、そ の融資条 件又はそ の債権者 と協定す るものよ り。 ただし、 市財政の 都合によ り据置期 間及び償 還期限を 短縮し、 又は繰上 償還もし しくは低 利に借換 えするこ とができ る。
水道事業一般会計出資	95,400			
ふれあいプラザ整備	218,200			
浸出水処理施設整備	32,700			
焼却炉施設整備	55,200			
粗大ごみ処理施設整備	5,600			
市道整備	271,400			
橋梁整備	101,600			
急傾斜地崩壊対策	30,000			
勝田市民の森整備	39,700			
南部近隣公園整備	91,800			
3・4・12号線建設	20,100			
京成大和田駅前旧5街区暫定広場 整備	24,500			
消防施設整備	65,500			
旧少年自然の家解体	325,500			
市民体育館整備	796,100			
総合グラウンド整備	31,200			
計	6,307,700			

### ② 各年度末残高(見込み)

(単位：千円)

区 分	令和6年度末 現在高	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減見込		令和8年度末 現在高見込額
			令和8年度中 起債見込額	令和8年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	21,147,062	26,069,328	10,595,300	2,993,642	33,670,986
(1) 総務債	344,710	761,227	4,198,600	61,590	4,898,237
(2) 民生債	2,211,319	2,157,496	218,200	194,908	2,180,788
(3) 衛生債	1,598,035	1,732,506	189,200	422,262	1,499,444
(4) 農林水産業債	102,189	131,566	1,474,500	28,241	1,577,825
(5) 土木債	4,525,946	4,562,080	749,600	735,418	4,576,262
(6) 消防債	1,018,913	1,094,014	112,800	135,582	1,071,232
(7) 教育債	11,345,950	15,630,439	3,652,400	1,415,641	17,867,198
2. 災害復旧債	2,000	1,600	—	400	1,200
(1) 教育債	2,000	1,600	—	400	1,200
3. その他	16,296,573	14,419,805	—	1,774,507	12,645,298
(1) 減税補てん債	35,990	8,322	—	8,322	—
(2) 臨時財政対策債	16,260,583	14,411,483	—	1,766,185	12,645,298
合 計	37,445,635	40,490,733	10,595,300	4,768,549	46,317,484

※令和8年度中起債見込額には、令和7年度からの繰越明許費分4,287,600千円を含む。

## (6) 基金の状況

(単位：千円)

名 称	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減見込額		令和8年度末 現在高見込額
		積立金	取崩し	
一般会計	7,194,680	527,025	2,763,771	4,957,934
財政調整基金	2,261,635	508,537	894,579	1,875,593
市債管理基金	818,551	3,054	400,000	421,605
特定目的基金	4,114,494	15,434	1,469,192	2,660,736
八千代こども国際平和文化基金	49,406	186	14,047	35,545
福祉基金	43,601	165	—	43,766
庁舎整備基金	2,332,333	8,747	1,066,157	1,274,923
ふるさと応援基金	—	—	—	—
森林環境譲与税基金	50,941	192	14,800	36,333
公共施設等整備基金	1,638,213	6,144	374,188	1,270,169
特別会計	1,855,443	38,649	645,666	1,248,426
国民健康保険事業財政調整基金	673,177	2,525	514,275	161,427
介護給付費準備基金	1,100,199	4,388	99,792	1,004,795
市営霊園基金	82,067	31,736	31,599	82,204
定額運用基金	380,441	32,068	—	412,509
土地開発基金	380,441	32,068	—	412,509
合 計	9,430,564	597,742	3,409,437	6,618,869

(7) 都市計画税の使途

令和8年度当初予算 都市計画税予算額 2,657,310千円

(単位：千円)

都市計画税充当事業	事業費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	うち 都市計画税充当額
街路事業	1,563,371	610,578	952,793	943,266
公園事業	519,616	165,718	353,898	350,360
下水道事業	788,413	—	788,413	780,529
区画整理事業	59,835	24,500	35,335	34,982
その他	770,897	160,125	610,772	548,173
合計	3,702,132	960,921	2,741,211	2,657,310

※各事業費には事業実施のために借り入れた地方債の償還金を含む。

※下水道事業は一般会計からの繰出金を計上。

※その他は他の都市計画施設改修等事業を計上。

(8) 引上げ分の地方消費税収の使途

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金 (社会保障財源化分) 3,222,881 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

款項目	目 名 称	経 費	財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一 般 財 源
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3.1.1	社会福祉総務費	1,454,659	700,339		1,021	753,299
3.1.2	障害者福祉費	5,234,501	3,611,280		50	1,623,171
3.1.3	老人福祉費	5,962,943	877,712		115,351	4,969,880
3.1.4	社会福祉施設費	303,531		218,200	67,335	17,996
3.1.5	国民年金費	1,977	1,956			21
3.2.1	児童福祉総務費	257,731	104,346		231	153,154
3.2.2	児童措置費	6,564,925	5,586,845			978,080
3.2.3	母子・父子福祉費	567,666	205,493		2,691	359,482
3.2.4	保育園費	7,020,451	4,261,224		474,240	2,284,987
3.2.6	学童保育費	1,002,704	268,870		204,232	529,602
3.2.7	子ども医療費	926,664	231,290		1,959	693,415
3.3.1	生活保護総務費	32,900	14,717			18,183
3.3.2	扶助費	4,570,861	3,503,220			1,067,641
4.1.1	保健衛生総務費	424,568	159,892			264,676
4.1.2	予防費	1,744,209	44,090		95,226	1,604,893
4.1.5	保健センター費	11,972			487	11,485
	合 計	36,082,262	19,571,274	218,200	962,823	15,329,965

## (9) 補助金の内訳

(単位：千円)

歳出科目	名 称	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度 増減額	交 付 目 的	開始年度
2.1.1 一般管理費	職員互助会事業補助金	5,292	4,966	326	職員互助会を支援し、職員の福利厚生の実施を図る。	昭和47年度
2.1.7 企画費	国際交流協会補助金	1,661	1,557	104	国際交流協会を支援し、市民の発想を活かした国際交流活動及び多文化共生事業を推進する。	平成17年度
2.1.8 災害対策費	自主防災組織補助金	6,920	6,920	—	自主防災組織による防災活動を支援し、地震その他の災害による被害の軽減及び防止を図る。	昭和56年度
2.1.11 地域振興費	防犯組合連合会補助金	500	500	—	防犯組合連合会が行う自主的な防犯活動を支援し、犯罪のない明るい社会に寄与する。	昭和49年度
	防犯灯維持管理補助金	1,029	1,029	—	地域団体が防犯灯維持管理を支援し、夜間の犯罪の防止及び通行の安全を図る。	平成26年度
	防犯カメラ設置事業補助金	600	1,400	△800	自治会等が行う防犯カメラの設置を支援することにより、自主防犯活動を促進し、安心で安全な犯罪のない街づくりを推進する。	令和3年度
	自治会連合会補助金	300	300	—	自治会連合会を支援し、自治会等相互の連絡調整を図り、地域社会の発展に寄与する。	昭和48年度
	コミュニティ助成事業助成金	15,600	—	15,600	地域のコミュニティ活動の実施強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。	平成24年度
	市民活動団体公益事業補助金	5,226	5,226	—	市民活動団体を支援することにより、公共的課題の解決を図る。	令和5年度
	ボランティア・市民活動推進センター運営費補助金	4,998	—	4,998	ボランティア・市民活動推進センターの運営費用を補助することにより、ボランティア活動及び市民活動のサポートを通じた住民主体による支え合い活動等の推進を図る。	令和5年度
2.1.14 諸費	鉄道新線建設費利子補給金	7,201	7,162	39	国・千葉県・船橋市とともに利子補給を行い、東葉高速鉄道線の経営健全化を図る。	平成11年度
	鉄道施設耐震対策事業費補助金	35,466	6,380	29,086	鉄道事業者が実施する耐震対策事業に対し、国及び自治体が調整して補助を行い、大規模地震による鉄道施設の被害の未然防止、拡大防止を図る。	平成27年度
3.1.1 社会福祉総務費	社会福祉協議会運営費補助金	119,325	119,232	93	住民相互の参加型福祉社会づくりを推進するため、協力・連携する役割を担う社会福祉協議会を支援し、市民福祉の増進を図る。	昭和45年度
	社会福祉協議会支会補助金	1,470	1,470	—	社会福祉協議会支会が実施する子どもの見守り活動、健康増進活動、世代間交流活動等を支援し、地域福祉の推進を図る。	平成18年度
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金	1,800	1,800	—	生活困窮者支援等のための地域づくりを行う事業者を支援し、地域住民が属性や世代を問わずに様々な人と関わり、安心して過ごすことのできる居場所を整備する。	令和7年度
3.1.2 障害者福祉費	地域活動支援センター運営補助金	6,543	7,546	△1,003	地域活動支援センターの運営を支援し、障害者の自立及び社会参加を推進することにより、障害福祉の増進を図る。	平成19年度
	重度の強度行動障害加算事業補助金	11,680	10,534	1,146	障害者支援施設及びグループホームに対し、重度の強度行動障害を受け入れるに当たり追加配置をした支援員に要する費用を補助することにより、障害福祉の増進を図る。	令和4年度
	身体障害者福祉会運営費補助金	18,716	19,050	△334	身体障害者福祉会の運営費の一部を補助することにより、障害者の自立を促進する。	昭和55年度

(単位：千円)

歳出科目	名 称	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度 増減額	交 付 目 的	開始年度
3.1.2 障害者福祉費	障害者グループホーム運営補助金	16,905	13,286	3,619	グループホームの運営を支援し、障害者の地域移行を一層促進することにより、障害福祉の増進を図る。	平成20年度
3.1.3 老人福祉費	老人クラブ運営費補助金	6,477	6,308	169	老人クラブ活動を支援し、老後の生活を豊かなものにし、老人相互の親睦及び教養の向上を図る。	昭和48年度
	シルバー人材センター運営費補助金	16,250	16,039	211	高齢者の希望に応じた就業の機会を提供することにより、能力の積極的な活用を図り、高齢者の福祉の増進と活力ある地域社会づくりに寄与する。	昭和59年度
	介護予防サロン事業費補助金	4,304	4,778	△474	介護予防サロンの運営を支援することにより、高齢者の心身の健康の維持、要介護状態となることの予防及び要介護状態の軽減又は悪化の防止を図る。	平成28年度
	介護職員初任者研修費用助成事業補助金	500	500	—	介護職員初任者研修に要する経費の一部を助成することにより、市内介護保険サービス事業所等に従事する人材の確保等を図る。	平成29年度
	介護施設等整備事業補助金	177,202	138,404	38,798	地域密着型施設等の整備を推進し、利用者のサービス向上を図る。	令和4年度
	高齢者短期人間ドック助成金	9,500	8,950	550	後期高齢者医療被保険者が受ける短期人間ドックに係る費用の一部を助成し、高齢者福祉の増進を図る。	平成21年度
3.2.1 児童福祉総務費	保育所等業務効率化推進事業費補助金 (保育所等におけるICT化推進等事業)	450	—	450	乳児等通園支援事業実施施設におけるICT化を推進するため、ICT機器の導入費用の一部を補助する。	令和8年度
3.2.2 児童措置費	一時預かり事業補助金	29,850	29,037	813	家庭において保育を受けることが困難になった乳児又は幼児について、一時的な保育サービスを実施する事業者を支援し、児童福祉の充実を図る。	平成22年度
	病児・病後児保育施設開設費補助金	9,200	9,200	—	病児・病後児保育事業を実施する施設の開設者に対し、施設改修費等を支援することで児童の保護者が安心して子育てができる環境を整備する。	令和7年度
	保育所等業務効率化推進事業費補助金 (保育所等におけるICT化推進等事業)	750	—	750	病児・病後児保育事業の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うため、システム導入費用の一部を補助する。	令和8年度
3.2.4 保育園費	保育園等施設整備補助金	79,061	92,967	△13,906	民間保育園等の施設整備を推進し、児童福祉の向上を図る。	平成29年度
	保育園等運営費補助金	882,322	881,719	603	民間保育園及び認定こども園の児童・職員の処遇等の改善を行い、児童福祉の充実を図る。	昭和56年度
	保育園施設整備資金借入金補助金	1,677	2,682	△1,005	民間保育園の施設整備の資金借入金に係る元金又は利子の一部を補助することにより、施設経営の安定化及び入園児童の処遇の向上を図る。	平成23年度
	小規模保育事業所延長保育運営費補助金	8,700	7,200	1,500	延長保育を行う小規模保育事業所を支援し、児童福祉の向上を図る。	平成28年度
	保育士処遇改善事業費補助金	336,348	271,350	64,998	民間保育園等における保育士の処遇改善を行い、保育士確保及び離職防止を図る。	平成29年度
	保育士試験による資格取得支援事業費補助金	300	300	—	保育士資格の取得費用の一部を補助し、資格取得者の拡充を図る。	平成30年度
	保育教諭確保のための資格取得支援事業費補助金	100	100	—	保育教諭資格の取得費用の一部を補助し、資格取得者の拡充を図る。	令和元年度
	保育士宿舍借上支援事業補助金	29,484	24,720	4,764	民間保育園等における保育士用の宿舍を借り上げる費用の一部を補助し、保育士確保及び離職防止を図る。	令和5年度

(単位：千円)

歳出科目	名 称	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度 増減額	交 付 目 的	開始年度
3.2.6 学童保育費	放課後児童支援員等処遇改善事業補助金	24,791	21,513	3,278	学童保育所における放課後児童支援員等の処遇の改善を図る。	令和4年度
4.1.1 保健衛生総務費	骨髄ドナー支援事業助成金	420	420	—	骨髄等の提供を行ったドナー又は提供に係る最終同意後に提供が中止となったドナー及びドナーが就業する事業所に対し助成することにより、骨髄等の移植の促進を図る。	平成30年度
	公的病院等救急医療事業補助金	88,037	88,950	△913	市民が安心・安全に暮らすことができるよう救急医療体制を確保するため、市内の公的病院等が提供する救急医療事業の運営に要する経費に対し補助する。	令和3年度
4.1.3 環境衛生費	地域猫不妊去勢等手術費用助成金	335	335	—	地域猫の不妊去勢等手術に要する費用の一部を助成し、市民の生活環境の保全を図る。	平成28年度
4.1.4 公害対策費	事業用設備等脱炭素化促進事業補助金	5,000	—	5,000	原油価格や電気料金の高騰などエネルギー高騰の影響を受ける事業者の経済的な負担軽減を図るため、省エネに資する設備の導入を支援する。	令和7年度
	住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	14,900	14,900	—	住宅用設備等（定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システムなど）の設置費用の一部を補助し、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図る。	平成23年度
	高度処理型浄化槽設置整備事業補助金	16,179	15,689	490	既存の単独処理浄化槽及びくみ取便所から高度処理型浄化槽に転換する者を支援し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。	平成元年度
4.2.2 塵芥処理費	生ごみ処理容器等購入費補助金	684	702	△18	生ごみたい肥化容器等を購入し設置した者に購入費の一部を補助し、一般家庭から排出される生ごみの減量を図る。	平成6年度
5.1.1 労働諸費	高年齢者等雇用促進奨励金	170	210	△40	高年齢者又は心身障害者を雇用した事業主に対し奨励金を交付し、雇用機会の増大に寄与する。	平成2年度
6.1.3 農業振興費	農業近代化資金利子補給金	1,224	1,386	△162	生産施設等の整備拡充を図るための農業近代化資金について利子補給金を交付し、農業近代化を推進する。	昭和37年度
	経営開始資金	9,000	12,000	△3,000	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、資金を交付し、就農直後の経営確立を支援する。	令和4年度
	経営発展支援事業補助金	18,593	15,000	3,593	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。	令和4年度
	植物防疫事業補助金	2,500	2,500	—	水稲病害虫防除を目的に、無人航空機を活用して薬剤散布事業を行う農業者団体に対し、事業費の一部を補助し、水田農業の振興を図る。	昭和56年度
	飼料用米等拡大支援事業補助金	1,539	2,116	△577	主食用米の需給調整と併せた飼料用米等の新規需要米の取組を支援し、水田農業の継続を図る。	平成22年度
	経営所得安定対策等推進事業費補助金	877	882	△5	経営所得安定対策の推進活動や要件確認等に必要となる経費について助成し、経営所得安定対策の円滑な実施を推進する。	平成24年度
6.1.4 園芸農業費	園芸農業振興活性化推進事業補助金	100	100	—	農業者団体が行う園芸農産物の共進会、展示会等を支援し、農業者相互の技術研さん及び消費者の農業理解により園芸農業の発展を図る。	平成18年度
	園芸農産物産地生産力強化支援事業補助金	21,319	12,166	9,153	農業者団体、認定農業者等が行う生産力を強化するための施設・機械の導入を支援し、市内産地の生産力の強化拡大を図る。	平成21年度
	園芸作物産地化推進モデル事業補助金	750	1,500	△750	新たな園芸作物の栽培や八千代市産園芸作物のイメージ向上を図る取組等に要する初期費用を補助し、農業産出額の回復や農業者の所得向上を図る。	令和6年度
	果樹産地強靱化支援事業補助金	198	—	198	老朽化した果樹棚と一体的な多目的防災網の更新費用を支援することにより気象災害に強い果樹産地づくりを推奨し、果樹農家の防災・減災を図る。	令和8年度

(単位：千円)

歳出科目	名 称	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度 増減額	交 付 目 的	開始年度
6.1.4 園芸農産業費	園芸用廃プラスチック処理対策推進事業補助金	160	160	—	農業用廃プラスチック対策協議会を支援し、園芸用廃プラスチックの回収の円滑化及び処理の適正化を図る。	平成9年度
	環境保全型農業直接支援対策事業補助金	304	405	△101	環境保全型農業に取り組む農業者を支援し、地球温暖化の防止及び生物多様性の保全を図る。	平成24年度
6.1.5 畜産業費	畜産環境保全事業補助金	4,000	4,000	—	畜産環境保全組合が行う畜産排水処理場の管理及び運営を支援し、家畜のし尿等を適正に処理することにより、市内畜産環境の保全を図る。	平成11年度
	家畜防疫事業補助金	728	975	△247	家畜防疫協会が行う家畜の伝染性疾患の予防検査及び予防接種を支援し、家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延を防止することにより、畜産業の振興を図る。	平成17年度
	畜産振興活性化推進事業補助金	100	100	—	家畜の共進会及び市民の畜産業に対する理解を深める催物の開催等を支援し、畜産業の発展を図る。	平成18年度
6.1.6 農地費	土地改良事業等補助金	1,630	1,991	△361	農業生産基盤の整備を推進し、農業生産性の向上を図る。	昭和42年度
	多面的機能発揮促進事業補助金	885	885	—	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を図る。	平成27年度
7.1.2 商工振興費	商店街共同施設設置・維持管理事業補助金	500	1,706	△1,206	商業団体が商店街に共同施設を設置及び維持管理する事業を支援し、商店街の魅力ある発展に寄与する。	昭和56年度
	商店街・商業活性化推進事業補助金	1,250	1,550	△300	商業団体が商店街のにぎわいを創出し、商店街の活性化を図るために行う事業及び商業の活性化を推進するために遂行する事業等を支援し、商業の活力ある振興を図る。	昭和61年度
	八千代商工会議所運営補助金	20,160	20,160	—	地域の商工業の発展の核となる商工会議所を支援し、商工業の振興を図る。	平成4年度
	中小企業資金融資利子補給金	29,508	16,000	13,508	資金融資を受けた市内中小企業者の借入金に対して利子補給し、経営の安定を促進し中小企業の育成振興を図る。	昭和47年度
	創業支援資金利子補給金	834	949	△115	創業支援資金の融資を受けた市内で事業を行う者に対して利子補給し、創業時の負担の軽減と経営の安定化を図る。	平成28年度
7.1.3 観光費	八千代ふるさと親子祭補助金	30,000	30,000	—	八千代ふるさと親子祭に係る経費を補助し、市民のふるさと意識の高揚及び観光の振興を図る。	昭和56年度
	八千代どーんと祭補助金	4,800	4,800	—	八千代どーんと祭に係る経費を補助し、産業の振興を図る。	平成13年度
	源右衛門祭補助金	1,000	1,000	—	源右衛門祭に係る経費を補助し、産業及び観光の振興を図る。	平成24年度
8.2.4 交通安全施設費	八千代交通安全協会補助金	700	700	—	交通安全協会が行う交通事故防止のための広報・啓発活動を支援し、交通安全対策の推進を図る。	昭和55年度
	自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金	6,000	—	6,000	自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害を軽減させるため、自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助する。	令和8年度
8.4.1 都市計画総務費	木造住宅耐震診断費補助金	900	900	—	平成12年以前の耐震基準（旧耐震基準）に基づいて建築された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助する。	平成19年度
	木造住宅耐震改修費補助金	7,000	7,000	—	平成12年以前の耐震基準（旧耐震基準）に基づいて建築された木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助する。	平成24年度

(単位：千円)

歳出科目	名 称	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度 増減額	交 付 目 的	開始年度
8.4.1 都市計画総務費	木造住宅リフォーム費補助金	2,100	2,100	—	平成12年以前の耐震基準（旧耐震基準）に基づいて建築された木造住宅の耐震改修に併せて行うリフォームに要する費用の一部を補助する。	平成29年度
	危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金	1,500	1,500	—	避難路沿道等に面して設置された危険コンクリートブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助する。	令和元年度
	マンション耐震診断費補助金	1,234	1,234	—	昭和56年以前の耐震基準（旧耐震基準）に基づいて建築されたマンションの耐震診断に要する費用の一部を補助する。	令和3年度
	空家リフォーム費補助金	1,400	1,400	—	空家の利活用を促進し住環境の保全を図るとともに移住・定住並びに地域の活性化を促進するため、空家バンクに登録された住宅を購入した者に対し、リフォームに要する費用の一部を補助する。	令和4年度
8.4.6 緑化費	緑化推進事業助成金	692	695	△3	緑化推進事業を行う者を支援し、自然環境の保全及び市域の緑化を推進する。	昭和60年度
	地域振興財団運営補助金	69,984	69,984	—	地域振興財団が行う緑化事業を支援し、緑に囲まれた快適な街づくりを推進する。	昭和62年度
9.1.1 常備消防費	消防職員大型自動車運転免許等取得補助金	500	500	—	消防職員の大型自動車運転免許及び中型自動車運転免許の取得を促進し、本市の消防職員に対して取得に要する経費の一部を補助する。	平成30年度
10.1.3 教育振興費 (教育総務費)	教育研究会補助金	675	1,350	△675	教育研究会が実施する教職員の資質向上を目的とした事業を支援し、学校教育の振興を図る。	昭和45年度
10.3.2 教育振興費 (中学校費)	市立学校各種大会派遣事業補助金	500	500	—	都道府県教育委員会等が開催する大会に、生徒等が国や県の代表者として出場する際の費用を補助し、生徒等の健全な心身の育成に寄与するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。	昭和57年度
10.4.1 幼稚園費	幼稚園型一時預かり事業補助金	36,890	22,025	14,865	一時的に保育を必要とする児童の適切な保護を図るとともに安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上と幼児教育の振興を図る。	平成28年度
	私立幼稚園等特別支援教育費補助金	3,465	2,220	1,245	障害のある幼児の就園機会を拡充し、幼児教育の振興を図る。	平成28年度
	幼稚園教諭処遇改善事業費補助金	10,160	10,164	△4	民間幼稚園における幼稚園教諭の処遇改善を行い、幼稚園教諭の確保及び離職防止を図るとともに幼児教育の質の向上に寄与する。	令和3年度
10.5.1 社会教育総務費	青少年センター補導委員連絡協議会補助金	149	149	—	青少年の非行防止の啓発や街頭補導等を実施する青少年センター補導委員連絡協議会を支援し、青少年の健全育成に寄与する。	昭和55年度
	市指定文化財保護補助金	403	832	△429	市が指定した文化財の保護・継承を実施する団体や管理する所有者を支援し、市民文化の向上に資するとともに、文化の進歩に貢献する。	昭和47年度
10.5.7 生涯学習振興費	地域振興財団運営補助金	66,600	64,000	2,600	地域振興財団が行う文化芸術振興及びスポーツの推進を図るための公益事業を支援し、市民の文化活動及び生涯スポーツの推進に寄与する。	令和6年度
10.5.10 青少年対策費	青少年相談員連絡協議会補助金	1,100	1,100	—	青少年相談員連絡協議会の活動を支援し、青少年の健全育成に寄与する。	昭和47年度
	地区青少年健全育成連絡協議会補助金	585	585	—	各地区の青少年健全育成連絡協議会の活動を支援し、青少年の健全育成に寄与する。	昭和52年度
	子ども会育成連絡協議会補助金	350	350	—	子ども会育成連絡協議会の活動を支援し、青少年の健全育成に寄与する。	平成5年度
	少年少女交歓会実行委員会補助金	100	100	—	市内の少年少女が友好を深める場である少年少女交歓会を支援し、青少年の健全育成に寄与する。	平成5年度

(単位：千円)

歳出科目	名 称	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度 増減額	交 付 目 的	開 始 年 度
10.5.11 スポーツ推進費	スポーツ協会事業補助金	6,102	6,102	—	スポーツ協会の活動を支援し、地域のスポーツ振興に寄与する。	昭和43年度
	未利用地利用広場維持管理事業補助金	472	486	△14	スポーツ活動等を行う場として未利用地を維持管理する地域住民を支援し、スポーツの推進及び健康増進を図る。	昭和54年度
	レクリエーション協会事業補助金	300	300	—	レクリエーション協会の活動を支援し、生涯スポーツ・レクリエーションの普及・発展に寄与する。	平成13年度
	スポーツ活動奨励金	300	—	300	本市にゆかりのある選手のスポーツ活動を支援することで、スポーツ活動の推進・活性化を図る。	令和8年度
10.6.1 保健体育総務費	学校保健会補助金	80	80	—	学校保健会を支援し、児童生徒の健康保持、増進及び保健関係職員の資質の向上に寄与する。	昭和42年度
	学校歯科医研修会補助金	50	50	—	児童生徒の歯科検診及び歯科に関する指導等を実施する学校歯科医研修会を支援し、児童生徒の健康増進を図る。	平成12年度
	小中学校体育連盟補助金	1,000	1,000	—	小中学校体育連盟を支援し、児童生徒の健康増進、体力向上及び学校体育の充実を図る。	昭和50年度
令和8年度当初予算に計上されなかった補助金に係る額			(9件) 82,035			
合 計		(101件) 2,377,473	(102件) 2,257,103	(△1件) 120,370		

(10) 扶助費の内訳

(単位：千円)

歳出科目	名 称	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度 増減額
2.1.12 市民生活費	犯罪被害者支援見舞金及び支援金	1	—	1
3.1.1 社会福祉総務費	原爆被爆者見舞金	384	444	△60
	墓地、埋葬等に関する法律第9条による火葬執行費	2,970	1,980	990
	住居確保給付金	2,844	4,020	△1,176
	中国残留邦人等支援給付費	8,269	8,553	△284
3.1.2 障害者福祉費	成年後見制度利用支援費	2,532	2,532	—
	障害福祉サービス費等	3,990,574	3,641,841	348,733
	自立支援医療費	250,984	247,413	3,571
	補装具費	29,995	28,651	1,344
	地域生活支援事業費	136,929	141,221	△4,292
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費	186	62	124
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金	494	494	—
	身体障害者自動車運転免許取得費	100	100	—
	身体障害者自動車改造費	100	100	—
	重度心身障害者医療費助成金	299,058	295,109	3,949
	難病者援護金	20,875	18,590	2,285
	障害者診断料助成金	4,880	4,260	620
	障害者グループホーム等入居者家賃助成金	32,231	34,398	△2,167
	特別障害者手当等給付費	84,095	75,601	8,494
重度心身障害者福祉手当	116,855	118,529	△1,674	

(単位：千円)

歳出科目	名 称	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度 増減額
3.1.2 障害者福祉費	心身障害児童福祉手当	17,012	16,043	969
	重度心身障害者介護手当	11,107	10,941	166
	精神障害者医療費助成金	400	400	—
	障害者配食サービス費助成金	192	158	34
	障害者タクシー利用助成金	17,208	19,603	△2,395
	精神障害者施設通所交通費助成金	101	101	—
3.1.3 老人福祉費	養護老人ホーム措置費	66,804	68,462	△1,658
	高齢者緊急一時保護事業費	58	58	—
	ねたきり老人福祉手当給付費	810	450	360
	在宅重度認知症高齢者手当給付費	1,248	546	702
	ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付費	328	298	30
	高齢者等配食サービス費助成金	4,704	4,310	394
	高齢者等外出支援タクシー利用助成金	31,632	31,632	—
	介護用品購入費助成金	9,840	9,780	60
	高齢者補聴器購入費助成金	1,200	—	1,200
3.2.1 児童福祉総務費	多様な集団活動利用給付	120	240	△120
3.2.2 児童措置費	障害児通所等給付費	2,251,268	1,629,671	621,597
	児童手当	4,236,600	4,332,600	△96,000
	母子生活支援施設措置費	8,585	7,673	912
	助産施設措置費	4,000	4,000	—

(単位：千円)

歳出科目	名 称	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度 増減額
3.2.3 母子・父子福祉費	児童扶養手当	478,548	496,543	△17,995
	ひとり親家庭等医療費等助成金	79,095	83,934	△4,839
	母子・父子家庭自立支援給付金	6,603	6,363	240
3.2.7 子ども医療費	子ども医療費助成金	903,310	879,590	23,720
3.3.1 生活保護総務費	行旅死病人給付金	1,880	1,824	56
3.3.2 扶助費	生活保護費	4,570,861	4,179,074	391,787
4.1.1 保健衛生総務費	妊婦のための支援給付交付金	155,000	132,500	22,500
4.1.2 予防費	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業自己負担金費用助成金	11	11	—
	がん患者アピアランスケア助成金	2,790	1,570	1,220
	若年がん患者在宅療養支援費	342	504	△162
	定期予防接種（B類）費用助成金	286	278	8
	検診等自己負担金費用助成金	328	429	△101
	任意風しん予防接種費用助成	270	300	△30
	妊婦健康診査費用助成金	3,270	3,379	△109
	新生児聴覚検査費用助成金	240	309	△69
	産婦健康診査費用助成金	1,125	565	560
	養育医療費	10,834	11,010	△176
	骨髄移植等を原因とする予防接種再接種費用助成金	379	379	—
10.2.2 教育振興費（小学校費）	要保護及び準要保護児童援助費	26,054	60,992	△34,938
	特別支援教育就学奨励費	2,954	7,262	△4,308

(単位：千円)

歳出科目	名 称	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度 増減額
10.3.2 教育振興費（中学校費）	要保護及び準要保護生徒援助費	65,764	60,868	4,896
	特別支援教育就学奨励費	7,001	6,901	100
10.4.1 幼稚園費	実費徴収に係る補足給付	2,500	2,261	239
令和8年度当初予算に計上されなかった扶助費に係る額			22,668	△22,668
合 計		17,967,018	16,720,378	1,246,640

再 掲	目 的 別	総 務 費 計	1	—	1
		民 生 費 計	17,687,869	16,408,192	1,279,677
		衛 生 費 計	174,875	173,902	973
		教 育 費 計	104,273	138,284	△34,011

## (11) 一般会計主要（重点）事業等

### 1. とともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうち 一般財源
民生費	1 生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習・生活支援事業業務委託)	継続	生活困窮世帯の子どもの対象に、学習意欲の向上、社会性の育成、将来設計の支援を実施し、安心して過ごせる居場所づくりを行う。	18,771	9,386
	2 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助)	継続	地域住民が属性や世代を問わずに様々な人と関わり、安心して過ごすことのできる場を整備する社会福祉法人に対し、運営に要する経費を補助する。	1,800	900
	3 相談支援事業 (基幹相談支援センター運営業務委託)	継続	総合的・専門的な相談支援を実施するとともに関係機関等との連携を強化し、地域の障害者等に対する支援体制の充実を図る。	52,264	22,275
	4 障害者援護事業 (医療的ケア児等コーディネーター業務委託)	継続	医療的ケアの必要な児童等及びその家族に対し、心身発達等の状況に応じた総合的かつ包括的な支援の提供につなげるため、コーディネーターを配置する。	990	248
	5 在宅福祉サービス事業 (高齢者ヒアリングフレイル対策事業)	新規	加齢性難聴に起因する社会的孤立や認知症リスクを低減させるため、ヒアリングフレイルの普及啓発、早期発見、補聴器購入費用の助成を含めた早期対応、補聴器装着後のフォローアップなどの一体的な支援を行う。	1,243	1,243
	6 地域介護予防活動支援事業 (地域資源情報管理システム構築・運用業務委託)	継続	地域共生社会の実現に向け、様々な分野の地域資源に関する情報を一元化し、市ホームページ等を通じて市民や支援機関に情報提供を行うことで、社会参加や助け合い活動を促進するとともに、関係機関との連携強化を図る。	2,640	330
	7 ふれあいプラザ維持管理事業 (ふれあいプラザ改修工事)	新規	ふれあいプラザを適切に維持管理するため、空調・ボイラー設備等の改修工事を行う。	290,964	5,429
	8 放課後子ども教室推進事業	継続	小学校の余裕教室等を活用して、放課後に子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して、学習や様々な体験・交流活動の機会の提供を推進する。	127,908	109,398
	9 こども家庭センター事業 (子育て世帯訪問支援事業業務委託)	新規	家事・子育て等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	13,551	2,260
		新規	ヤングケアラーが抱える課題を把握し、関係機関と連携して必要な支援につなぐ専門職として、ヤングケアラーコーディネーターを配置するなど、適切な支援を行う。	5,536	1,846
	10 児童一時預かり支援事業 (病児・病後児保育施設開設費補助)	継続	病児・病後児保育事業を実施する施設の開設者に対し、実施施設の改修等に要する経費を補助する。	9,200	3,068
11 民間保育園整備事業 (認可保育所増築事業補助)	新規	保育所等の待機児童解消に向け、必要な受け皿を確保するため、認可保育所の増築に対し補助する。	79,061	8,785	

1. ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり (つづき)

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうち一般財源
民生費	12 民間保育園運営事業 (保育士処遇改善事業補助)	継続	保育士の確保及び離職防止を図るため、保育士の処遇改善を行う民間保育園等に対し補助する。	336,348	242,918
	(保育士宿舍借上支援事業補助)	継続	保育士の確保及び離職防止を図るため、市内住宅を借り上げて保育士に提供する民間保育園等に対し補助する。	29,484	9,828
	13 学童保育事業	継続	学童保育所において、保護者の就労等の理由により保育を受けられない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	1,002,704	529,602
衛生費	14 地域医療対策事業 (公的病院等救急医療事業補助)	継続	市民が安心・安全に暮らすことができるよう救急医療体制を確保するため、市内の公的病院等が提供する救急医療事業の運営に要する経費に対し補助する。	88,037	86,337
	(看護師等修学資金貸付)	継続	市内における看護師等の確保及び質の向上に資するため、将来市内において看護師等の業務に従事しようとする者に対し修学資金の貸付を行う。	46,520	46,520
	15 成人保健事業	継続	がん検診、健康診査、高齢者予防接種等を実施し、成人期における市民の健康づくりを推進するとともに、新感染症などの健康危機への対応強化を図る。	915,990	807,676
教育費	16 幼稚園教育総務事業 (幼稚園教諭処遇改善事業補助)	継続	幼稚園教諭の確保及び離職防止を図るため、幼稚園教諭の処遇改善を行う民間幼稚園に対し補助する。	10,160	3,815

2. 豊かな心と文化を育むまちづくり

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうち一般財源
教育費	1 外国語指導助手派遣事業	継続	小中義務教育学校に外国語指導助手を派遣することにより、外国語教育の充実及び国際理解の推進を図る。	106,975	94,036
	2 特別支援教育振興事業	継続	障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を実施する。	2,874	2,427
	3 コンピュータ教育事業 (教育ネットワークシステム運用管理業務委託)	継続	令和7年度に運用が始まった教育ネットワークシステム運用管理業務委託について、導入したシステムを前提に業務内容を見直すことで、学校教育のDX化を進める。	1,057,378	1,057,378
	4 小学校施設整備事業 (学校施設長寿命化改修)	継続	学校施設の長寿命化を図るため、村上小学校長寿命化改修工事の実施設計を行う。	71,704	0

## 2. 豊かな心と文化を育むまちづくり (つづき)

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうち 一般財源
教育費	5 中学校施設整備事業 (学校施設長寿命化改修)	新規	学校施設の長寿命化を図るため、大和田中学校長寿命化改修工事を行う。	119,988	119,988
	6 学校体育事業 (部活動地域展開モデル事業業務委託)	継続	休日部活動地域展開に向けて、休日の部活動を地域クラブ活動として運営する。	2,872	2,872
	7 体育施設管理事業 (市民体育館改修工事)	継続	市民体育館の長寿命化を図るため、主体育室屋根及び天井の改修、空調設備の交換等の改修工事を行う。	959,990	0

## 3. 安心・安全に暮らせるまちづくり

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうち 一般財源
総務費	1 災害対策施設整備等事業	継続	市民の生命・身体及び財産を災害から守るため、防災行政用無線及び災害用井戸の維持管理、災害時協力井戸の登録、防災拠点の整備等、災害に対する総合的な対策を行う。	48,700	43,062
	2 防災啓発事業 (自主防災組織創設・育成)	継続	自主防災組織の結成の促進及び健全な育成を図るため、補助金を交付するほか、消火器薬剤の無償詰替え等を行う。	6,940	3,566
	3 防犯対策事業 (防犯カメラ設置・更新・維持管理及び補助)	継続	犯罪のない安心で安全なまちづくりを推進するため、防犯カメラの設置・更新・維持管理を行うとともに、自治会等が行う防犯カメラの設置に要する経費に対し補助する。	8,579	6,879
土木費	4 交通安全施設整備事業	継続	交通事故のない安全な生活を確保するため、道路照明灯、防護柵、区画線、反射鏡、道路標識等の交通安全施設の整備及び維持管理を行う。	110,556	100,755
	5 交通安全教育啓発事業 (自転車乗車用ヘルメット購入費補助)	新規	自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害を軽減させるため、自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助する。	6,172	3,172
	6 急傾斜地崩壊対策事業	継続	急傾斜地法に基づき区域指定された急傾斜地崩壊危険区域における施設の整備及び維持補修を行う。	65,800	5,800
消防費	7 車両整備事業 (常備消防車両更新整備)	新規	東消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅰ-B型)を更新配備する。	85,928	24,297

4. 快適で環境にやさしいまちづくり

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうち 一般財源
総務費	1 東葉高速鉄道支援事業 (利子補給)	継続	東葉高速鉄道(株)への経営支援として、国・千葉県・船橋市・八千代市による利子補給を行う。	7,201	7,201
	(耐震対策事業費補助)	継続	大規模地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を図るため、鉄道事業者が実施する耐震対策事業に対し補助する。	35,466	35,466
衛生費	2 地球環境保全事業 (住宅用設備等脱炭素化促進事業補助)	継続	家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等(定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システムなど)を導入する者に対し補助する。	14,900	50
	3 水環境対策事業 (高度処理型浄化槽設置整備事業補助)	継続	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るため、単独処理浄化槽またはくみ取便所から高度処理型浄化槽に転換する者に対し補助する。	16,179	5,997
	4 粗大ごみ処理施設管理事業 (粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事)	継続	清掃センター粗大ごみ処理施設の基幹的設備改良工事を行う。	7,480	1,880
	5 浸出水処理施設管理事業 (浸出水処理施設基幹的設備改良工事)	継続	清掃センター浸出水処理施設の基幹的設備改良工事を行う。	43,758	11,058
土木費	6 道路橋梁補修事業	継続	市道の道路機能を確保するため、道路の維持補修並びに橋梁・横断歩道橋の長寿命化及び耐震化を推進するに当たり、維持管理コストの縮減を図りつつ、効率的な整備・維持補修等を実施する。	881,671	422,201
	7 道路改良事業	継続	市民生活における利便性及び安全性の向上を図るとともに、生活空間として親しみやすい道路環境を創設するため、市道整備を行う。	164,260	42,872
	8 建築事務事業 (危険コンクリートブロック塀等撤去費補助)	継続	倒壊により通行人等へ危害及び避難、救護活動に支障を及ぼすおそれのある道路沿いに設置された民間ブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助する。	1,500	375
		継続	木造住宅の耐震化の促進を図るため、平成12年以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修、耐震改修と併せて行うリフォーム工事に要する費用の一部を補助する。	10,000	3,025
継続		マンションの耐震化の促進を図るため、昭和56年以前に着工されたマンションを対象に耐震診断に要する費用の一部を補助する。	1,234	459	
	(空家リフォーム費補助)	継続	八千代市空家等対策計画に基づき、空家等の利活用を促進し、良好な住環境の保全を図るとともに、移住、定住及び地域の活性化を促進するため、空家バンクに登録された空家の購入者を対象にリフォーム工事に要する費用の一部を補助する。	1,400	900

#### 4. 快適で環境にやさしいまちづくり (つづき)

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうち 一般財源	
土木費	市街地整備推進事業 (西八千代南部地区まちづくり方針等検討支援業務委託)  (京成大和田駅前旧5街区暫定広場整備工事)	継続	良好な市街地環境の整備・保全を図るため、西八千代南部地区の土地利用や区画道路等に係る現況や課題を整理し、市街化区域への編入に向けたまちづくり方針等を検討・作成する。	9,878	9,878	
		新規	ワークショップで出た意見などから地域が目指すまちづくりとして、京成大和田駅前位置する広場の整備を行う。	36,300	11,800	
	10	街路建設事業	継続	都市交通の渋滞緩和等、交通機能の充実を図るため、都市計画道路の建設を推進する。	95,356	65,636
	11	都市公園建設事業 (南部近隣公園整備工事)	継続	緑が丘西地区に南部近隣公園を整備する。	122,524	30,724
教育費	12	小学校管理事業 (LED照明化)	新規	省エネルギー化の推進を図るため、市内小学校の照明をLED照明器具に交換する。	4,422	4,422
	13	中学校管理事業 (LED照明化)	新規	省エネルギー化の推進を図るため、市内中学校及び義務教育学校の照明をLED照明器具に交換する。	2,510	2,510

#### 5. 産業が元気なまちづくり

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうち 一般財源
農林水産 業費	1 園芸振興事業 (園芸農産物産地生産力強化支援事業補助)  (園芸作物産地化推進モデル事業補助)	継続	農業施設の整備及び省力化機械の導入により、八千代市園芸農産物の産地生産力を強化し、持続的な園芸農業の振興を図る。	21,319	7,012
		継続	農業産出額の回復に向け、新たな園芸作物の栽培を試行する取組等に要する経費に対し補助する。	750	750
商工費	2 中小企業資金融資事業 (中小企業資金融資利子補給)  (創業支援資金利子補給)	継続	中小企業者の負担を軽減するため、利子補給を行う。	29,508	29,508
		継続	市内での創業を促すため、創業者に対して利子補給を行う。	834	834

5. 産業が元気なまちづくり (つづき)

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうち 一般財源
商工費	3 観光推進事業 (八千代ふるさと親子祭・八千代どんと祭・源右衛門祭補助)	継続	市の観光及び産業の振興に資することを目的として、八千代ふるさと親子祭、八千代どんと祭及び源右衛門祭の実施に係る経費に対し補助する。	35,800	35,800

6. 計画の推進のために

(単位：千円)

款	事業名	区分	事業概要	事業費	左のうち 一般財源
総務費	1 人事管理事業 (人事給与システム等運用管理業務委託)	新規	人事給与システムの更新に合わせて、業務の効率化及びペーパーレス化を図るため、庶務事務システムを導入し電子的に管理する。	34,541	33,091
	2 公共施設マネジメント事業 (包括施設管理)	継続	施設の適正管理及び事務量の低減を図るため、公共施設の点検・保守等を包括的に管理する。	101,810	101,469
	3 行政情報システム運用管理事業 (生成AIサービス利用料)  (ノーコードツール利用料)	継続	文書の下書き作成や添削、企画のアイデア出し等を行い、業務時間の削減を図るため、生成AIサービスの利用を推進する。	1,980	1,980
		新規	ExcelやAccess、紙の台帳等で管理・運用していた業務や外部に委託していたサービスをノーコードツールにより業務アプリとして構築することで、業務プロセスの簡素化と効率化を図る。	286	286
4 庁舎建設事業 (新庁舎建設工事)	継続	新庁舎建設工事を行う。	5,396,471	33,204	

## (12) 特別会計予算の概要

### ○ 国民健康保険事業特別会計 【予算規模 161億1,429万2千円, 0.6%の増】 (単位:千円)

事業名	事業概要	予算額
一般被保険者療養給付費	一般被保険者に係る診療費等の療養の給付。	9,226,038
一般被保険者医療給付費分	県の国民健康保険保険給付費等交付金（一般被保険者医療給付費分）の交付に要する費用に充てるための国民健康保険事業費納付金。	3,007,625
健康増進事業	被保険者に対し、生活習慣病重症化予防のための医療機関への受診勧奨及び糖尿病性腎症重症化予防指導を行う。	17,937

### ○ 介護保険事業特別会計 【予算規模 159億4,955万2千円, 2.8%の増】 (単位:千円)

事業名	事業概要	予算額
介護サービス等諸費	要介護認定者に、居宅・施設介護サービス費等を支給する。	13,855,010
認知症総合支援事業	市内各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人を早期に医療や介護に繋げるための支援や住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けられる体制整備を行う。	23,733

### ○ 墓地事業特別会計 【予算規模 7,049万1千円, 0.2%の増】 (単位:千円)

事業名	事業概要	予算額
市営霊園運営管理事業	市民の福祉の増進を図ることを目的とした、霊園施設の運営管理を行う。	20,342

### ○ 後期高齢者医療特別会計 【予算規模 38億5,095万7千円, 16.9%の増】 (単位:千円)

事業名	事業概要	予算額
後期高齢者医療保険料納付金	納付された保険料、延滞金及び軽減した保険料に対する保険基盤安定負担金を広域連合へ納付する。	3,786,149

(13) 公営企業会計予算の概要

○ 水道事業会計 【予算規模 72億5,172万円, 11.3%の増】 (単位:千円)

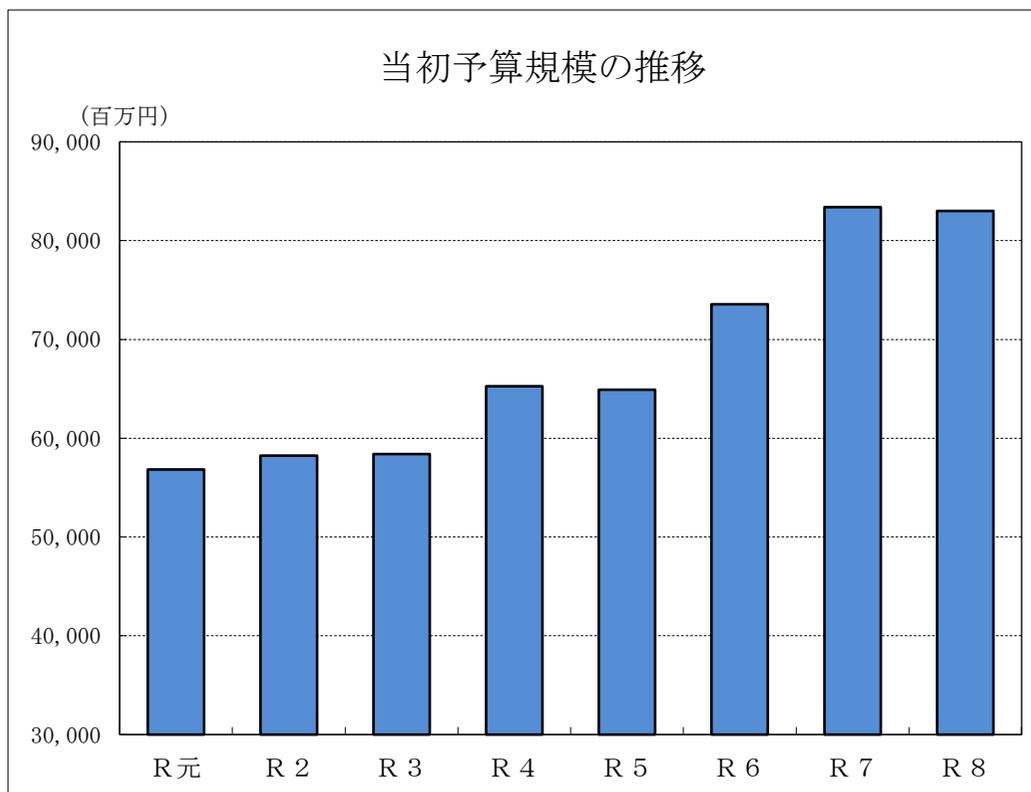
事業名	事業概要	予算額
配水管等布設事業	安定給水を確保するための管網の整備及び未普及地域への配水管等の布設により生活環境の向上を図る。 配水管等布設工事 767m	82,533
管路耐震化事業	水道管路施設耐震化計画に基づき、重要給水施設管路等を優先的に耐震管へ布設替えし、地震・災害に強い管網整備を行う。 配水管等改良工事 3,026m	921,074
浄水場等施設改良事業	浄・給水場設備の更新工事等を行い、安定給水を図る。 睦浄水場1号受水池(PC)耐震補強工事 (令和7・8年度の2か年継続事業・継続費総額 495,650)	684,282
萱田浄水場施設改良事業	老朽化した萱田浄水場を改良し、安定給水を図る。 萱田浄水場施設改良基本設計業務委託 (令和8・9年度の2か年継続事業・継続費総額 71,698)	27,038

○ 公共下水道事業会計 【予算規模 54億6,476万3千円, 1.3%の増】 (単位:千円)

事業名	事業概要	予算額
污水管渠改良事業	下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠改築の実施設計及び工事等を行う。また、経年劣化等により対策が必要な管渠の改築工事を行う。 ストックマネジメント計画に基づく污水管渠改築工事 (八千代台地区)(勝田台地区) 污水管更生 297m 布設替え 66m	125,091
雨水管渠改良事業	下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠改築の実施設計及び工事等を行う。また、経年劣化等により対策が必要な管渠の更新工事を行う。 ストックマネジメント計画に基づく雨水管渠改築工事 (勝田台地区) 雨水管更生 49m	108,121

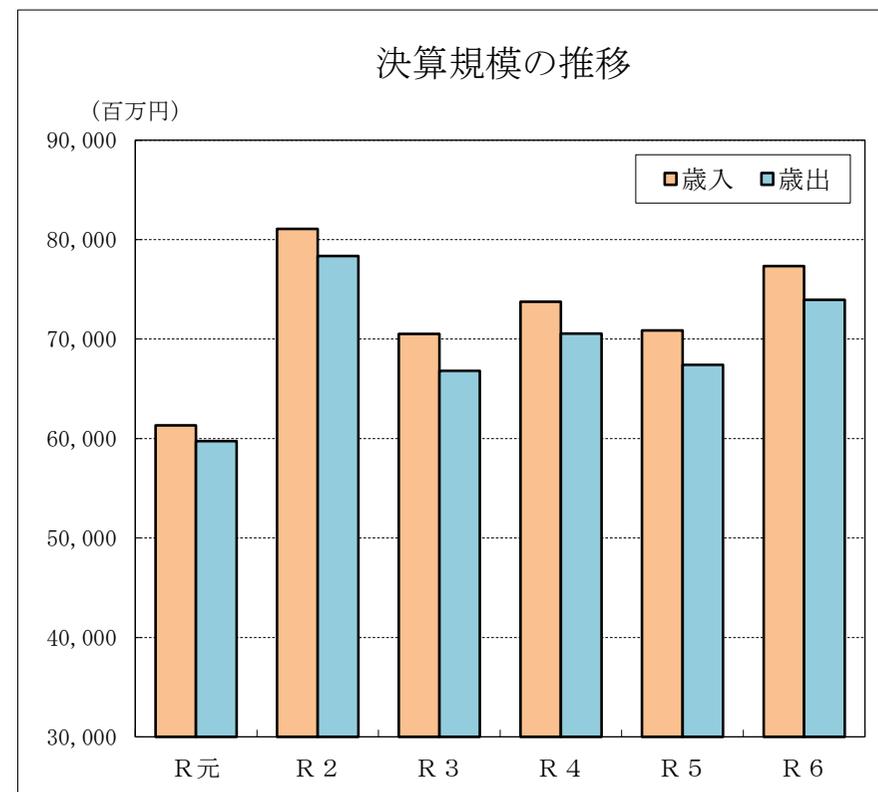
### 3 資料編

#### (1) 一般会計当初予算規模等の推移



(単位：百万円，%)

年 度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
予 算 額	56,850	58,250	58,410	65,260	64,896	73,563	83,380	83,021	
増 減 率	-	2.4	2.5	0.3	11.7	△0.6	13.4	13.3	△0.4



(単位：百万円)

年 度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
歳 入	61,330	81,082	70,530	73,752	70,856	77,334
歳 出	59,733	78,358	66,800	70,539	67,411	73,951

## (2) 一般会計当初予算節別の推移

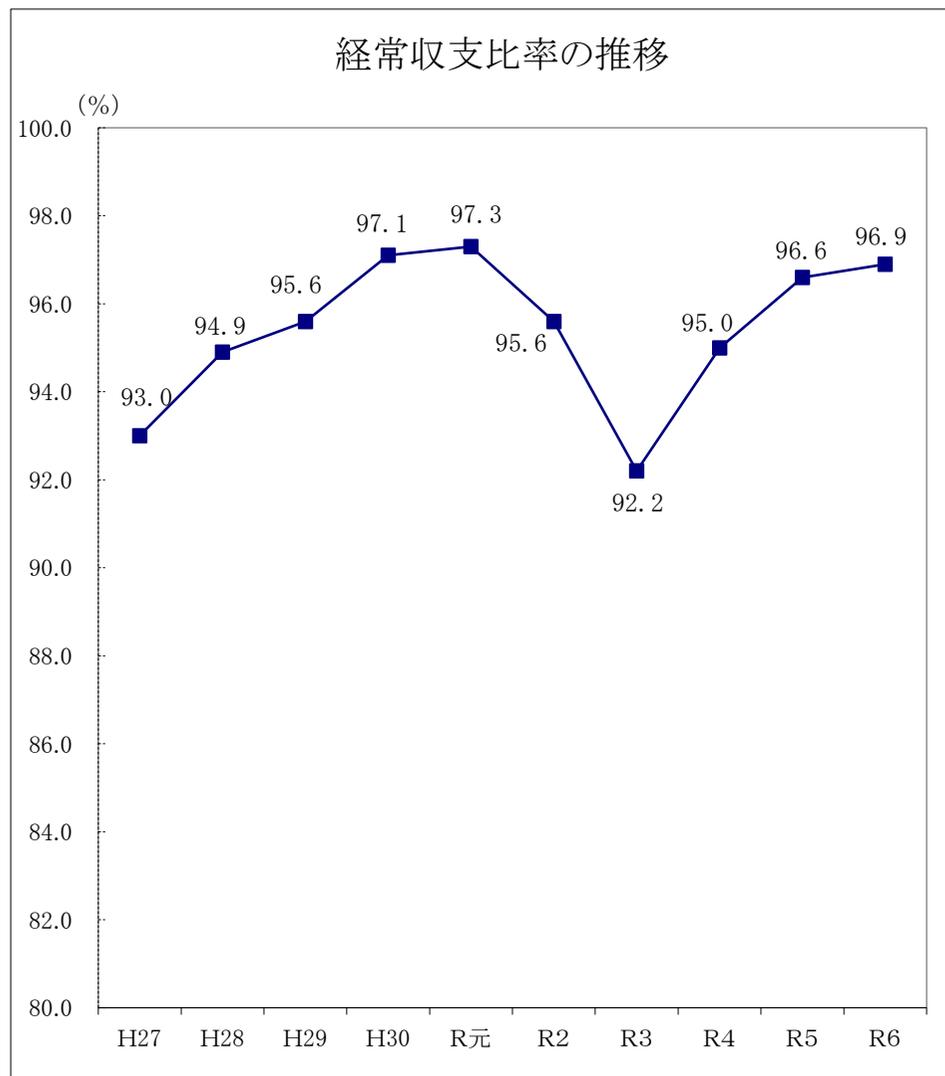
(単位：千円，%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	増 減 率					
						5年/4年	6年/5年	7年/6年	8年/7年	8年/4年	
1. 報酬	1,303,264	1,421,641	1,520,648	1,739,991	1,864,343	9.1	7.0	14.4	7.1	43.1	
2. 給料	4,527,636	4,632,377	4,681,930	4,827,687	4,976,912	2.3	1.1	3.1	3.1	9.9	
3. 職員手当等	3,591,767	3,719,425	4,030,880	4,291,920	4,561,841	3.6	8.4	6.5	6.3	27.0	
4. 共済費	1,749,462	1,850,499	1,943,448	2,054,864	2,151,141	5.8	5.0	5.7	4.7	23.0	
5. 災害補償費											
6. 恩給及び退職手当											
7. 報償費	54,941	69,668	68,135	151,777	67,740	26.8	△2.2	122.8	△55.4	23.3	
8. 旅費	56,682	81,130	76,713	82,495	77,181	43.1	△5.4	7.5	△6.4	36.2	
9. 交際費	1,816	1,809	1,803	1,850	1,800	△0.4	△0.3	2.6	△2.7	△0.9	
10. 需用費	2,574,004	3,114,336	3,227,483	3,057,680	3,161,382	21.0	3.6	△5.3	3.4	22.8	
細 節	消耗品費	373,821	407,725	555,462	501,659	492,470	9.1	36.2	△9.7	△1.8	31.7
	燃料費	40,979	42,786	53,117	47,686	46,241	4.4	24.1	△10.2	△3.0	12.8
	食糧費	368	1,388	236	222	178	277.2	△83.0	△5.9	△19.8	△51.6
	印刷製本費	147,402	143,818	166,569	159,391	153,790	△2.4	15.8	△4.3	△3.5	4.3
	光熱水費	942,176	1,457,089	1,247,475	1,160,295	1,155,170	54.7	△14.4	△7.0	△0.4	22.6
	修繕料	143,600	145,176	152,541	139,448	133,512	1.1	5.1	△8.6	△4.3	△7.0
	賄材料費	925,606	916,292	1,052,083	1,048,979	1,180,021	△1.0	14.8	△0.3	12.5	27.5
	医薬材料費	52	62				19.2	皆減			皆減
11. 役務費	1,160,017	1,183,794	1,285,395	1,419,296	1,498,493	2.0	8.6	10.4	5.6	29.2	
細 節	通信運搬費	1,029,464	1,050,436	1,132,928	1,245,700	1,324,093	2.0	7.9	10.0	6.3	28.6
	広告料	55	55	55	127	55	—	—	130.9	△56.7	—
	手数料	111,810	113,983	133,554	154,129	153,993	1.9	17.2	15.4	△0.1	37.7
	保険料	18,688	19,320	18,858	19,340	20,352	3.4	△2.4	2.6	5.2	8.9
12. 委託料	9,145,584	8,851,157	9,797,260	11,218,758	11,928,749	△3.2	10.7	14.5	6.3	30.4	

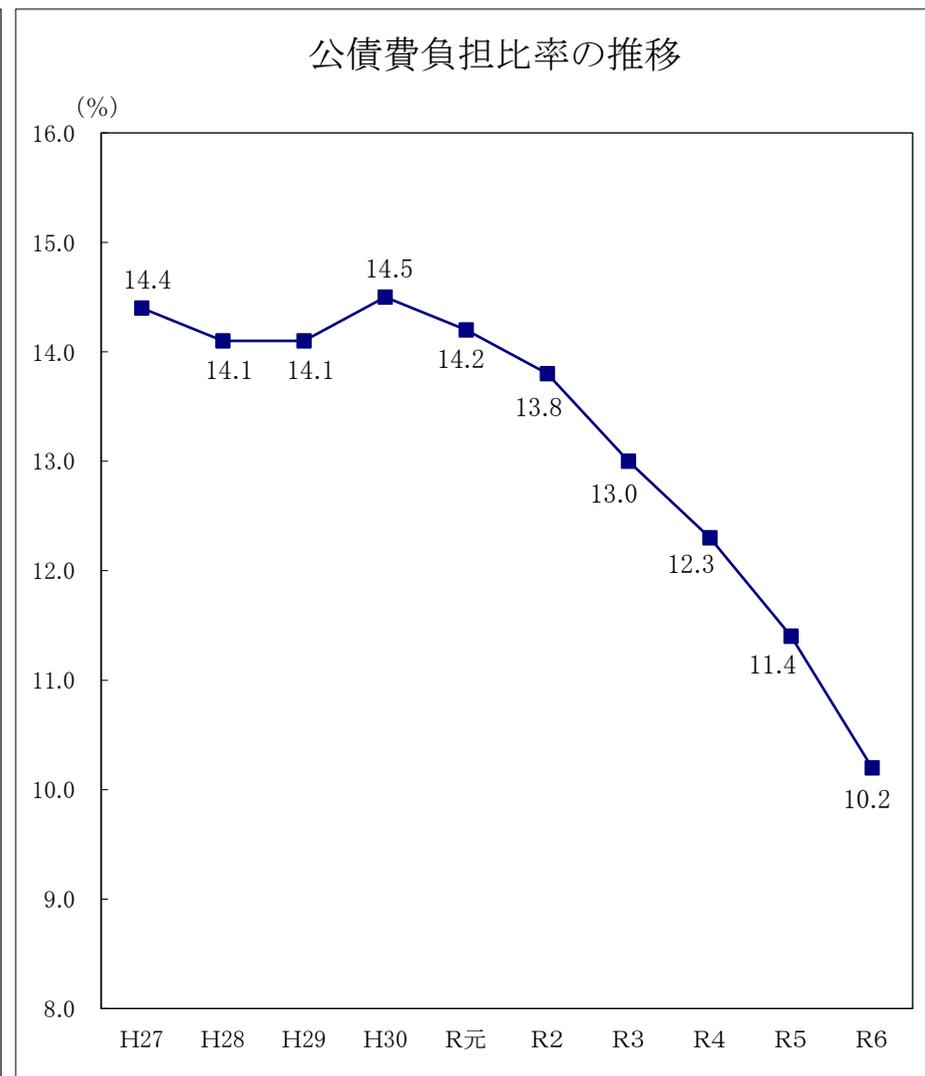
(単位：千円，%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	増 減 率				
						5年/4年	6年/5年	7年/6年	8年/7年	8年/4年
13. 使用料及び賃借料	526,129	540,758	714,584	942,520	876,529	2.8	32.1	31.9	△7.0	66.6
14. 工事請負費	3,940,082	3,360,684	7,080,073	11,531,171	8,686,624	△14.7	110.7	62.9	△24.7	120.5
15. 原材料費	5,862	5,985	6,650	6,391	6,709	2.1	11.1	△3.9	5.0	14.4
16. 公有財産購入費	2,329,825	327,550	481,715	364,788	316,268	△85.9	47.1	△24.3	△13.3	△86.4
17. 備品購入費	147,629	282,159	341,476	563,127	220,216	91.1	21.0	64.9	△60.9	49.2
18. 負担金補助及び交付金	10,314,394	11,351,120	12,618,540	14,520,180	14,505,614	10.1	11.2	15.1	△0.1	40.6
19. 扶助費	13,281,353	13,880,083	15,483,815	16,720,378	17,967,018	4.5	11.6	8.0	7.5	35.3
20. 貸付金	344,920	341,920	341,440	353,640	346,520	△0.9	△0.1	3.6	△2.0	0.5
21. 補償補填及び賠償金	7,300	800	5,700	561	13,064	△89.0	612.5	△90.2	2,228.7	79.0
22. 償還金利子及び割引料	5,886,787	5,535,100	5,304,568	5,092,081	5,269,129	△6.0	△4.2	△4.0	3.5	△10.5
23. 投資及び出資金				99,130	95,413			皆 増	△3.7	皆 増
24. 積立金	182,806	163,687	216,332	8,619	27,025	△10.5	32.2	△96.0	213.6	△85.2
25. 寄附金										
26. 公課費	3,822	4,146	3,816	4,216	3,392	8.5	△8.0	10.5	△19.5	△11.3
27. 繰出金	4,023,918	4,076,172	4,230,596	4,226,880	4,297,897	1.3	3.8	△0.1	1.7	6.8
予備費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	—	—	—	—	—
合 計	65,260,000	64,896,000	73,563,000	83,380,000	83,021,000	△0.6	13.4	13.3	△0.4	27.2

### (3) 決算数値から見た各指標の推移

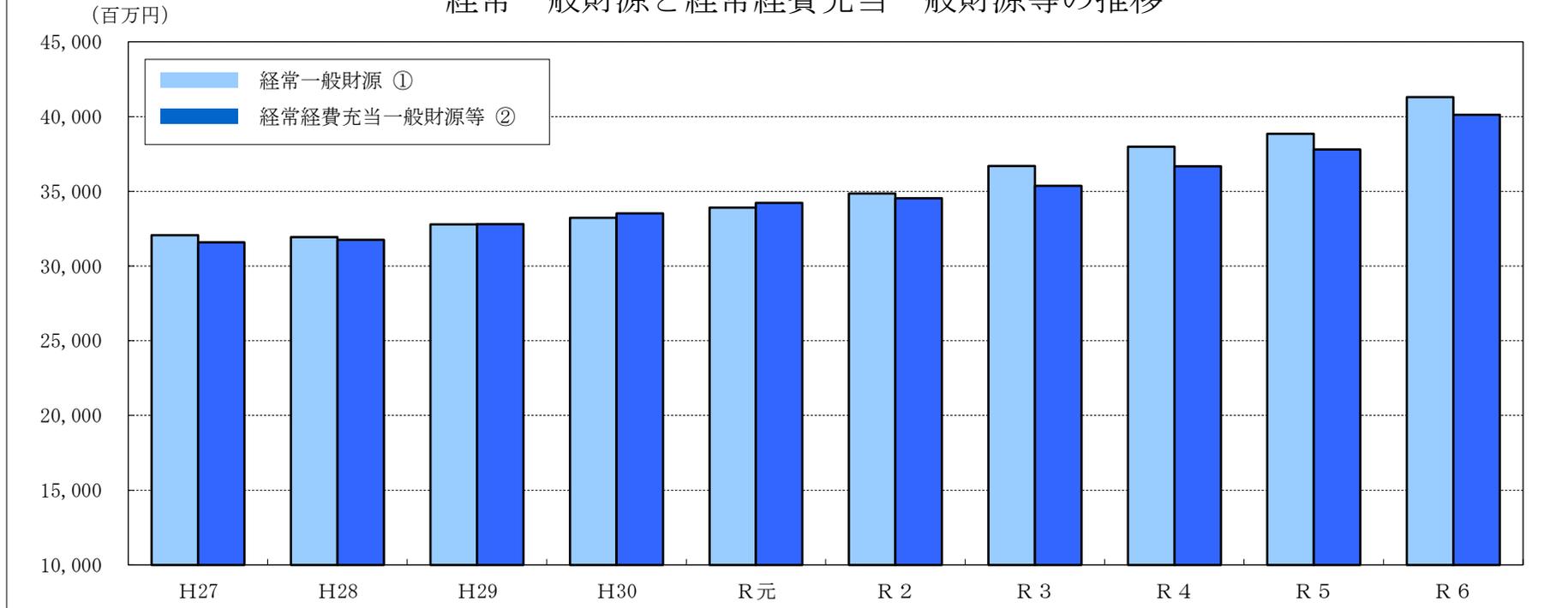


※令和6年度の全国市町村平均は93.8%，千葉県内市平均は94.1%，千葉県内類似団体平均は92.0%となっている。



※一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

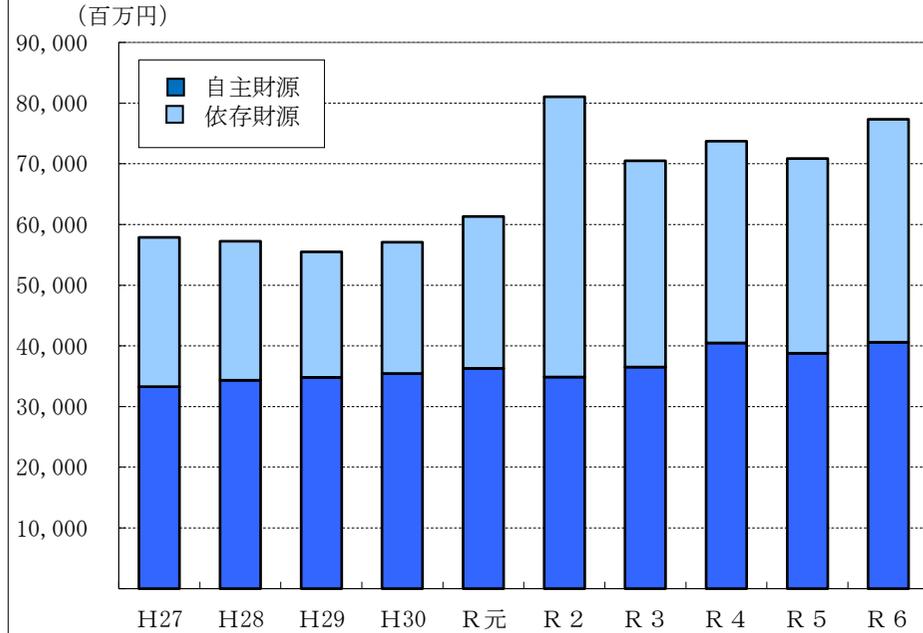
### 経常一般財源と経常経費充当一般財源等の推移



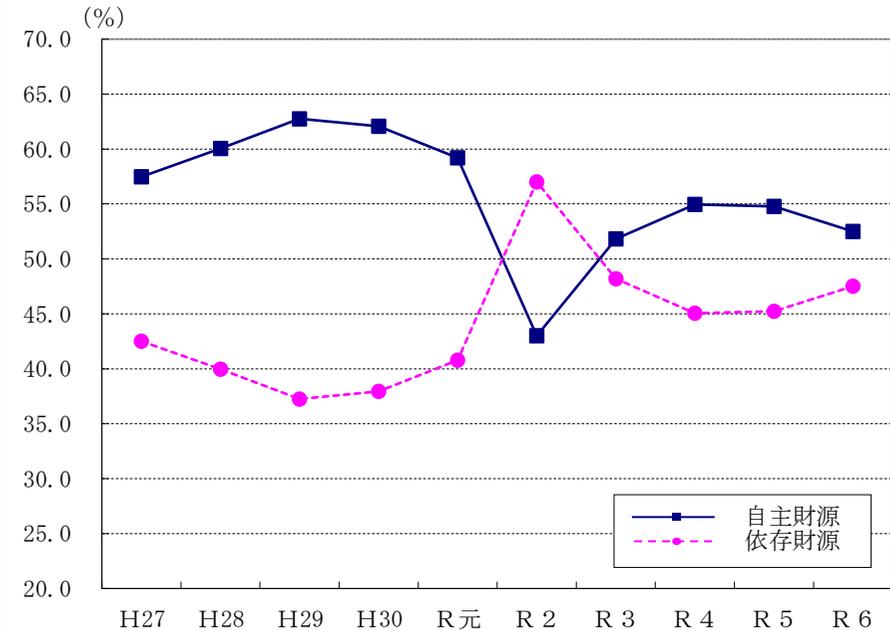
(単位:千円)

年 度	経 常 一 般 財 源 ①	経 常 経 費 充 当 一 般 財 源 等 ②	① - ②
H27	32,061,439	31,585,261	476,178
H28	31,939,282	31,743,627	195,655
H29	32,791,558	32,804,874	△13,316
H30	33,221,466	33,522,125	△300,659
R元	33,910,695	34,217,507	△306,812
R 2	34,844,135	34,540,239	303,896
R 3	36,696,748	35,362,037	1,334,711
R 4	37,982,951	36,672,568	1,310,383
R 5	38,843,180	37,793,860	1,049,320
R 6	41,298,688	40,114,310	1,184,378

普通会計自主財源と依存財源の推移



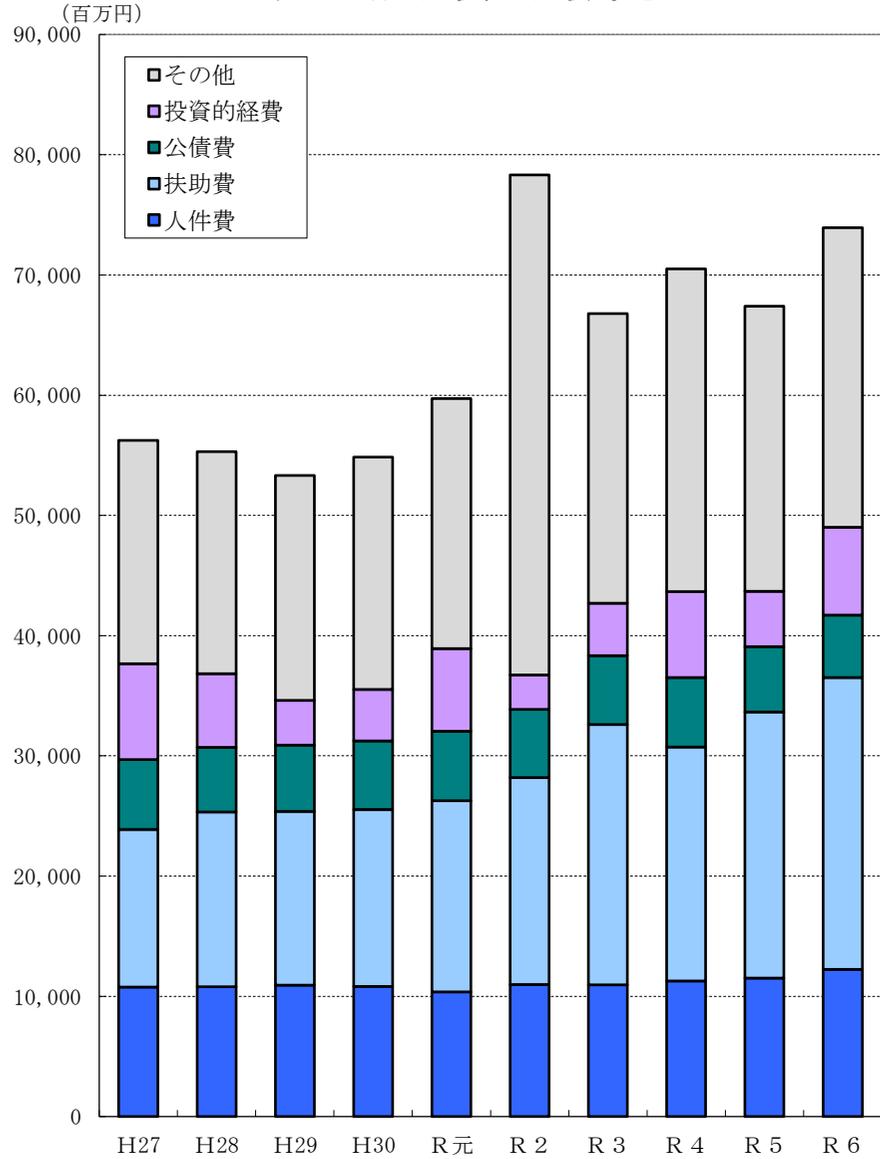
自主財源比率と依存財源比率の推移



(単位：千円，%)

年 度	自 主 財 源	依 存 財 源	計	自 主 財 源 比 率	依 存 財 源 比 率
H27	33,259,426	24,601,270	57,860,696	57.5	42.5
H28	34,364,592	22,870,037	57,234,629	60.0	40.0
H29	34,837,507	20,676,893	55,514,400	62.8	37.2
H30	35,430,192	21,647,962	57,078,154	62.1	37.9
R元	36,305,729	25,012,989	61,318,718	59.2	40.8
R 2	34,852,021	46,203,057	81,055,078	43.0	57.0
R 3	36,529,694	33,976,896	70,506,590	51.8	48.2
R 4	40,509,620	33,217,193	73,726,813	54.9	45.1
R 5	38,796,003	32,048,062	70,844,065	54.8	45.2
R 6	40,588,803	36,738,894	77,327,697	52.5	47.5

### 普通会計性質別決算状況

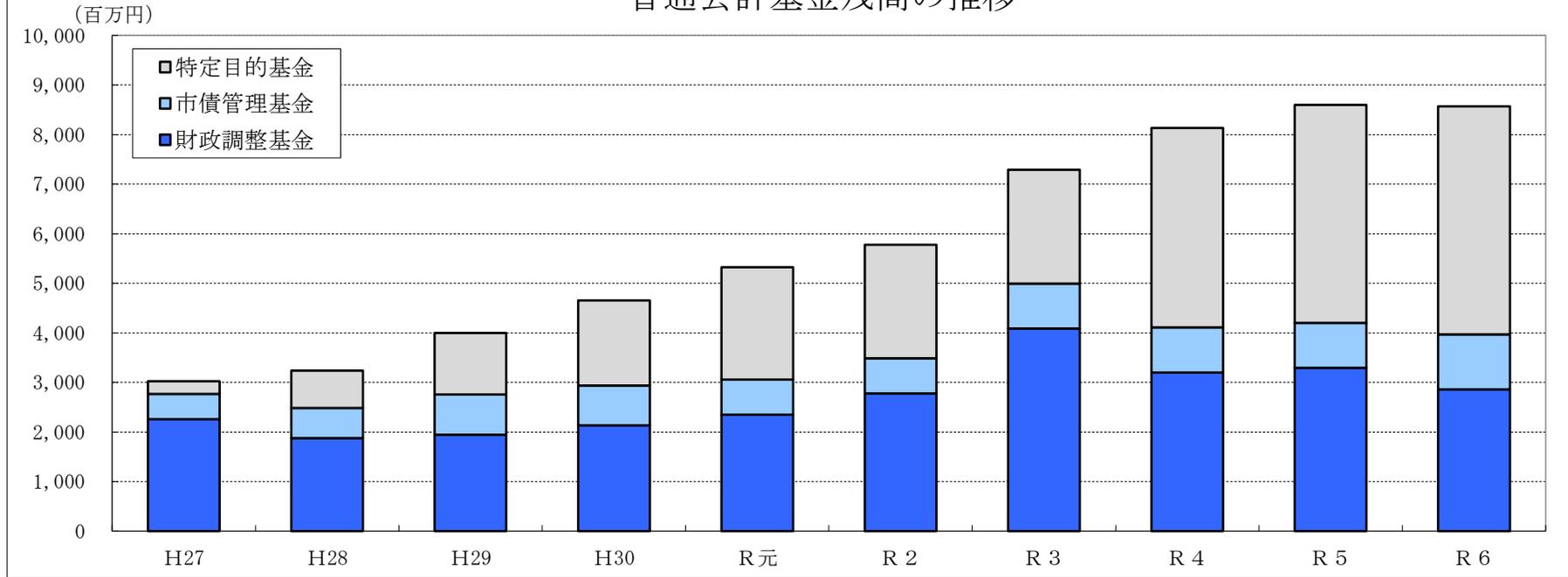


(単位：千円)

年度	人件費	扶助費	公債費	投資的経費	その他	計
H27	10,776,795	13,105,265	5,805,025	7,983,907	18,566,245	56,237,237
H28	10,802,865	14,516,669	5,391,026	6,127,319	18,462,149	55,300,028
H29	10,932,843	14,459,975	5,493,990	3,729,323	18,699,681	53,315,812
H30	10,817,707	14,732,613	5,700,721	4,281,244	19,313,052	54,845,337
R元	10,378,008	15,891,734	5,789,822	6,869,782	20,792,272	59,721,618
R 2	10,989,445	17,197,112	5,680,513	2,851,627	41,612,766	78,331,463
R 3	10,967,696	21,645,811	5,724,307	4,361,369	24,076,881	66,776,064
R 4	11,273,294	19,456,440	5,777,003	7,164,373	26,841,651	70,512,761
R 5	11,526,600	22,136,149	5,427,322	4,598,928	23,706,051	67,395,050
R 6	12,242,694	24,268,182	5,190,518	7,315,831	24,916,775	73,934,000

※「その他」は、物件費，維持補修費，繰出金等。

## 普通会計基金残高の推移

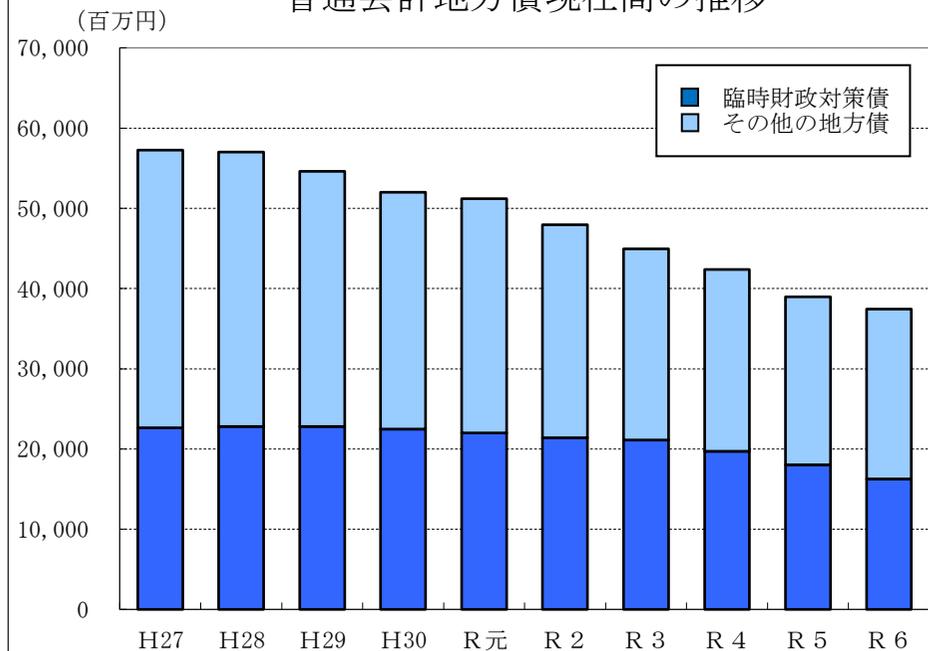


(単位：千円)

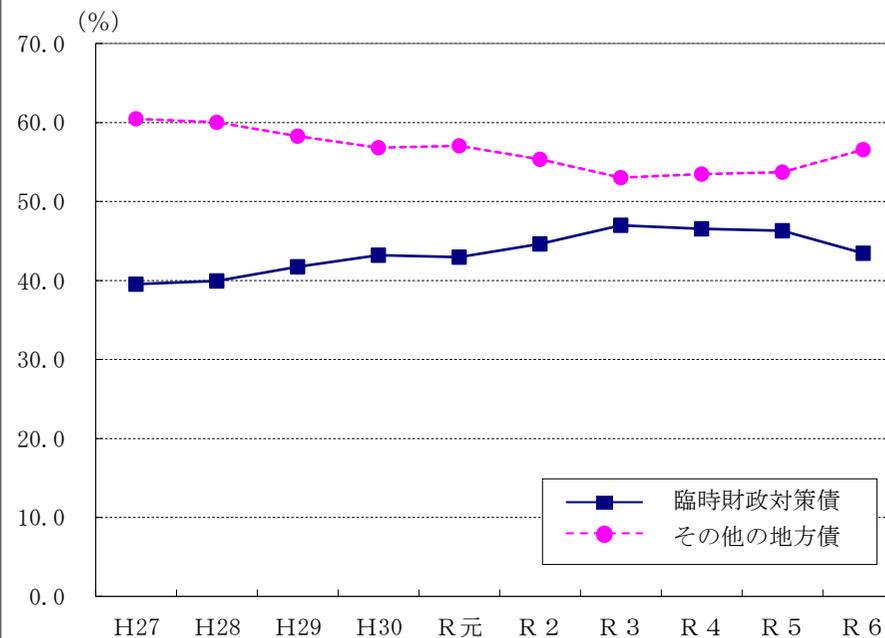
年 度	財 政 調 整 基 金	市 債 管 理 基 金	特 定 目 的 基 金	計
H27	2,259,556	507,658	253,829	3,021,043
H28	1,878,292	608,116	752,286	3,238,694
H29	1,946,274	808,176	1,245,093	3,999,543
H30	2,130,361	808,257	1,714,415	4,653,033
R元	2,350,014	708,776	2,262,426	5,321,216
R 2	2,780,958	709,023	2,289,313	5,779,294
R 3	4,087,334	909,270	2,292,584	7,289,188
R 4	3,200,220	909,510	4,025,400	8,135,130
R 5	3,292,118	910,083	4,397,718	8,599,919
R 6	2,857,696	1,111,211	4,598,432	8,567,339

※「特定目的基金」は、八千代こども国際平和文化基金、福祉基金、クリーン基金（令和4年度廃止）、市営霊園基金、庁舎整備基金、ふるさと応援基金、森林環境譲与税基金、公共施設等整備基金。

普通会計地方債現在高の推移



臨時財政対策債とその他の地方債の割合の推移



(単位：千円，%)

年 度	臨時財政対策債	その他の地方債	地方債合計	臨時財政対策債の割合	その他の地方債の割合
H27	22,639,913	34,616,435	57,256,348	39.5	60.5
H28	22,787,314	34,235,825	57,023,139	40.0	60.0
H29	22,792,709	31,821,429	54,614,138	41.7	58.3
H30	22,465,645	29,541,436	52,007,081	43.2	56.8
R元	21,989,494	29,202,592	51,192,086	43.0	57.0
R2	21,413,720	26,554,724	47,968,444	44.6	55.4
R3	21,117,320	23,833,993	44,951,313	47.0	53.0
R4	19,718,320	22,637,080	42,355,400	46.6	53.4
R5	18,038,632	20,913,396	38,952,028	46.3	53.7
R6	16,260,583	21,185,052	37,445,635	43.4	56.6

## (4) 予算編成方針

財 第 548 号  
令和7年9月19日

各 部 局 長  
教 育 次 長 様  
消 防 長

副 市 長

### 令和8年度予算編成方針について（依命通達）

#### 1 国の動向と地方財政の課題

国は、令和8年度予算の概算要求に当たって、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等に基づき、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとともに、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映するとしている。

また、「令和8年度の地方財政の課題」において、地方団体が、「地方創生2.0」やDX・GXの推進、防災・減災対策の取組の強化、老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保、物価高を踏まえた公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進など、活力ある持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な財政基盤を確保することが示されている。

さらに、フロントヤード（住民と行政の接点）改革やマイナンバーカードの利活用拡大等による住民の利便性向上、自治体情報システムの標準化、サイバーセキュリティ対策の強化、AIの利用推進、デジタル人材の確保、デジタル実装の全国展開などにより地域DXを推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」など財政マネジメントの強化が地方団体における課題とされている。

#### 2 市財政の現状と課題

上記のような方向性が示される中、本市においても国・県と基調を合わせた財政運営に努め、緑が丘西地区の開発の進展等に伴う市税の堅調な伸びを背景に財政力指数は高い数値で推移してきたものの、経常収支比率の高止まりによる財政の硬直化が続いてきた。

健全な財政運営の推進に向け、「八千代市財政運営の基本的計画」では、4つの財政指標で令和10年度目標値の達成に取り組むこととしており、令和6年度普通会計決算における各指標値を前年度と比較すると、公債費負担比率は1.2ポイント減の10.2%、市債残高は約15億円減の約374億4千万円となり、地方債に関わる指標はいずれも改善が見られた。一方、財政調整基金残高は、標準財政規模の10%以上の確保を目指す中、約4億3千万円減の約28億6千万円（標準財政規模の約7.4%）となり、昨今の激甚化・頻発化する自然災害など不測の事態に対応するためにも基金の醸成が不可欠である。経常収支比率につ

いても、人件費や扶助費、物件費の増等に伴う経常的経費の上昇等により0.3ポイント増の96.9%となっており、依然として財政硬直化の解消は財政健全化に向けた重要な課題となっている。

また、一般会計の将来推計として、令和7年3月に公表した直近の「中長期財政収支見通し」では、市税収入は引き続き堅調に推移するが、扶助費・物件費の高まりや投資的経費の増加等により、令和8年度以降の当初予算において毎年度収支不足が見込まれ、厳しい財政状況が続く見通しとなっている。

今後、新庁舎の整備や学校施設の長寿命化改修など公共施設の老朽化対策を進めながら、少子高齢化対策や自然災害への対応に加え、DXの推進や環境に配慮したカーボンニュートラルの実現などの行政課題に対応する財源を生み出していくためには、職員一人ひとりがより一層の危機感をもって主体的に事業を見直し、財政健全化に取り組む必要がある。

### 3 予算編成の基本的方針

令和8年度当初予算編成に当たっては、市税の大幅な増収を見込めない一方、社会保障関係経費や公共施設等の改修・更新など避けることのできない財政需要の増加が見込まれ、また、現下の労務単価や資材価格の高止まりによる影響に加え、最低賃金引上げや金利上昇を受けた財政負担の増加が懸念されることから、さらなる経常的経費の縮減を講じない限り、経常収支比率の上昇は避けられず、投資的経費や新規事業に取り組む財源を確保することが困難な状況となっている。

このことから、将来を見据えた持続可能な財政運営を進めながら、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた施策を推進するため、限られた財源を効率的・効果的に配分し、「最少の経費で最大の効果」を挙げるべく、全ての事業について緊急性や必要性、費用対効果を十分に検証した上で見直しに取り組むこととし、以下の基本的方針に基づき予算編成を行うこととする。

#### 【基本的方針】

##### ①市民の安心・安全への対応

- ・ 災害に備えた防災・減災への対策、待機児童対策を主とした子育て支援策、長期的視点に立ち安全性や機能を確保する公共施設の老朽化対策など、市民の安心・安全に関する行政課題に対応するための経費について、優先度を考慮し、適切に予算要求すること。公共施設の老朽化対策に当たっては、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」の趣旨に則り、公共施設の再配置、統廃合を含めた全体最適化を図ること。
- ・ 物価高騰への対応については、国の動向等を的確に把握した上で、適切に要求すること。

##### ②財政健全化への対応

- ・ 経常的経費については、経常経費充当一般財源（歳出）を、経常一般財源等（歳入）以下とし、歳入に見合った歳出とする原則のもと予算編成を行う必要がある。行政サービスのあり方を再検討し、義務的経費を含め、対象事業の重点化・効率化を図るため、事業の統廃合も視野に入れた大胆な見直しを積極的に図ること。見直しに当たっては、「行財政改革推進ビジョン」を踏まえて対応すること。
- ・ 新規・拡充事業の要求に当たっては、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを原則とすること。

- ・ 財源確保のため、国などの予算編成の動向に注目し、補助制度を積極的に活用すること。また、自主財源についても、市税等の徴収率向上や新たな歳入の確保に努めること。
- ・ 使用料・手数料の見直しにより、受益者負担の適正化に努めること。使用料を徴収する公の施設は、稼働率や利用状況を分析し、施設の利用促進と歳入の向上に取り組むこと。
- ・ 市単独で実施している補助金及び扶助費について、必要性等を厳格に検証し、事業内容の見直し、整理統合、廃止の検討をすること。
- ・ 市債は、適債性のある経費を的確に捉え、元利償還金に対する交付税措置のあるものを活用するなど、将来負担の抑制を図ること。

### ③総合計画等の着実な推進

- ・ 第5次基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、第5次総合計画後期基本計画に定める施策を効果的に実施するとともに、所管部局で策定した各種計画に掲げた施策を着実に推進すること。推進に当たっては、その実施時期や内容、優先度、市民ニーズ等を検証し、財政状況等を勘案した上で、事業の見直し等も検討することとし、実施中の事業であっても経費の節減に努めた予算要求とすること。
- ・ 「八千代市DX推進方針」に基づき、スマート自治体の実現を目指し、行政手続や窓口における市民の利便性向上や、業務改善による生産性向上を図ること。
- ・ 2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」と、その道筋を示した「八千代市地域脱炭素ロードマップ」を踏まえ、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの推進等に取り組むこと。
- ・ 市制施行60周年の節目を迎えるに当たり、記念事業を実施する場合は、事業費を精査した上で要求すること。

### ④効率的な執行体制の確立と職員の能力・資質の向上

- ・ 社会経済状況の変化や多様化する市民ニーズ等、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応するため、組織体制の見直しや適正な定員管理に努め、簡素で効率的な執行体制を確立すること。
- ・ 労働力人口の減少に伴い職員の確保が困難となっていること、限られた人的資源で質の高い行政サービスを提供するため、AI・RPAの活用による業務効率化、働きやすい職場環境の構築に努め、生産性の向上、働き方改革を推進すること。
- ・ 組織の総合力を高めるため、柔軟な発想や広い視野、豊富な知識を有する職員となるべく、研修を活用するなど一人ひとりの能力・資質の向上を図ること。

※ その他、予算編成上の詳細については、予算編成要領を参照すること。

